令和６年　第４回

南会津町議会定例会

会議録

南 会 津 町 議 会

令和６年第４回南会津町議会定例会会議録目次

第１日　１２月１３日（金）

◎議事日程……１
◎本日の会議に付した事件……１
◎出席議員……１
◎欠席議員……１
◎説明のための出席者……１
◎事務局職員出席者……２
◎開会の宣告……３
◎開議の宣告……３
◎議事日程の報告……３
◎会議録署名議員の指名……３
◎会期の決定……３
◎諸報告……４
◎委員会調査（行政視察）報告……５
◎報告第１２号から議案第１２０号まで一括上程、説明……１０
◎委員会提出議案第４号の上程、説明……１７
◎散会の宣告……１８

第２日　１２月１８日（水）

◎議事日程……１９
◎本日の会議に付した事件……１９
◎出席議員……１９
◎欠席議員……１９
◎説明のための出席者……１９
◎事務局職員出席者……２０
◎開議の宣告……２１
◎議事日程の報告……２１
◎一般質問……２１

湯　田　　哲　議員……２１
渡　部　裕　太　議員……３９
楠　　正　次　議員……５４
古　川　　晃　議員……７１
湯　田　芳　博　議員……８８
森　　秀　一　議員……１０３
◎散会の宣告……１０８

第３日　１２月１９日（木）

◎議事日程……１０９
◎本日の会議に付した事件……１０９
◎出席議員……１０９
◎欠席議員……１０９
◎説明のための出席者……１０９
◎事務局職員出席者……１１０
◎開議の宣告……１１１
◎議事日程の報告……１１１
◎一般質問……１１１
渡　部　訓　正　議員……１１１
酒　井　幸　司　議員……１２７
◎発言の訂正……１３４
川　島　　進　議員……１３４
丸　山　陽　子　議員……１４２
室　井　英　雄　議員……１５０
芳　賀　正　義　議員……１５４
◎散会の宣告……１６５

第４日　１２月２０日（金）

◎議事日程……１６７
◎本日の会議に付した事件……１６８

◎出席議員……１６８
◎欠席議員……１６８
◎説明のための出席者……１６９
◎事務局職員出席者……１６９
◎開議の宣告……１７０
◎議事日程の報告……１７０
◎発言の申出……１７０
◎報告第　１２号　専決処分の報告についての質疑……１７２
◎議案第　９９号　専決処分についての質疑、討論、採決……１７４
◎議案第１００号　南会津町犯罪被害者等支援条例の質疑、討論、採決……１７４
◎議案第１０１号　南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例の
質疑、討論、採決……１７７
◎議案第１０２号　南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
質疑、討論、採決……１７８
◎議案第１０３号　南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の質疑、討論、採決……１７９
◎議案第１０４号　南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約の
質疑、討論、採決……１８０
◎議案第１０５号　南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約の質疑、
討論、採決……１８２
◎議案第１０６号　南会津地方環境衛生組合の解散についての質疑、討論、採
決……１８３
◎議案第１０７号　南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分についての
質疑、討論、採決……１８４
◎議案第１０８号　字の区域の変更についての質疑、討論、採決……１８５
◎議案第１０９号　町道路線の廃止についての質疑、討論、採決……１８５
◎議案第１１０号　町道路線の認定についての質疑、討論、採決……１８６
◎議案第１１１号　財産の取得の追認について（平成２７年度使用小学校教師
用教科書、指導書及び指導資料の購入契約）の質疑、討論、
採決……１８７

◎議案第１１２号　財産の取得の追認について（令和２年度使用小学校教師用
教科書、指導書及び指導資料の購入契約）の質疑、討論、
採決……１８９
◎議案第１１３号　財産の取得の追認について（令和６年度使用小学校教師用
教科書、指導書及びデジタル教科書の購入契約）の質疑、
討論、採決……１８９
◎議案第１１４号　財産の取得の追認について（令和６年度使用小学校教師用
教科書、指導書及びデジタル教科書の購入契約）の質疑、
討論、採決……１９０
◎委員会提出議案第４号　南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、
採決……１９１
◎議案第１１５号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第５号）の質疑、
討論、採決……１９５
◎議案第１１６号　令和６年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第３
号）の質疑、討論、採決……２０９
◎議案第１１７号　令和６年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
１号）の質疑、討論、採決……２１０
◎議案第１１８号　令和６年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第２号）
の質疑、討論、採決……２１０
◎議案第１１９号　令和６年度南会津町水道事業会計補正予算（第２号）の質
疑、討論、採決……２１１
◎議案第１２０号　令和６年度南会津町下水道事業会計補正予算（第２号）の
質疑、討論、採決……２１２
◎日程の追加……２１３
◎議員派遣の件について……２１３
◎閉会中の継続調査について……２１４
◎閉会の宣告……２１４
◎署名議員……２１５

令 和 6 年 第 4 回 南 会 津 町 議 会 定 例 会　第 1 日

議　事　日　程　（第１号）

令和６年１２月１３日（金曜日）午前１０時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名
日程第　2　会期決定の件
日程第　3　諸報告
日程第　4　委員会調査（行政視察）報告
日程第　5　報告第１２号から議案第１２０号まで一括上程
（提案理由の説明）
日程第　6　委員会提出議案第４号の上程
（趣旨説明）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒井幸司　議員	２番	芳賀正義　議員
３番	湯田剛正　議員	４番	星　和孝　議員
５番	古川　晃　議員	６番	渡部裕太　議員
７番	森　秀一　議員	８番	川島　進　議員
９番	湯田芳博　議員	１０番	室井英雄　議員
１１番	丸山陽子　議員	１２番	楠　正次　議員
１３番	湯田　哲　議員	１４番	高野精一　議員
１５番	渡部訓正　議員	１６番	山内　政　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡辺健二	会計室長
渡部秀介	商工観光課長	湯田賢史	健康福祉課長
鈴木秀和	住民生活課長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	室井利和	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	橘　昭	農林課長
星　貴夫	農業委員会事務局長	渡部さつき	税務課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和６年第４回南会津町議会定例会を開会します。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○山内　政議長　それでは、本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名

○山内　政議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、４番、星和孝君、13番、湯田哲君を指名します。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎会期の決定

○山内　政議長　日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月20日までの８日間と

し、明14日から17日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの８日間とし、明14日から17日までを休会とすることに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎諸報告

○山内　政議長　日程第３、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和６年第３回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりです。

次に、監査委員から、令和６年度10月分までの例月出納検査の結果及び令和６年度定期監査の報告書が提出されています。事務局に保管されていますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和６年第３回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりです。

ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長　皆さん、おはようございます。

令和６年第４回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところ、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

令和６年12月２日付で、議長に対し報告いたしましたが、役場に勤務する職員が令和６年８月16日に、公用車の１トントラック、アルミバンを運行中、町道敷にあったスノーポールに荷台部の左側面を接触させ、約３メートルにわたって損傷させる交通事故を起こしたものの、10月30日までの約２か月半の間、上司への報告を怠った事案があります。

また、報告のきっかけも、他の職員が公用車の損傷を発見し、総務課において全職員に周知

してから申し出たものであり、この間、上司へ報告する機会があったにもかかわらず、報告しなかったことが、南会津町庁用自動車使用管理規程及び南会津町職員服務規程に違反したことから、地方公務員法第29条第１項第１号及び第３号の規定により、懲戒処分として、給与の10分の１を１か月間減給としたものであります。

当該職員の行為により、行政に対する町民の皆様の信頼を大きく損ねてしまいましたことに心よりお詫びを申し上げます。

今後は、このような行為を繰り返すことのないよう、職員の指導、監督をより一層徹底し、行政の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

この場をお借りいたしまして、お詫び申し上げ、報告とさせていただきます。

○山内　政議長　これで諸報告は終わりました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎委員会調査（行政視察）報告

○山内　政議長　日程第４、委員会調査（行政視察）報告を行います。

文教厚生委員会の行政視察報告を行います。

文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　文教厚生委員長の森秀一です。

文教厚生委員会の行政視察について報告します。

視察の目的は、豪雨災害に関する対策等の調査であります。

視察先は、関東・東北豪雨で甚大な被害を受けた茨城県常総市です。

研修日時は、令和６年10月31日木曜日、午後１時です。調査の出席者は、文教厚生委員会委員５名と事務局の計６名です。

調査の概要と結果について報告します。

初めに、豪雨災害の対策等を視察目的とした背景でありますが、近年における豪雨災害は、全国各地で頻繁に発生しており、線状降水帯により、災害の規模も激甚化しています。このような中で、防災・減災等の災害対策や避難等に対する住民意識の啓発が必要であると考え、関東・東北豪雨で大被害を受けた常総市を視察し、その後の対策等を研修して、災害に強いまちづくりに生かすことが目的です。

常総市の地勢でありますが、茨城県の南西部に位置しており、面積は124平方キロメートル

で、市の中央を一級河川の鬼怒川が縦断し、つくば市との境界を小貝川が流れております。また、人口は、令和６年４月１日現在、６万934人の市であります。

関東・東北豪雨の被災状況ですが、鬼怒川左岸200メートルが決壊し、市の３分の１、約40平方キロメートルが浸水したことが大被害となった要因でありました。

ハード面の対策は、堤防決壊箇所の応急復旧を２週間で完了しました。また、治水安全度の向上を図るため、国・県、鬼怒川下流７つの市と町が主体となり、災害防止のための河川改修を緊急的、集中的に実施し、決壊した堤防の復旧、堤防の嵩上げや拡幅、洪水時の水位を下げるための河道掘削を実施しました。

被災により見えた課題は、広域避難の重要性と近隣市町との連携、地域防災計画等、災害を想定した対応計画作成が必要であり、住民の防災意識として、過去の経験が避難しない判断に影響をしていたことから、住民向けの防災訓練や防災教育が必要でした。

大規模災害時においては、広域避難が必要であることから、鬼怒川、小貝川下流の13市町で減災対策協議会を設立し、広域避難に必要な事項を定めた「大規模水害時の広域避難に関する協定」を締結しました。

住民によるタイムラインとは、自分自身に合った避難に必要な情報、判断、行動を把握し、自分の逃げ方を手に入れることを目的とした「みんなでタイムラインプロジェクト」という先駆的な取組でした。

被災のあった９月10日を「常総市防災の日」と制定し、毎年９月初旬には、市内小中学校で一斉防災教育・訓練を行っていました。防災に関する基礎的な知識だけでなく、自ら考え行動し、地域で助け合う心を学んでおり「防災教育日本一」を目指しています。

常総市が目指す自主防災組織とは、自分の身は自分の努力で守る自助と地域や近所の人が協力して防災活動に取り組む共助が不可欠であり、市内全地区に自主防災組織の結成を促していました。自主防災組織は、小学校単位の自治区を組織として、自主防災組織連絡協議会を設立し、情報を共有しています。

地域防災力の強化としては、防災リーダーとなる防災士の養成が必要であり、防災士資格取得に係る受講料、登録料など全額を補助していました。

所見としまして、常総市は、市内を鬼怒川、小貝川の二大河川が流れていることから、河川決壊となれば広範囲の大規模水害であり、広域的な対策が必要となります。本町においては、山間地ということから、河川災害ばかりでなく、土石流や地滑りといった山からの災害対策が必要であります。常総市は、水害の教訓を生かした「防災先進都市」の実現を目標に、災害対

策に取り組んでいましたが、本町においても学ぶべきものが多くありました。

マイタイムラインについては「地区の洪水リスクを知る」「洪水時の情報を知り、被害や避難の考え方を知る」ということであり、住民が自分の地域の災害リスクを想定し、避難すべき行動をそれぞれに理解することは重要なことと感じました。

防災教育・訓練の一環として、関東・東北豪雨の日を防災の日と定め、それに合わせて小中学校一斉に防災教育と訓練を実施していましたが、小中学生の頃から、防災に関する知識を身につけることは大切なことと思いました。

防災力を高めるためには、自助、共助による地域防災力と公助との連携が必要であり、本町としても、組織強化と活動支援は必要と感じました。

地域防災力強化のためには、防災士の活動が重要であり、資格取得のための支援は必要と思いました。

次に、２か所目の視察について報告します。

視察の目的は、科学技術による防災対策に関する研修であります。

視察先は、茨城県つくば市、防災科学技術研究所です。

研修日時は、令和６年11月１日金曜日、午後１時20分です。

研修の結果と概要について報告します。

科学技術による防災対策を視察目的とした背景でありますが、全国的に発生している自然災害に対して、公共の研究機関が科学技術の面から、防災・減災のために行っている研究の内容と成果を確認し、災害に強いまちづくりに生かすことを目的に研修しました。

説明を受けた施設や展示品等について報告します。

初めに、映像により説明を受けた施設です。

雪氷防災実験棟は、天然に近い結晶形の雪を降らせる装置や風洞装置などを備えた大型低温室で、雪氷に関する基礎研究や雪氷の発生機構とその対策に関する研究を行う施設です。

大型降雨実験施設は、世界最大級の規模、能力を有する散水装置で、15ミリから300ミリの雨を降らせることができる施設です。

大型耐震実験施設は、大型テーブルを利用して、大規模な耐震実験を実施することができます。

実大三次元振動破壊実験施設は、実大規模の建物の地震の揺れを前後、左右、上下の三次元で直接与えることで、その揺れや損傷、崩壊の過程を検討できる施設です。

次に、展示品に対する説明を受けました。

全国の地震計設置箇所は、阪神淡路大震災以前４か所でしたが、現在は民間と合わせて１万か所になっているということです。

日本海溝海底地震津波観測網は、海底で発生する大地震や津波を観測する大規模な海底観測網で、北海道から千葉県沖まで、観測装置150点で、延長は5,500キロメートルが設置されているという説明でした。

体験設備としての地震ザブトンとは、防災科学研究所の強震観測網等で観測された実際の地震波や長周期地震動の想定を見ながら地震動を体験できる地震動シミュレーターです。過去に発生した、熊本、阪神淡路、新潟、東日本の岩手、東日本の栃木の５か所と東海地震を想定した計６か所の実在地震動ですが、参加者で全箇所の揺れを体験しました。

所見としましては、地震や豪雨など、現実に起こるべき状況を忠実に再現できる設備を整備し科学的に解明することは、防災・減災に十分生かせるものと思いました。

説明を受けた４つの実験施設棟は、現実に起こり得る災害を再現できることで、災害のメカニズムを研究できることから、防災対策に生かされていると感じました。

地震計の設置や海底地震津波観測網の設置は、阪神淡路大震災や東日本大震災を教訓に進められたものであり、地震に対する防災対策が急ピッチで進められていることを感じました。

地震サブトンを体験しましたが、実際に起きた地震と同等の振動であり、地震の怖さを感じました。

今回の視察を通じて感じたことは、災害の怖さであり、災害発生時に自分の身を守るためには、早めの情報と早めの行動が必要であり、防災対策や避難訓練等、住民意識の啓発がいかに大切なことかを知ることができた研修でした。

以上で文教厚生委員会の行政視察報告を終わります。

○山内　政議長　これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　どちらも非常に内容のいいものだというふうに感じました。

そして、１件目の９）の常総市が目指す自主防災組織とはというふうに書いてありますが、その中でも１文目は、市内全地区に自主防災組織の結成を促しているという説明がありました。

組織率、区割数とか、その辺は分かっているのでしょうか。分かっていて、今、促しているということは、10年以上という、この会議ができてからは10年ぐらいかもしれませんけど、その間に進まなかったとすれば、進まなかった理由というところがお分かりだったら伺いたいと

思います。

○山内　政議長　７番、森秀一文教厚生委員長。

○７番　森　秀一議員　促しているということは、資料の中で書いてあった状況であって、説明の中では、小学校を自治区の単位として、その中でもう進めています。ある程度、それらについてはもう固められているというようなことで判断をして聞いてきました。

○山内　政議長　そのほかありませんか。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私たちの思い描いている災害のイメージ、あるいは、それに対する認識等について、現場に赴いて、そこをしっかりと体験するということはとても大事なことだと思います。

１つだけお聞きしますが、これらの知り得た情報、これを今後、文教厚生委員の議員の皆さん、あるいは文教厚生委員会として、今後どういうふうな手順でこれを実行に移し、我が町のための貢献に資するのか、ここのところをお聞きします。

○山内　政議長　７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　視察に行って帰ってきて、所管である住民生活課のほうには資料なりを提示して、このような状況でしたということで、実行に移す立場ということになると、議会そのものというよりは行政側ということで、連携の中で進めていくべきものということで考えております。

それで、今回の報告にはなかったんですが、常総市では、関東・東北豪雨のときに、議員側が、議員個々が直接災害対策本部のほうに、いろんな意見なり、行動に対しての状況をお願いしたという経過があって、それがいい意味であればよかったんですが、結果として紛らわしい結果になって、行動が取りにくかったということで、さらにその後の反省として、議員側等の考え方というのは、議長を一本化させた中で報告するというようなことがありました。

ということから、議員については、委員会なり何なりの中での協議とかいろんなことで、アドバイス的な立場で住民生活課のほうにお願いをするような形を取りながら、直接的な行動は取らないというような考え方を持っております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私たちが通常、いわゆる行政というものの定義を考えると、いわゆる行政を担う執行部側に、おおむねその判断、あるいはその実行する実行力というものが存在するんですが、議員が現地を視察し、その状況を真摯に自分のものにするということは、それも

大事なんですが、知って行わざれば知らざるに同じだと私は思っています。

つまり、先ほどの報告の中にもありましたように、自助、共助という、とても大事な話です。つまり、それぞれが所属する地域、集落、そういうところで災害に対する認識の啓蒙を図るということは、今からでもできるはずです。

こういうことを含めて、いわゆる行政側に報告するということも、これは当然あっていいことですから、それで終わりにしないで、先ほど委員長からも話がありましたように、できることをしっかりと見つけ出して、いわゆる研修が有効な手段であると、経過してこういう行動につながっていますという実績をつくり出すことを求めて質問を終ります。

○山内　政議長　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

以上で、委員会調査（行政視察）報告を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎報告第１２号から議案第１２０号まで一括上程、説明

○山内　政議長　日程第５、報告第12号から議案第120号までを一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長　これより、今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、報告第12号「専決処分の報告について」でありますが、本件は、地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第２項の規定により報告するものであります。

専決第15号「工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業　町道高杖原線舗装工事)」でありますが、本件は、令和６年６月21日付で、株式会社舘岩工務所と契約した工事であり、工事を施工するに当たり、既設舗装版の厚さを確認したところ、設計値以上の舗装厚であることが確認されたため、アスファルト殻の運搬及び建設副産物処理等の数量が増加したことにより、請負金額を28万1,600円増額し、6,111万1,600円とするものであります。

次に、専決第16号「工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業　町営

住宅会下団地１号棟改修　建築主体工事)」でありますが、本件は、令和６年５月16日付で、株式会社大橋工務店と契約した工事であり、工事を施工するに当たり、現地調査を基に推定数量で発注しておりましたが、改修を進める段階で、建設副産物の処分量に増減があったことから、請負金額を41万8,000円減額し、5,216万2,000円とするものであります。

次に、専決第17号「工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業　下山橋補修工事)」でありますが、本件は、令和６年５月16日付で南総建株式会社と契約した工事であり、橋面舗装工について、路面切削後に現地測量を実施した結果、設計の舗装厚では橋梁前後の舗装に段差が生じることが確認されたため、舗装を厚くする必要が生じたこと及び橋梁足場工について、現地精査の結果、つり足場工等の増加が生じたため、請負金額を121万440円増額し、１億3,977万4,800円とするものであります。

次に、議案第99号「専決処分について」をご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したため、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

本案は、衆議院の解散により、10月27日に解散総選挙が執行されることが決定したことにより、必要となる関係予算について、地方自治法の規定により専決処分しましたので、承認を求めるものであります。

専決第18号「令和６年度南会津町一般会計補正予算（第４号)」でありますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,150万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ132億1,239万円としたものであります。

歳出補正予算は、衆議院議員総選挙の関係予算を総務費に計上する一方、主な財源に県支出金を見込んだものであります。

次に、議案第100号「南会津町犯罪被害者等支援条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、新たに制定するものであります。

次に、議案第101号「南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、昭和54年に建築した上郷教職員住宅１棟を解体したため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第102号「南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご

説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づき、職員の給与改定を実施するため、給料表及び期末勤勉手当等について所要の改正をするものであります。

次に、議案第103号「南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第104号「南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約」及び議案第105号「南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約」については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、南会津地方環境衛生組合の事務部局を、南会津地方広域市町村圏組合に編入統合し、事務部局を一元化することで、事務の効率化と事務管理経費の削減、職員の資質向上及び人事交流を促進し、将来を見据えた複合的な広域行政を推進するため、両組合の規約について所要の変更をするもので、組合規約の改正については、構成団体において議会の議決が必要になることから、議会の議決に付すものであります。

次に、議案第106号「南会津地方環境衛生組合の解散について」を説明申し上げます。

本案は、南会津地方環境衛生組合が令和７年４月１日付で南会津地方広域市町村圏組合へ事務承継するため、令和７年３月31日をもって解散することについて、構成団体において議会の議決が必要になることから、議会の議決に付すものであります。

次に、議案第107号「南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分について」をご説明申し上げます。

本案は、令和７年３月31日をもって解散する南会津地方環境衛生組合の全ての財産を、令和７年４月１日付で南会津地方広域市町村圏組合に帰属させるための議案で、構成団体において議会の議決が必要になることから、議会の議決に付すものであります。

次に、議案第108号「字の区域の変更について」をご説明申し上げます。

本案は、国土調査事業において、平成30年度に現地調査を実施した永田第７地区の土地について、入り組んでいた字界をより明確にするため、字界の変更を行うものであります。

次に、議案第109号「町道路線の廃止について」をご説明申し上げます。

本案は、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業地内において区画道路の新設に伴い、消滅した路線を廃止するものであります。

次に、議案第110号「町道路線の認定について」をご説明申し上げます。

本案は、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業地内における区画道路の新設に伴い、新たに町道として路線を認定するものであります。

次に、議案第111号から議案第114号の「財産の取得の追認について」は、関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

本案は、他の自治体において、教師用教科書等の購入契約が議会の議決を経ずに行われていたという報道を受け、過去に遡って契約事務を確認したところ、平成27年度、令和２年度、令和６年度の各年度に使用する小学校教師用教科書、指導書等の購入契約について、本町においても議会の議決を経ずに購入契約を行っていたことが判明いたしました。

小中学校の教科書については、改訂に合わせて教師用教科書等を購入しており、本来であれば、地方自治法第96条第１項第８号及び南会津町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、予定価格が700万円以上の財産の取得については、議会の議決を経て取得すべきところでしたが、これを経ずに取得していたことから、当該手続を遡って有効なものとするため、追認の議決を求めるものであります。

今回の原因といたしましては、備品購入費ではなく消耗品費の科目で購入しており、条例に規定しております動産の買入れに該当しないと誤認していたことであり、今後は契約に係る条例等を再確認し、再発防止に努めてまいります。

それでは、各議案の内容についてご説明申し上げます。

議案第111号につきましては、平成27年度使用小学校教師用教科書、指導書及び指導資料の購入で、平成27年３月25日に契約金額776万7,747円で、本町の渡部書店と随意契約したものであります。

議案第112号につきましては、令和２年度使用小学校教師用教科書、指導書及び指導資料の購入で、令和２年３月25日に契約金額1,285万7,952円で、本町の渡部書店と随意契約したものであります。

議案第113号につきましては、令和６年度使用小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書の購入で、令和６年３月22日に契約金額1,333万3,753円で、本町の渡部書店と随意契約したものであります。

議案第114号につきましては、令和６年度使用小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書の購入で、令和６年３月22日に契約金額941万9,349円で只見町の米屋書店と随意契約したものであります。

続きまして、議案第115号「令和６年度南会津町一般会計補正予算（第５号)」についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ347万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ132億1,586万2,000円とするものであります。

補正の主な内容でありますが、歳入予算につきましては、本年度の事業実施に伴い、追加や新たに交付決定となる国・県支出金などの計上のほか、ふるさと納税寄附金の追加計上及び事業費の確定見込みによる町債の減額などの計上が主であります。

歳出予算につきましては、職員の人事異動及び給与改定等による人件費の補正をはじめ、各種事業費の確定見込みによる経費補正が主な内容となります。

それでは、歳入から主な補正項目をご説明申し上げます。

第１款　町税は、個人住民税が定額減税による影響などで、5,249万1,000円を減額補正するものであります。

第13款　分担金及び負担金は、現年度分私立保育料を減額する一方、広域入所受託料の増額で、1,219万8,000円を追加補正するものであります。

第14款　使用料及び手数料は、現年度分公立保育料について、入所者の減少見込みにより、225万4,000円を減額補正するものであります。

第15款　国庫支出金は、町営住宅改修事業に係る事業費の確定に伴い、社会資本整備総合交付金を減額する一方、公定価格の見直しによる私立保育所運営費負担金の追加など、806万2,000円を追加補正する内容となっております。

第16款　県支出金でありますが、耐震関連事業費の確定に伴い減額する一方、公定価格の見直しによる私立保育所運営費負担金の追加など、776万8,000円を追加補正するものであります。

第17款　財産収入は、間伐材の売払いに伴い、109万円を追加補正するものであります。

第18款　寄附金は、ふるさと納税寄附金の収入見込みにより、2,039万円を追加補正する内容であります。

第19款　繰入金は、各事業の確定見込みにより、777万円を追加補正するものであります。

第21款　諸収入は、森林整備センター分収造林受託事業収入を減額する一方、後期高齢者医療広域連合負担金返還金などで、3,283万9,000円を追加補正するものであります。

第22款　町債は、各事業費の確定見込みや地方債の組替えによるもので、3,190万円を減額補正するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

まず、各款にわたる職員の人件費の補正についてでありますが、今回の補正は、職員の人事異動及び給与改定等による補正でありまして、これからの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を省略して説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

第２款　総務費でありますが、公有自動車購入を事業確定見込みにより減額する一方、ふるさと納税返礼業務委託費の追加など、2,074万5,000円を追加補正する内容となっております。

第３款　民生費は、社会福祉協議会運営費補助金を減額する一方、デイサービスセンター愛宕、社会福祉協議会が運営する訪問介護事業に対する円滑化事業補助金の追加など、8,368万6,000円を追加補正するものであります。

第４款　衛生費は、予防接種委託料を追加しますが、職員人件費分によって、729万9,000円を減額補正する内容となっております。

第６款　農林水産業費は、森林環境譲与税事業の確定見込みにより事業費を減額し、基金積立金を追加するほか、機構集積協力金の増額などで、134万3,000円を追加補正するものであります。

第７款　商工費は、各種事業の確定見込みにより減額する一方、人件費の追加などで、13万8,000円を追加補正する内容となっております。

第８款　土木費は、事業費の確定見込みにより、1,773万7,000円を減額補正するものであります。

第９款　消防費は、防災行政無線設置事業修繕料を追加する一方、ポンプ自動車購入費の確定見込みよる減額などで、253万9,000円を減額補正する内容となっております。

第10款　教育費は、山村留学事業委託料及び田島小学校体育館等改修工事請負費を事業費確定見込みにより減額する一方、小中学校教科書等の購入経費を新たに計上するもので、1,998万5,000円を追加補正する内容となっております。

第14款　予備費でありますが、歳入との関連で、9,497万円を減額補正するものであります。

なお、町消防団消防車両整備事業につきましては、自動車関連部品の世界的な不足により、車両製造に遅れが生じているため、次年度に予算を繰り越して実施することから、繰越明許費として設定いたしました。

また、今回の補正予算に伴う地方債の補正につきましては、繰越明許費と同じく、議案書の一般補正５ページ各表のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げました。

次に、議案第116号「令和６年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」につい

てご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ446万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,127万6,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、一般会計からの人件費繰入金を追加計上するもので、歳出では、職員の人事異動等により人件費を補正するほか、保険給付費等県交付金過年度精算返還金を新たに計上するものであります。

次に、議案第117号「令和６年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)」についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ496万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２億6,396万7,000円とするものであります。

その主な内容でありますが、歳入では、一般会計からの人件費繰入金及び前年度繰越金を追加計上するもので、歳出では、職員の人事異動等により人件費を追加補正する内容となっております。

次に、議案第118号「令和６年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第２号)」についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,664万6,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、一般会計からの人件費繰入金を追加計上するもので、歳出では、介護認定審査会費を減額する一方、職員の人事異動等により人件費を追加する内容となっております。

次に、議案第119号「令和６年度南会津町水道事業会計補正予算（第２号)」についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正については、収入の部で1,052万5,000円を減額し、予定額を５億8,049万4,000円とし、支出の部で1,158万4,000円を追加し、予定額を５億8,169万1,000円とするものであります。

その主な内容でありますが、収入の部では、水道料金の減額及び高料金対策など、一般会計からの補助金の減額、支出の部では、配水管等修繕費及び人件費等を追加する内容となっております。

次に、議案第120号「令和６年度南会津町下水道事業会計補正予算（第２号)」についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正については、収入の部で46万3,000円を追加し、予定額を３億7,978万6,000円とし、支出の部で215万3,000円を追加し、予定額を４億9,955万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正については、収入の部で101万5,000円を減額し、予定額を３億2,862万1,000円とし、支出の部で204万円を減額し、予定額を３億4,445万8,000円とするものであります。

その主な内容は、収入の部では、一般会計からの職員人件費及び企業債償還金利子に係る補助金を追加補正し、支出の部では、人件費及び処理場に係る光熱水費を追加補正する内容となっております。

以上、本定例会に提案をいたしました議案22件、報告１件に関する説明とさせていただきます。

つきましては、よろしくご審議を賜り、決議いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○山内　政議長　これで提案理由の説明を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎委員会提出議案第４号の上程、説明

○山内　政議長　日程第６、委員会提出議案第４号を上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、ただいま議題となりました委員会提出議案第４号について説明を申し上げます。

南会津町議会議長、山内政様。提出者、南会津町議会、議会運営委員長、楠正次であります。

「南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」でありますが、地方自治法第109条第７項及び南会津町議会会議規則第14条第３項の規定により、次のとおり提出いたします。

提案理由でありますが、町長、副町長等の特別職に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の改正が行われることから、町議会議員に支給する期末手当についても同様に改正するものであります。

改正内容詳細は、別紙のとおりでございますが、よくご覧いただき、慎重なご審議を賜り、ご決定くださるようお願いを申し上げまして、提案理由といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内　政議長　これで委員会提出議案の説明は終わりました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○山内　政議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は、12月18日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午前１０時５７分

令 和 6 年 第 4 回 南 会 津 町 議 会 定 例 会　第 2 日

議　事　日　程　（第２号）

令和６年１２月１８日（水曜日）午前１０時開議

日程第　1　一般質問

１３番　湯　田　　哲　議員
６番　渡　部　裕　太　議員
１２番　楠　　正　次　議員
５番　古　川　　晃　議員
９番　湯　田　芳　博　議員
７番　森　　秀　一　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒　井　幸　司　議員	２番	芳　賀　正　義　議員
３番	湯　田　剛　正　議員	４番	星　　和　孝　議員
５番	古　川　　晃　議員	６番	渡　部　裕　太　議員
７番	森　　秀　一　議員	８番	川　島　　進　議員
９番	湯　田　芳　博　議員	１０番	室　井　英　雄　議員
１１番	丸　山　陽　子　議員	１２番	楠　　正　次　議員
１３番	湯　田　　哲　議員	１４番	高　野　精　一　議員
１５番	渡　部　訓　正　議員	１６番	山　内　　政　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡　部　正　義　町　　長　　佐　藤　一　範　副　町　長

川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡辺健二	会計室長
渡部秀介	商工観光課長	湯田賢史	健康福祉課長
鈴木秀和	住民生活課長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	室井利和	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	楠　昭	農林課長
星　貴夫	農業委員会事務局長	芳賀隆徳	農業委員会農地管理振興係長
渡部さつき	税務課長	渡部浩明	舘岩総合支所長
菅家康夫	伊南総合支所長	平野芳和	南郷総合支所長

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により遅刻する旨の届出のあった議員は、２番、芳賀正義君です。

これから本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎一般質問

○山内　政議長　日程第１、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が３回を超えることを許し、同規則第56条第１項の規定によってその発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◇　湯　田　　哲　議員

○山内　政議長　13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　皆さん、おはようございます。

議席番号13番、湯田哲、登壇順序に従いまして、一般質問を開始いたします。

１、ＧＴレンジャー（仮称）による本町の特色ある山岳地形を生かした観光振興は。

本町は、90%以上が森林である。この森林を生かすための知恵を町民が出し合う、そして、出てきた様々な知恵を議論、進化させ、その未来ビジョンを決断し、実践、行動に移し、実現できたらどんなにすばらしいでしょう。

国土地理院の地図で本町を見ると、どこもかしこも高低様々な山々が、舘岩、伊南、南郷、田島地域の各境界線上の山々も含め多くの山が散在し、それらの山頂が稜線、尾根によってつながっていることに気がつきます。そして、その稜線は、高低差の少ない勾配、曲線でつながっています。いわゆる登山の縦走コースのようなものです。

①そこでスキー場を冬以外、つまり春夏秋にも活用するために、たかつえスキー場からだいくらスキー場、そして南郷スキー場までの尾根、稜線をつなぐ登山ルートを開設、つまり縦走ルートとして活用し、それぞれのスキー場のロッジは、トイレ、食事などの休憩所、山小屋、登山者のベースキャンプとして活用してはと考えますが。

②この縦走コースのルートの新設を担う人材、実行部隊については、これまでなかった新しい道をつくることへの挑戦者である未開の地を開拓する精神を有する者、ＧＴレンジャー（仮称）と命名し、ちなみにＧＴレンジャーのＧＴとは、緑茶のグリーンティーの頭文字で、森林のグリーン、茶は音声的に茶で、その後のレンジャーでチャレンジャー、挑戦者の意味である。このＧＴレンジャー、活動部隊を町内から募集し、この新しい山岳ルートづくりを実施、実現してはと考えますが。

２、この冬の高齢者等除雪支援体制の計画、見通しは。

①この冬の高齢者等除雪支援の対象者の現状と除雪支援を請け負う事業所、除雪作業支援作業の人材の確保状況は。

②先日の参議院予算委員会において国土交通大臣が、令和３年に創設された国の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金が屋根雪下ろし等を伴わない間口等の除排雪を含む制度を拡充するとし、令和６年度の補正予算に計上していると答弁していた。この交付金に関し、本町が除雪支援事業を進める上で町の考えは。

３、小・中学校の授業風景が日々変化する中、児童・生徒及び先生方の授業状況は。

この12月議会で、財産の取得の追認として、平成27年度使用小学校教師用教科書、指導書及び指導資料の購入契約として776万7,749円、令和２年度使用小学教師用教科書、指導書及び指導資料の購入契約として1,285万7,952円、令和６年度使用小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書の契約金として1,333万3,753円、令和６年度使用小学教師用教書、指導書及びデジタル教科書の購入契約として941万9,349円、この４件合計4,337万8,801円の財産の取得とあ

る。

①20年以上、小・中学校にパソコンが導入された時代から、最近のＧＩＧＡスクール構想やプログラミング授業の開始など、様々な文部科学省が進めるＩＣＴ教育を見守ってきました。この財産取得の詳細は。

②これまでも実施されてきたＩＣＴ授業と、導入後の授業との違いは何か。

③この新しい授業による児童の反応、感想、状況及び先生方の授業を進める上での新たなる作業、反応、感想、状況は。

質問は以上です。

ごめんなさい、興奮して先に進めてしまった。

〔「再質は……」と言う者あり〕

○１３番　湯田　哲議員　いや、やりますね、せっかくですので。申し訳ない。こっちのほうを忘れちゃいました。１番のところで止めるはずだったんですが、ちょっとどんどん、はい。申し訳ない。消えていますよね、大丈夫です。じゃ、いってください。

僕が、今回皆さんに見てほしいのは、これは、だいくら、たかつえ方面からなんですけど、グーグルアースのコピーですね。ちょっと見てもらうと分かります。ここはたかつえのリフトの部分です。ここに七ケ岳。七ケ岳が、ここ頂上ですね。縦走が、僕が今回提案したのは縦走なので、こういう形で縦走で、下岳のほうに行っています。

このグーグルで見てすぐ分かるのは、つまりこれらは全て別な名もなき山なんでしょうけど、稜線ですよね。我々は七ケ岳の縦走コースという形で、ここをこういう形で縦走コースとして見ていますし、たかつえスキー場というのは、ここに丸山という山がありますけど、ここから、このことを私は今回提案しています。

で、この次の資料を見てもらうと、これだいくらスキー場です。ここがだいくらスキー場ですね。ここが駒止トンネルが通っています。ここに黒岩湿原とか、皆さんあまり、知っている方は何人かいらっしゃるんですけど、黒岩湿原とか、こちらが伊南方面、多々石林道に行くところですね、戸板峠があったり。これは針生地区で、檜沢街道へ行っています。

これら、しわしわになっていますけど、これ、何か何度も繰り返して申し訳ない、これが稜線なんですね。つまり、本町はこういう山々に囲まれていることなので、今回はたまたまここを稜線としてだいくらまでたどり着き、駒止トンネルの上の山岳を通りながら、駒止湿原、ここ駒止湿原ですけど、この次の地図を見ると、これが南郷スキー場です。南郷スキー場で、ごめんなさい、ここです。ちょっとお待ちください。ここが南郷スキー場です。ここが宮床湿原

ですね。ここが伝上山という山が、南郷スキー場のトップにあるわけですね。一番高いところ。

要はここまで、丸山というたかつえ、舘岩からだいくら山を通過して駒止湿原を通過して宮床方面に、これ林道もありますけども、ウオーキングというか山岳ルートで伝上山まで行ってほしい、そのルートの提案になります。

もうちょっと見てほしいのが、今度は、せっかくプロジェクターあるので、これ、南郷スキー場の今度は地形図です。先ほど質問の中で言った、国土地理院のこれはスマホというかあれでタブレットでやったものをコピペしたものですが、ここに会津高原南郷スキー場ってあります。

〔「たかつえ」と言う者あり〕

○１３番　湯田　哲議員　あ、たかつえか。そうです、たかつえです。会津高原たかつえスキー場で、この線みたいなのご存じでしょうけど、これがリフトであります。これが一番高いところに行っているこのリフトが第５緊張というか、僕、ちょっと昔の名前しか分からないので、ここに丸山という丸山があって、ここが南郷スキー場の一番高いところですね。かなり景色がいいところなので、滑っていますね。たかつえスキー場の景観のいいところなんですが、この辺から見る一望はもう絶景ですよね。

ここのたかつえのてっぺんからこちらのほうに延びているのが七ケ岳なんですね。これですね、これが七ケ岳の稜線、縦走コースです。この絵からも気がつくように、この影というのは稜線であることは皆さんご存じでしょうけど、ここに大平山とか、あ、大平山じゃない、あの、名前いろいろあるんですけど、これ見て初めて名前を知ったみたいなところあるんですけど、これらが全て稜線なので、等高線の関係で僕も昔社会で勉強しましたけど、さすがに緩やかな部分であれば、これら全て稜線なので、僕、今回またこのプロジェクターで、あとここでやめますけども、これがだいくらのスキー場でトンネルがありますけども、これが南郷スキー場に来ました。そうですね、南郷スキー場の伝上山です。

こういう形で、この地図を見ると、本当に稜線が続いていることが分かると思います。これについて、またこの後再問させていただきます。

再問については、再問席にて行います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　皆さん、おはようございます。

13番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、ＧＴレンジャー（仮称）による本町の特色ある山岳地形を生かした観光振興はに

関する１点目、スキー場の冬季以外の活用に向けた、登山ルートの開設とスキー場施設の活用についてと、２つ目の縦走ルートの新設を担う人材についてのおただしについてでありますが、関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

国土地理院の地図で確認したところ、各スキー場をつなぐ登山ルートを想定した場合、その稜線や高低は比較的穏やかな勾配であると推測されます。また、登山ルートの周辺には、天然林のブナ林が広がる場所や、歴史的にも重要な「巡見使の道」それから「木地師集落、墓地」などがあって、本町の豊かな自然と奥深い歴史を感じる魅力的なルートになると思われます。

一方、幾つかの課題も想定されます。

１点目は、登山道開設による自然環境への影響やコースの安全性、けがや事故が発生した場合の山岳救助について考慮する必要があること。

２点目は、登山道を開設するための費用や、開設後の維持管理費用が、観光誘客に係る経済効果に見合うどうか。費用対効果の検討が必要であること。

３点目は、登山道を開設する人材やその後の維持管理を担う人材を確保する必要があることであります。

さらに、これらの課題を整理する上で、現地調査は欠かせませんが、現地はなだらかであるとはいえ、草木などが繁茂していると想定され、調査には相当の日数や費用がかかることが見込まれます。

以上のことから、議員からのご意見として、今回は受け止めさせていただきたいと、このように考えているところであります。ご理解いただきたいと思います。

次に、この冬の高齢者等除雪支援体制の計画、見直しはに関する１点目、この冬の高齢者等除雪支援の対象者の現状と除雪支援を請け負う事業所、それから除雪支援作業の人材確保の状況はとのおただしでございますが、除雪サービス登録世帯につきましては、現在１回目の決定通知を発送したところで、その数は695世帯となっております。除雪事業者につきましては、現在４地域の除雪ネットワーク事業者が登録を受け付けており、昨年度と同等の事業者数になるとの報告を受けているところでございます。

次に、２点目の国の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金が、制度を拡充し、令和６年度の補正予算に計上しているとのことであるが、この交付金に関し、本町の除雪支援事業を進める上で町の考えはとのおただしでございますが、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金につきましては、自立的で安全な地域の実現のための地域将来構想となる地域安全克雪方針の策定に対する支援と、策定された方針に基づき実施する除排雪の体制づくりなどを試験的に行うための支援と

いった大きく分けて２つのメニューで構成されていると認識しております。

なお、この活用につきましては、既に各市町村で実施されている取組にではなく、地域安全克雪方針に基づき、あくまで試行的に行う新規の取組にのみ活用が可能であることから、現時点において、本町の高齢者等除雪支援事業の当該交付金の活用は考えていないところでございます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　おはようございます。

私からは、小・中学校の授業風景が日々変化する中、児童・生徒及び先生方の授業状況はついてお答えいたします。

１点目、財産取得の詳細はとのおただしでありますが、令和６年度使用分を例に購入内容をご説明しますと、教師用教科書、指導書、デジタル教科書の３品目を購入したものであります。まず、教師用教科書ですが、児童・生徒の教科書は国から無償給与されますが、教師用は給与されないため、改訂に合わせて教育委員会で購入しております。令和５年度に町内７つの小学校の全ての学年、全ての教科分として708冊の教師用教科書を購入し、購入額は27万8,902円でありました。

次に、指導書ですが、教師が授業を行う際に活用するもので、教科書の内容について、学習の狙いや指導のポイントなどが記載されています。令和５年度に632冊の指導書を購入し、購入額は2,245万770円でありました。

そして、デジタル教科書ですが、本町では令和４年度より国の実証実験に参加し、令和６年度の小学校は、外国語科で全校に、算数科で３校に導入することができました。この結果、算数科について、残り４校分のライセンスを町独自に購入したものであります。１ライセンス当たり330円で購入できるため、デジタル教科書の購入額は、71ライセンスで２万3,430円となっております。

このように、購入した３品目の中で一番高額なものは指導書でありまして、令和６年度分の購入額合計2,275万3,102円のうち98.7％を占めています。従来からの製本された指導書にタブレット端末で使用するデジタル版がセットになったことから、教科によっては、１学年当たり８万円近くするものもあり、購入額を引き上げる要因となっております。

次に２点目、これまで実施されてきたＩＣＴ授業と導入後の授業との違いは何かとのおただ

しでありますが、学校へのパソコン導入当初は、児童・生徒２人に対して１台のパソコンを特別教室に整備しておりましたが、現在は１人１台のタブレット端末が整備されたことにより、教室を移動しなくも疑問に思ったときにその場で調べたり、記録をしたりすることが可能になっております。

また、今回改訂された教科書は、様々な箇所にＱＲコードが記載されており、児童・生徒がタブレット端末で読み取ることにより、学習に関連した情報の検索や動画で学習内容を確認することができるようになっています。

さらに、Ｗｉ－Ｆｉ環境が整備されたことにより、オンラインによる他校との交流授業を実施している学校もあります。移動がないため、授業時間を調整しやすく、バスの手配などの負担がないことなどから、交流活動に取り組みやすい状況になっています。

ただし、ＩＣＴ機器は学習用具の一つとして使用されるべきものと考えており、子供たちが学習方法の一つとして自ら選択できるのが理想です。ＩＣＴ機器の導入により、授業風景は変わってきてはおりますが、自分の学習の記録や整理、情報の検索など、ＩＣＴ機器が優れている部分を取り入れながらも過度に依存せず、直接体験や友達の交流で学べる内容を大事にした教育活動を進めていきたいと考えております。

次に３点目、この新しい授業による児童の反応、感想、状況及び先生方が授業を進める上での新たなる作業、反応、感想、状況はとのおただしでありますが、児童にとっては、問題解決学習や探求学習で、自分のペースで調べたり結果を記録、整理したりすることができ、一人一人に合った学習が展開されています。また、体育の器械運動や音楽の合奏などで録画機能を活用することにより、動画による学習の振り返りができ、学習意欲の向上につながっています。

さらに、児童・生徒の調査によると、画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かると肯定的な回答が８割以上となっていることから、デジタル教科書やタブレット端末を活用した授業を行うことで、学習内容の理解が深まると思われます。

教員の新たなる作業としては、ＩＣＴ機器へのリテラシーを高めるための研修会への参加や、デジタルコンテンツの確認などの教材研究の時間が増えている面がございます。これらは今後、教員のリテラシーが高まったり、デジタル教科書を活用したりする中で、負担が軽減されていくと思われます。ただし、今後も継続していく作業としては、年度末の更新作業、授業や学力調査でのネットワーク不具合への対応が挙げられます。

授業での導入状況は、プロジェクターなど提示装置はよく活用されており、教員からは、授業でのタブレット活用が広がってきている。ドリル学習等で活用している場面が増えていると

いう意見があります。今後は、話合いや学習のまとめなどの場面での活用等、さらに活用の幅が広がっていくと思われます。

現在、紙で行われている国や県の学力調査についても、今後、タブレットを活用した調査方法に変更されることが示されています。教育分野でも、ＩＣＴ機器の活用が進んでいくと思われますので、児童・生徒の情報モラルなどの育成や、長時間の使用による健康被害の防止などにも配慮をしながら、教育活動を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　それでは、再質問させていただきます。

先ほど質問の前、文字にはなっていませんでしたけれど、この自然を活用したアイデアをみんなで出し合って、それはたまたま今回はこれを挙げましたけど、みんな町民自体は様々なアイデアを持って、こうしたらいいだろう、ああしたらいいだろう、その場がなくて、ちょっとみんなうずうずしているというか、そういうのがあるんだというもので、町長はよく、ようこそ町長室へとかで、いろんなアイデアを皆さんから広くいただくというか、そういうもらうような機会も設けていますけども、やはりそういう場は必要だと思っています。たまたま今回は僕はこれを挙げましたけども、そんな意味では、そういうアイデアをこれ以外にもいろいろ出し合って、何かこの自然を生かした施策なんかをできたり、住民のほうで動ければなと思って質問させていただきました。

本題の部分のこの質問の中ですけども、先日、５日に、たかつえ、南郷、だいくら南郷の安全祈願祭ありましたよね。あのとき林野庁から来た方の挨拶がちょっとしみ入るというか、あり得るというか、普通だったかもしれないけど、立場は林野庁ですから、自然を管轄する、この町の３割を占める国有林の管理の責任者ですので。

彼が言った中には、この部分がちょっと引用させたかったんですが「国有林として魅力ある観光資源になり得るよう、国有林が観光振興への活用が地域の方々の生活並びに産業活動に少しでも貢献できるよう、引き続き取り組んでいく。」いかに自然が人々がそこに溶け込んだり、スキーに行って大自然の中で滑ることで自然の空気を吸ったりして、満喫することが、どれほど人間にとっては共生というか、言葉では言うんだけど、なかなかそれは今のところスキーに来る方も減っているし、ただ、夏場の山岳登山者の数はすごく増えているんですね。健康ブームは、多分意識が高まったもので。友人が毎週のように山に行くんだけど、登山、車が止めら

れなかった。すごい人だったという話をよく聞かされますけども、それぐらい健康ブームもあるので。

今回この話を出したのは、先ほど見たように、あれはグーグルで一部たかつえからのあの一部しか見せていませんけど、ご存じでしょうけど、金井沢、塩江、福米沢、高野方面、長野地区に斎藤山ですね、栗生沢方面へ行くわけですよね。あのほんの一部のワンカットで、あれぐらい大自然があるわけで、その部分を活用しようとしてはいるけど、森林資源として、要するに木材としての資源の活用はよく話題になりますけども、それを使った観光への振興のための部分がないんで、その分。

町長、今回この質問に関しては、実現性がない一つ理由が何か幾つか挙がっていました。これに関しての実現性の部分に関して、これは町がやるとかの話ではないです。もし我々町民が、この分に決断するなり、あるいはそうだと言って、この指とまれにとまってくれる、あるいはそういう部分に関して、どんな感想というかお持ちでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　まず、今回の提案については、行政側の視点として持っていなかった提案だと思います。ある意味、哲議員の独創的な発想の中で、町の振興を考えた提案であるというふうに、私は議員の活動に評価をしたいと思います。

一方で、先ほど答弁申し上げましたように、これを町が事業主体として行う際の懸念としては、３点ほどあるというふうな答弁をさせていただきました。仮にこの話が住民主体で動くということであれば、それは当然町としてもサポートしながら進めていく。さらに今現在としては、有利な財源は見つかっておりませんけども、そういったものが活用できるんであれば、その可能性はあるのかなと、このように思います。議員ご提案のように、スキー場含めたグリーンシーズンの活用という意味でも、もしうまくいけば、効果があるというふうに思います。

一方で、費用対効果、行政としてやっぱりこの費用対効果を、やっぱりどうしても突き詰めた上で進めないと、後々経費のかかり倒れになってしまうというようなことは、注意しなくてはならないというふうに基本的には考えております。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　もちろん経費の部分もあります。経費の分に関しては、僕は割とその部分に関しては、そういうふうにかなり経費が出てきたり、費用対効果ということも出るのを理解したんですけど、この話を友人にしたらば、山登っていく、すごい山だ、そこにいたかと思いました。黒岩湿原の頭の辺り。湯田さん、それはすごいジャングルというか、柴で進ま

ないんだぞ。

だけど、考えてみれば、道なき道につくってきた人間の歴史考えたり、ましてやそれは４メーター幅の林道を造る話をしているわけじゃないわけですね。縦走、ご存じでしょうけど、七ケ岳の縦走コース、60センチ、場合によっては１メーターぐらいはやっぱり少し面倒見てもらわないと、次のできませんから。

要は初めの部分でいえば50かもしれない。それが歩きやすい分ですから。それを５メーター、10メーターという部分でいうと、それを経費といえば経費なんですけど、僕はこの話をしたら、出てみたいと。俺参加すると言った、お世辞だったかもしれないけど。

ただ僕は思ったのは、この２番の部分で言う、ＧＴレンジャー、こんなことを出すと、みんな笑う方もいらっしゃるかもしれませんけども、ここの部分で、今までなかったコースをつくるというその感覚は、やっぱりわくわくするわけですよね、今までなかったもの。ここから、じゃ、だいくらに向けてこの稜線を60センチ幅で柴を刈って５メーターしか、いやいや50センチしか今日は進まなかったかもしれないけど、我々の手だったら、柴を１メーターぐらいは刈れるかなという感覚あるんですよ。まさか、この議場ぐらい刈るには、これ多分、僕にとっては１週間ぐらいかかるかもしれないんですけども。

こういう部分でいうと、現実的にその縦走コースという想定でいくならば、重機持ってきて掘るわけでもなく、地形に傷つけるわけでもなく、人が進むという意味の部分のあくまでも獣道ということもあれば、人間がその10メーター先に進むための方法はどうなんだっていうとき考えたときに、多分僕は不可能ではないと思います。

だから、経費がかからないということを僕は今回で主張したいんじゃなくて、人間の手によって、そんなに不可能な、どこかの土建屋さんにオーダーかけたり、専門的なものじゃなくて、我々住民の手で草を刈る、柴を刈る、奉仕作業の中でやっているようなものの延長で僕はできると思っているんです。

その分に関して、経費がどうということじゃなくて、その実現性はどうですか。その経費の分でいうと、人件費でもあると思うんですけど、そのハードルというか、人件費を上げた部分の根拠というか、それはちょっと質問としてふさわしくないかもしれません。その部分の費用対効果の部分もちょっとお願いしたいです。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

特に細かな具体的な費用的なものは積算はしておりませんが、当然その町道ですとか国道か

ら山に登るまでの距離もございますし、そういった部分での資機材を運ぶルートもきちんと確保しなければいけませんし、そういった人材ですとかそういった機器の手配もかなりの、平地でやるわけではないので、かなりの架設費ですとか、そういったものも含まれるのかなというふうに想定しておりますので、そういった部分では、そう簡単にはうまくいかないといいますか、相当な計画性がなければできないのかなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　分かりました。

この動きというのは、実は斎藤山、斎藤山ふれあい登山、今回も何か10月20日に実施して、５、600人だったか、ちょっと正確な数字分かりませんけども、大盛況だった。コロナも明けたからだと思いますけども、長野地区でやって、今、観物のほうに町からいって、それを使って応援しているというか、動いている、活動している。

本当に見事な展望台もありますし、見事に地元の住民の手によってできている観光資源の一つですし、あと、高野もりネット協議会、星義道さんとか野田雅之さんが中心となってやっていますけども、これなんかはもちろん高野地区というエリアで、公園とか森林を整備しながら、都会から人を呼んで、おもてなしというか自然を満喫されるプログラムを組んで、まちおこしに活用して自然をまた守っているという方々ももちろんいらっしゃいます。住民の部分をちょっと今引用させていただきます。

あともう一つは、最近の動きがあって、森林とリハビリ協議会、樋口薬局の樋口さんが代表になっているみたいで、発足したばかりだったみたいですけど、僕もちょうど鴫沼というの針生地区を中心に、今、その湖畔ですね、鴫沼、たまに僕が質問させて、針生にある沼なんですけども、そこの湖畔の部分を自然を使って、人がそこでいられるというか、その広さを、景観的な部分、水辺の部分の今、環境整備を今やっています。それこそやぶだったところを人間の力によって。

これは県の部分でやる、その進めている部分の始まった部分ですけども、これもリハビリという言葉つくから、先日行って、どんななんですかなんて今、聞いてきました。そうしたら、この質問の後聞いてきたんだ。先日、２、３日前なんですけども、この部分に関してなんかも、やっぱり自然を使った分で、住民というか地域のアイデアを実際そこに人が行かなかったら始まらない。人をそこに溶け込まなかったら始まらない。いかに自然と共生してもといいながら、我々が近づかない。僕、ちょっと苦手なほうなんですけども、自然の中に入るのは田んぼの中にいつもいますので、いつもいるつもりでいるので、入るという感覚は都会の人までは執着は

ないのかもしれないのですけど。

だから、この分でいうと、動きは確かにあるので、僕は今回これで、誰かが、先ほど商工観光課長言ったのは、それこそ足場とかいろんな準備にもかかるから、確かに経費の話ししましたけども、動きとしては、今回提案しましたけど、住民の手でもし山好きだったり、山岳だったり、このＧＴレンジャーという、これも仮称なので、こういうレンジャーとなって、そこを開拓しながら、５年、あるいは３か月、何年かかけてやろうかというのに賛同する人がいるんじゃないか僕は不可能じゃないなと思っていて、麓に生きている人間としては。真っ先には言わないんですけども、５番目ぐらいに。言い出しっぺで先歩かなきゃなんないかもしれないですけど、その分はやろうと思っています。町長の考えはどうですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　今、議員のほうから、ほかの集落での取組ということで、長野地区とそれから高野地区の住民活動のお話をいただきました。すばらしい取組で、本来、町が、全て町がという発想ではなくて、俺たちはここをやるんだというような行動を起こしていただいていることに、本当に敬意を表したいと思います。

今回の哲議員の提案が、そういった形で住民主導で動くということであれば、町としても必要な情報の提供、場合によっては経費の捻出、有効な財源を見つけた上でということになりますけど、そういった可能性はあるのではないかというふうに思います。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　すごくその辺は、そういうふうに立てていくつもりで、そういう気持ちで、もちろん今回質問しています。こういうものがあったらいいんじゃないかなという一つの例でしかありませんので、先ほど３つの例挙げました。町長ももちろん認識しているし、そういう住民の活動を大いに期待している部分もあるでしょうから、僕もこの部分でいえば、地元にも生きていますし、あそこのてっぺんからも見ていますし、たかつえの丸山から見る風景もちろんですし、だいくら見るチャンピオンゲレンデのてっぺんから見れば、磐梯山から全て見えるわけですよ。あそこからの景観もすばらしい。

そういうものがあるわけで、ここに付加して言いたいのは、冬以外の分でいうと、今、健康ブームと言いながら、あそこのこの稜線の地図を見ると1,000ｍで、本当にうちらの町というのは1,000ｍ、1,000ｍ、1,000ｍ、伝上山というのは999ｍなんですよね。１ｍ足りなかったら、そこに立った自分のここら辺が1,000ｍだか何かキャッチフレーズで、何か面白いような高さがあったりね。というか1,000ｍぐらいであるんですね。駒止湿原のほうは1,100、1,200ぐら

い。この辺の山自体が800、900ぐらいで、1,000ｍが本当に囲まれているんですね。

だから、山開きはこの町、４つか５つやっていますけども、もう山ったら、ここには20個ぐらいあるから、全部山開きしようかみたいな様々な名前、大平山とか、黒岩山とか岩下山とか、今回行ったところの中間にある山なんか僕知らなかったですけど、いろんな名前がついていますね。だから、そんな意味では、山を生かしたこの地形を生かした部分では、ぜひ町に投げかけるよりは、本当にここに賛同する人、ＧＴレンジャーになりたい人で、仮称ですけども、そんなので進めようと考えています。これに関しては言わせていただきました。

要するに、もう一つ、そこではリフトをかけて、1,000ｍまで上げて、たかつえの丸山まで上げてあげて、そこから縦走して下りていくというんだったら、ハイキング的な部分も、高齢者の分も、標高1,000ｍでの酸素は０ｍの都会の人たちの空気濃度よりはかなり薄いですから、肺機能のよくスポーツでやりますよね、あの人たちは3,000ｍとか4,000ｍまで上がっちゃいますけども、我々は1,000ｍのところをウオーキングして、肺の機能によって、都会に戻れば、多分健康の分にはかなりプラスになると僕は思います。いろんなキャッチフレーズあると思うので、そういう意味では、リフトも使って上げてあげたりすれば、リフトもわざわざその何か月間に限らず、いろいろ使ったりする部分でいうと、そんなのも考えられるかなと思います。

これは提案ですし、住民の力でやれる、この先ほどの３つの例ありますけども、本当にこういうものの山岳の、山の本当の好きな人たちだったら、レンジャーとなって、その道を造る、そんな精神の人、結構いると僕は思うので、ぜひ進めたいと思うし、今、町長言われましたね。いろんな支援ができる部分で、国有とか土地の関係もありますので、そういう部分ではかなりハードルが高いですよね、地権とか。そういう部分が高く、かなり問題部分となる。その辺に関してはどうでしょうか。その国有林との部分のやり取り部分では、町はしっかりやっていただけますでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　まず、住民の方が主体になって動くと、その中で、障害となるところで、町が間に入って調整できる部分については、当然協力必要だと思います。やっぱり土地の所有状況がどうなっているのかというのは非常に問題でしょうし、森林管理署が管理する部分については、住民の方はこういうふうな構想ありますというような情報提供しながら、相手方の考え方を探るというようなことも必要だと思います。

現時点では、町がこれを主導してやるということではなくて、住民の方がグループが自ら動くというようなことが動き出すのであれば、それに対する側面的な支援については、当然やっ

ていかなくちゃいけないと、こういうふうな認識でおります。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　はい、分かりました。そのときは、ぜひ住民のほうで動きます。

それでは、２番に移りたいと思います。

除雪支援のことなんですが、これ、テレビをたまたまつけたらば、この部分の言葉が出てきたので、この町の分でいうと、請け負う事業者のほうは平年並みで問題なかった。この数字の中で、695世帯という数字出ました。これは平年並みの部分、僕は毎年どんどん上がっていくものだと思うんですけど、この傾向としてはどうですか。

業者は安定して問題なくそれに対応できるというような答弁であったんですけども、この695世帯、これはもっともっと増えていくから、いずれ頭打ちというか、供給と求める人とそれを請け負う部分のバランスが多分心配して、僕はこういう質問しているんですけど、これはどうですか。急激に増えているのか、横ばいでそんなに支援求めるものは695という部分なんですか。その辺の上下動というか、その辺に関してはどうですか、傾向に関しては。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

まず、登録世帯数の結論から申し上げますと、前年と比較して減少してございます。比較して減少してございます。先ほど町長答弁で695世帯というふうに申し上げましたが、まず１回目の決定を出したということで、その後も随時追加申請を受け付けております。この２、３日の間に、実は700世帯になってございます。

今後の動向はどうなるか分かりませんけども、現時点では、昨年度と比較して減少している。令和４年度と比較しても減少してございます。登録事業者数につきましては、前年度並みに今増えているところでございますが、我々が１事業所当たりにどれぐらいの登録者がいるかという数字も出してございまして、現時点で令和６年度につきましては、１事業所当たり4.5人というふうに、今手元で持ってございます。参考までに令和５年度は4.4人、令和４年度は4.8人ということで、登録事業者数は先ほど申し上げたとおり、登録世帯数は減っているんですけども、１事業者が抱える世帯数というのは、大体4.4、4.5で同様の数字で推移しているという現状でございます。

以上です。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　ああ、意外な感覚ですね。何か年を重ねる人たちが増えると、何か

それを求める人が増えるという部分ですけど、そこの部分で減るという部分に関して捉えている部分はどんななんでしょうか。何でしょう、皆さんやられるようになったんでしょうか。こんなこと言っては失礼ですけど、やる方が亡くなられて、そういうのが減っているんでしょうか。その傾向として減るというのは、ちょっと素人的には気がつかないんですが、それについて捉え方はどういうふうに捉えているんでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　その数字自体の詳しい実態までは、我々把握することはできないんですが、単純に対象世帯が減っているというふうにというところまでしか、お答えできません。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　あと、先ほどの雪下ろし等を問わない間口等の部分で、僕は今回あそこ期待してちょっとしたらば、本町では対象外だというか、それは行わないという形だったんです。それは何か、先ほどの中には、地域安全克雪方針、要するにその指導の部分に乗っからなければ、この町はその対象にならないという表現でいいんですか。要するに、そこで我々が独自にプランを立てれば、その間口等の部分はやるけど、現状としては私たちは、その対象の部分のプランを立てていないというような認識でいいんでしょうか。その辺どうでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

議員ご提案の交付金につきましては、まずはその前提条件が、除排雪に係る死傷事故の防止というのが、まずこれが一番の前提条件になります。除排雪によって、死傷事故を減らしていく。まずはそれを計画に盛り込んで、それを減少するための、死傷事故を減らすための試行的事業を行っていくという前提がございますので、現在、我が町での高齢者世帯の除雪事業というのは、この前提にはかなわないのかなというふうに我々は認識しているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　分かりました。言葉だけ聞くと、本当に対象だったら手を挙げたらとかって、素人は思っちゃうんだけど、この町、また独特な雪、豪雪地帯なので、その方針に乗る部分じゃなく、現状の状態でこなされているというか、除雪の分でもうまくいっていたり、支援受ける方たちの中ではそういう大きな部分にはなっていないのかなと。単純に間口等なんていう言葉を聞くと、雪があって、かぶったものでも、高齢者だったら片づけないけど、そこまで手が及ぶようなことに使われるのかなと素人が考えましたので、質問させていただきまし

た。理解しました。そこを押してもあれですもんね。はい、大丈夫です。

じゃ、最後の学校関係の、教育関係の部分で質問させていただきます。

教科書のペーパーベースのときには無償であった部分がデジタルになるから、タブレットになったりソフトになるから、数千万と聞くと、素人聞くと、すごい金だなと、お金だなと、予算だなと思うのは素人、もちろん僕も素人ですから、そう思うんです。

これ、600、数字がありました。かなりの台数、これ、教員の数で指導書、教師の指導書ということでうたっているわけだから、教師の数からその600、その件数、掛け算の数がすごく大きいですけど、これはどういうバランスなんでしょうか。僕は生徒たちの数の800人ぐらいの児童・生徒数で、単純にですよ、単純に、この町内の数字で上がったり下がったりするかと思うけど、指導書と名前つく限りは、先生方の勉強の指導書なんでしょうか。その確認だけちょっとお願いします。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　はい、お答えいたします。

先ほど教育長からの答弁でございましたように、指導書につきましては、632冊というご説明をさせていただきました。こちらについては、もちろん各学校の先生の数がベースにはなりますけれども、これは小学校の今回ものになりますので、１人の小学校の先生は、国語、算数、理科、社会、それ以外の書写、音楽、そういったそれぞれの教科を指導しますので、１人当たりにしたら数冊の指導書を手にするということで、掛け算をしまして、そうすると632という数字になります。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　僕は数字を今回もちろん捉えるつもりはなかったんで、それは全然このぐらいで大丈夫です。

僕はやっぱり学校の風景が変わったり、ペーパーから、僕調べたら、僕、20年以上前になったけど30年、1985年あたりから始まったらしいね、パソコン導入自体は。いろんな試行錯誤があった、どんどん進化してきた形で、ようやくデジタル教科書になった時代が今なので。

何か先日、10月の初旬に、「視点・論点」の中で、デジタル教科書によって何が変わるかみたいなちょっとスピーチというか、教授の話がちょっと見させてもらったんですけど、その中で、すごくそのデジタル教科書によって、子供たちのぎらぎらして調べたり、何かその中で言われたのはメモ書きが増えたと。メモ帳か教科書か分からないぐらいになっているんですよというふうにそこで表現したのが驚きましたね。要するにそれに書き込む部分がすごく増えてきて、

子供たちだよ、子供たちがそこに関して学んだこととか感じたことをそこにどんどん書いていくんです。これは、教科書がまるでメモ帳になっているという、デジタル部分のタブレットでしょうけど。

それ聞くと、本当に風景は変わっていくような感じだし、それ聞いたら、ああ、すごく便利だなと思って、今回もその辺の質問をさせてもらったんです。まだ、そこにまでは至っていなくて、今、はしりだと思うんですけど。

この分で、僕が思ったのは、先ほど教育長答弁の中に、調べものに関して自分に合ったペースでそれができるのでというような表現あったんですね。それは、とても大切だと思っているんです。それは、結局早い人だとそのままさあっといっちゃうし、その子はちょっと調べが、スピードが遅かったらそうなんだけど、僕は覚えるスピードというのもあると思うんですね。覚えるスピード。

要するに僕だったら、70年もかけて１個のことを覚えましたけど、先日というぐらいの感覚の人もいらっしゃれば、もう瞬時に５秒で覚えるエリートというかそういう子もいますし、僕はそこで気になるのは、抽象論になるかもしれないんですけども、デジタル教科書で目の前にあって、調べものへいくけども、本当にそれでもう覚えなくても、18歳になって覚えて、僕は、多分その子にとってはすごいいいことでもあるので、いらいらして、僕は教育とか教科書に関しては執着しないので、そこの分の覚えるスピードの分の速さはとても大切だと思いますけど、教育長はどういうふうに、やっぱり抽象論ですね。

それってあると思いませんか、そういうもので。例えばその子は100点取らなくても、70点分は成人して80歳までに覚えればいいという考えで僕はいるんですけども、教育長はどう思いますか。抽象的ですね。申し訳ない。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　その覚えるということですけども、これは人間、学校教育も社会教育もそうですけども、長年にわたって人間形成になりますので、その人の人格形成ですよね。そういう長いスパンで考えれば、小学校時代で発達段階に応じた教育カリキュラム、中学校段階、そういったベースはやっぱりありますけども、その人の人生トータルに考えれば、その人なりのやっぱり覚えるペースというのは当然ありますし、それが個性につながっていくのかなと、そんなふうに思います。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　本当そう思います。一番、学校の目的は、もちろん全員が100点取

って、みんないい点数取って、全部覚えてもらうのが一番、僕はゴールだと思っていないです。僕は欠けたほうが個性になるのと思うので、落としていった、欠けた人間のほうが、その分ほかと違いますので、その人たちのほうが、僕は気になりますね、どちらかといえば。

このデジタル教科書に関しては、その「視点・論点」の中で、最後のほうにはこう言いましたね。スウェーデンのＩＴ先進国の教育で、デジタル化もしていた、ここですね。実は「ＩＴ先進国のスウェーデンが、学校で紙と鉛筆のアナログ教科書に戻る計画を発表した」という。こういう一石を投じているんだというような投げかけがありました。

これがあるからといって、我々もまたと戻るということではないんです。デジタルの中でも、紙ベースの分に戻って何かあくせくする、タブレット眺めながらメモ化している何かがあるのかもしれないし、メリットがいろいろそれぞれ長所も短所もあると思うので、これに関しては、教育長はどう思いますか。そういう先進国の例考えると、もしかしてこの国は戻りはしないと思いますけど、その部分に関しては、どういう感想ありますか。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　日本はそのＧＩＧＡスクール構想、まさに始まったばかりですので、今は紙媒体とデジタル、今は同時並行に取りかかった段階かと思っています。そういったヨーロッパ等では、デジタルが進んでいて、またアナログに戻るという、そういうこともありますけども、これもやっぱり実際やってみないと分からないことで、当然デジタルなんかも、今、慣れ親しむという段階で、先進国あたり、使いこなす、そういうレベルまでいって、やっぱりいろいろ紙媒体のほうがいい長所もやっぱりございますし、デジタルのよさもあると思いますので、その辺のところは、やっぱりこれから日本国としては、実際にこれからの課題になってくるのかと、そんなふうに感じております。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　時代はそう進んでいるし、その部分を経過して、また反省とか、見直しとか、見返りとかしていくんでしょうから、いいデジタル教科書の時代になった分で、僕は羨んで、嫉妬しているのかもしれませんね。僕が昭和30年代に生きた頃の部分を考えると、そんな時代だったら、俺は優秀になっていたかもしれないなとか思いながら嫉妬して見て、こんな質問させてもらったのかもしれないと。

でも、すごく期待しています。僕はそういう分でいうと、いきなりいろんなもの調べたり、横道それたりすることも、デジタル教科書のいいところだと思うので、すごく期待して見守りたいと思いますので、ぜひその辺は進めていただきたいと思います。

質問終わります。

○山内　政議長　以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　渡　部　裕　太　議員

○山内　政議長　次に、６番、渡部裕太君の登壇を許します。

６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　議席番号６番、渡部裕太です。

これから通告に従い、一般質問を行います。

私からの質問は、大きく２点です。

まず１点目、伝統文化の維持・継承へ向けた方向性は

担い手の減少、予算規模の縮小などにより、地域の伝統文化の維持が困難になってきている現状の中で、地域の活性化や、郷土愛を育む教育の観点から、今後町の方針についてお伺いいたします。

①会津田島祇園祭におけるお党屋制度維持・存続のための町の支援は。

②田島祇園祭屋台歌舞伎保存会の現状と見通し、そして今後における町の支援の在り方は。

２点目、町内の空き家・空き店舗の活用促進に向けた取組状況は

人口減少により、今後さらなる空き家・空き店舗数の増加が予想されます。これらが地域に与える影響、防犯上の問題であったり、地域活力の低下、そういった問題を考慮し、今後の利用促進へ向けた対応について今後の町の方針をお伺いいたします。

①町内で新たに起業を検討している方が相談しやすく、開業まで結びつくための体制整備は。

②起業を希望されている方へ寄り添った利用しやすい支援は。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　６番、渡部裕太議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、伝統文化の維持・継承に向けた方向性はに関する１点目、会津田島祇園祭におけるお党屋制度の維持・存続のための町の支援はとのおただしでございますが、お党屋制度は、厳粛な祭祀として先人から継承されてきた習わしであります。維持・存続につきましては、少子高齢化による担い手不足をはじめ、多くの課題を抱えていると認識しております。

その一方で、町の支援につきましては、本年第２回議会定例会の６番議員の一般質問でも答弁いたしましたが、お党屋制度は、会津田島祇園祭の根幹をなす神事であることから、政教分離という視点や、宗教行事への公費支出の制約があることにも注意しなければなりません。

町といたしましては、観光交流の観点から、お党屋制度を取り仕切るおとうや行事保存会との意見交換の場を設け、ご意見やご意向をお聞きしながら、町として関わることのできる範囲において、伝統文化の維持・継承に向けた支援を検討していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に２点目、会津田島祇園祭屋台歌舞伎保存会の現状と見通し、そして今後における町の支援の在り方はとのおただしでございますが、田島祇園祭屋台歌舞伎保存会は、平成４年９月に設立され、地元の青年会で役者をされていた方々を指導者として子供たちが稽古を重ね、平成６年の会津田島祇園祭で、明治初期以来約120年ぶりに子供歌舞伎が復活上演されたところであります。現在も、毎年町内の子供たちを中心に役者を募り、会津田島祇園祭で運行される４つの屋台の上での上演だけではなく、御蔵入交流館での特別舞台公演を行うなど、活躍の場を広げております。

また、役者や指導者の確保は、活動を継続するために最も重要であることから、子供たちに興味を持ってもらえるよう、保存会の職員が中心となって田島地域の小・中学校での子供歌舞伎体験を通して、歌舞伎や町の歴史を伝えるとともに、現在、役者をされている方々の指導者への移行も進めていると保存会から伺っているところであります。今後、保存会では、役者や指導者の確保と併せ、化粧や着つけを自前で行うための協力者の確保・育成を図っていくと伺っておりますので、町といたしましても、伝統芸能の維持・継承につながる支援を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町内の空き家・空き店舗の活用促進に向けた取組状況に関する１点目、町内で新たに起業を検討している方が相談しやすく、開業まで結びつくための体制整備はとのおただしでございますが、起業に当たっては、経営・財務・人材確保といった知識が必要となるほか、設備投資の資金調達、起業地の選定など様々な課題に直面し、多くの不安を抱えながら事業活動の立ち上げを検討されているものと認識をしております。

町では、起業を検討されている方が不安を払拭できるよう南会津町商工会と連携を図り、起業の知識習得に向けた個別相談をはじめ、南会津町商工会の経営指導員による経営計画策定に係る支援、町なかでの事業展開を検討されている場合の空き店舗の情報提供など、起業に至るまでの伴走支援に努めているところであります。

次に２点目、起業を希望される方へ寄り添った利用しやすい支援はとのおただしでございますが、町では、町なかの空き店舗等を活用して起業される方を後押しするために、まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金を設けております。空き店舗の改修に係る費用及び賃借料の一部を補助することにより、初期投資から経営に係る負担を軽減し、この地域で安定した事業活動が行えるよう支援しているところであります。このほか、町なかにかかわらず、町内での起業を促進するため、ビジネスチャレンジ支援事業補助金による創業支援を行うなど、起業しやすい環境づくりにも努めているところであります。

引き続き起業される方が、利用しやすい制度となるようニーズを伺うとともに、空き店舗などの現状把握に努めながら、必要に応じ制度の見直しを図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　それでは、再質問をさせていただきます。

６月定例会でも類似の質問をさせていただきまして、そのときの答弁では、要請があれば支援について検討するといったような答弁でしたが、今回、町のほうからも観光交流の観点から意見交換の場を設けるというような答弁をいただきました。少し前進したのかなというような感じも受けております。

ただ、実際に町として支援しづらい部分があるというのは、依然変わらない状況ですので、神社のほうでも現在、お祭りの開催日についての検討が行われております。町のほうでも、意見を出せる部分としましては、土日に行われるということに関しては、町観光の面からいいましても、入り込み数の増加を見込めるということに関して、そこについては町からも要望を出せる点だと私のほうでは認識しているんですが、その点について、町としてはどのような認識があるかお伺いいたします。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

現状としましては、土日開催されました令和５年度におきましては、８万5,000人の誘客がございました。これはもう週末、土日も絡んでおりましたので、相当な誘客、コロナ明けもございましたので、そういった部分での大勢の方が南会津町の祇園祭に来られたということになっております。

今年度は、令和６年度に限りましては５万7,000人の誘客があったというところです。これは平日も重なりまして、さらにちょっと雨があったり、そういった部分も少し、少なからず影響もあったことから、やっぱり平日における影響というものがあったのかなというふうには認識しております。

そういう部分では、やっぱり町としてのにぎやかな祭りの運営という部分では、やはりそういう部分での土日の開催にすれば、やはり数値的なものは必ず反映されているというか、過去にも実績としてあるわけなので、町としてもそういう部分は考慮しながら、意見といいますか、そういった部分での町としての考え方を示すことはできるものかなというふうには考えております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　神社側としましては、土日に開催することの意義は、まず神事に携わる方々が参加しやすい、仕事の休み取りやすいという点が第一にあるというような話合いが行われています。そこに加えて、町としては観光の面から入り込み数の増加ということでメリットがある。いずれにせよ、そのあたりをまず話合いをしていく場をこれから設けないことには始まりませんので、その点、これから話合いが設けられることについて検討していくということですので、ぜひそのあたりは進めていっていただきたいと思います。

加えて、神事に関しては、やはり携わっているのが一部の方というところもありまして、実際に町なかの方でもどのようなことが行われているのか、その点について知らない方も多くいるのが実情です。その点について、お祭りの実際神事のほうも町民の方に知っていただくような取組、そういった中身がどのようなものであるかということを、町としても今度広めていく必要があると思うんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

１年を通しての、７月の本番の祭りの行事だけではなくて、１月から始まりまして１年を通しての行事だと町としては認識しております。そういった部分では、そういった祇園祭の暦ですとか、そういったものをきちんと協議をしながら、町うちの住民の方にもきちんと周知されるような、例えば今月のは祇園祭としての行事がこういうものが行われるんですとか、そういった部分も広報紙ですとかホームページですとか、こういった部分での祇園祭に限ってのそういう暦的なもの、行事の予定表的なものもきちんと作成すべきなのかなというふうには考えておりますので、そういう部分でも、町内のみならず、町外の方にもそういった部分でのＰＲの

活動にもつながりますので、４月だけではなくても、１月ですとか、そういった神事ごとの行事がこういうふうに行われていますよという周知もきちんとしながら、町の中心市街地にお客様来られるような、来やすいような環境整備といいますか、環境もつくっていければなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私からは、伝統文化というところで、今回の質問が町長に対する質問ということで、教育長答弁ではないんですが、多分に教育委員会との絡みが出てまいります。議員が今後半で質問されたお党屋制度の中身がよく周知されていないのではないか、それを町民の人に知っていただくことが必要だということになれば、これは教育委員会の文化振興のほうでの周知作業というものも重要だと思います。

また、商工観光課長が答弁申し上げましたように、商工の振興、観光の振興という意味では、町部局のほうで祭りの神事に慎重な姿勢は必要ですけども、できる範囲の中をしっかり確認した上で、サポートしていくというスタンスで臨むべきであるというふうに感じているところです。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　教育の面で、次の再質問のほうの子供歌舞伎の点もあるんですが、子供たちの教育として、子供歌舞伎については学校教育に取り入れてやっている現状において、そういった祭りの神事の面に関しても、子供たちにこういうことを伝統文化としてやっているんだぞというような教育的な小学校ですとか中学校、子供たちへの学校教育での指導というのは、今後どのような方針で考えられているでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

神事を子供たちに教えるといいますか、そういったことについては、特段問題はないというふうに考えております。逆に、あまり好ましくないと思われることとしましては、神事に積極的に参加する、全員で参加する、そういったところを直接的に指導するということになると思いますので、子供たちに神事の中身を説明をして、自分の判断や保護者の意見などを聞いて参加したり、見に行ったり、そういったことは何の問題もないと考えております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　町の総合振興計画のほうにも、郷土愛を育てる教育ということで記載がありますので、ぜひそういった郷土愛を育むという観点から、子供たちにも実際の中身を知

っていただいて、より参加したときに、参加した意義を深く感じて、将来的にも自信を持って自分たちの地域のお祭りはこういうことやっているんだぞというのを発信できるような教育もぜひ併せて進めていっていただきたいと考えております。

では、次の歌舞伎保存会の質問について再質問させていただきます。

まず、昨年、令和５年３月24日付で南会津町田島祇園祭屋台歌舞伎保存会事業補助金交付要綱というのが定められています。これを新たに要綱として定めるに至った経緯についてお尋ねいたします。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えをいたします。

これまで教育委員会の中の補助金として一括でこの要綱を見ておりましたけれども、特別性があるということで、歌舞伎保存会の部分について新たに別枠として要綱を定めて、取り扱うようにいたしました。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　この要綱が新たに定められたことによって、これまでとの補助の在り方に違いが出たとか、そういったことに関してはいかがでしょうか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

特に変わったという点はございません。再度詳細についてその要綱の中に記載をしたというところでございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　特に変更点はないということで、予算の額も特に変わっていないと私も調べた範囲では認識しております。

ただ、保護者の方ですとかそういった方々から、今年度に関しては子供の視察研修がなくなったというような話を聞いております。そういったところに関して、なぜ今年度に限って視察研修がなくなったのかとか、そのあたりについて詳しくお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えをいたします。

補助金の額としましては、昨年度より上がっております。しかしながら、物価高騰等人件費が上がったり、そういうところでこちらのほうの経費が増えておりますので、確かに子供たちの町外での研修、これまで歌舞伎座でプロの役者による演技なんかも見ることで、子供たちの

役者の技量を上げるといいますか、そういったところでは役立っていたかというところではございますが、今年度については、そういったところの大幅なアップがあったことから、その研修については見送ったところでございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　この研修に関しては、子供たち楽しみにしているなんていう声も保護者の方々含め聞いております。今回なくなったということですが、今後についてどういうような方針でいるのか、来年度はまた実施を検討するのか、それとも実施しないほうで検討しているのか、その点に関してはいかがでしょうか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えをいたします。

　今年度研修会については見送りをいたしました。先ほど申し上げましたように、子供たちの意欲ですとかそういった技量を上げるためには、必要なことということは認識しておりますので、毎年は難しいかもしれませんが、数年置きに実施できるような形で、できないかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　先ほども申し上げた郷土愛を育む教育ということで、子供たちがやはり主体となってやっていることに関して、正直コストカットとか、そういったことをすべきでない分野だと個人的には考えております。

　どちらかといえば、今後さらなる支援をしていって、将来を担う子供たちが将来、南会津町に戻ってくるような、そういった活動になるものであると、事業として認識しているので、ぜひその点についてはなるべく、費用がかかるという点はもちろんそうですが、かからないやり方と隔年ごとに実施するとか、そういったことを踏まえて、ぜひ子供たちが意欲を持ってやっていただけるように進めていっていただきたいと考えております。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

　今ほど郷土愛のお話が出てまいりました。確かに子供歌舞伎をやって、年々増えてはきております。そういった中で、やはり中学校に上るときですとか、高校に上がるときに、どうしても退会されてしまうという方もいます。ただし、今年ですとか数年前に東京のほうに就職しましたが、Ｕターンで戻ってこられて、また、大人の役者としてこの保存会に入っていただいたり、高校卒業して地元就職を機にまた保存会に入っていただくなど、そういった動きもござい

ますので、そういったところも含めながら、その郷土愛の醸成等育んでいけるような取組をしてまいりたいと思っております。

これまで田島小学校の３年生を中心に学校の授業でワークショップを実施しておりまして、12月の特別公演実施しておりました。昨年度からは町内、田島地域ですが、小学校の各学校に出向きまして、２時間ほどお時間をいただきまして、歌舞伎の歴史やその取組と実際化粧したり、着つけをしたり、そういったような興味を持っていただくような授業も学校の教育によって実施できております。そういった中も含めて、取組を進めてまいりたいと思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　学校教育に歌舞伎取り入れたということはとても重要なことだと思います。実際に小学校３年生ですかね、３年生のほうの学校教育に組み込んで、実際に体験した方たちが、その先も続けていきたいというような、保存会のほうに入って、祭りのほうでもやっていきたいというような声が聞かれているか、実際にそうなったようなお子さんがいるのか、その点の状況についてお聞かせください。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えをいたします。

過去３年間の実績ですが、令和４年度に新規に入られたお子さん、小学校３年生で経験をして入られた方が６名おります。令和５年度については、３年生と４年生で11名の加入がございました。今年は４年生が１人と、幼稚園の年中が１人ですね、入っております。やはりこれは兄弟でやっていて入っていただいたとか、あとは本当に歌舞伎に興味があって入っていただいたという方がおりますので、そういったところでも、実際自分が体験をして、引き続きやってみたいという子が増えているものかなというふうには認識しております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　効果のほうは出ているのかなというような印象を受けます。引き続き今後の支援の強化を希望して、次の質問に移りたいと思います。

次、大きな２番の空き家・空き店舗等の活用促進に向けた取組ということで、そちらのほうの再質問を行います。

答弁の中に、町商工会の連携というところがあるんですが、実際に南会津町と商工会との関係性というのは、具体的にどのような立ち位置というか関係性にあるのか、その点についてご説明いただきたいと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

町と商工会との関係というかそういう部分ではございますが、町としては、商店街を中心に商工会、そういう関係団体が組織立てをしておりますので、町としてはその補助金的な、経営支援的なものの支援も当然やってございます。

そうした中で、様々な町の商店街の支援制度ございますので、そういった部分での商工会との関わり方、その経営指導等を一緒に合わせてうまくマッチングできるような形で、これまでそれぞれの商店街ですとか、起業したい方ですとか、そういった部分でのバックアップですとか支援をしてきたところでございますので、そういう部分での連携をきちんと図りながら、予算の関係もそうなんですけども、定期的に２回、３回程度、商工会の事務局、局長も合わせまして、指導員も合わせまして、町の考え方ですとか、その商工会の今後の考え方ですとか、そういったのも意見交換もしておりまして、そういった部分での既存の制度、どういうふうに見直していきましょうとか、そういった部分での見直しに係る部分での材料ともしておりますので、そういった部分では、商工会との関連性というか連携をきちんとしながら、商工会の運営をしていただいているところでございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　ご説明ありがとうございます。

商工会のほうと連携を図って、空き店舗の情報等を提供するということですが、実際にその空き店舗の情報に関して、どの程度書面で落とし込んであるのか、それとも相談に来ていただいて、実情をお話ししている状況なのか、その点の状況についてはどのようになっているでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

以前にも答弁申し上げましたが、なかなかその空き家バンクですとかあるんですけども、空き店舗ですと、田島の中心市街地にある商店街ですと、やはり住居が兼ねている商店街の空き店舗ですね、そういった部分が存在しております。そういう部分で、その登録する一つ一つの空き店舗をいろいろ調査するにしても、先ほど言った課題等がございますので、なかなか台帳整備がされていないというのが現状でございます。

そういった部分では、ある程度の相談がございましたら、うちの商工振興係のほうで、ある程度の空き店舗の情報はつかんでおります。台帳は、きちんとした正式な台帳はないんですけども、そういった部分での問合せに対して、この空き店舗が活用できるのではないか、そうい

う部分では地主さん、所有者さんときちんと相談しながら、うまく調整できれば、その店舗を使っていただくということには、そういう流れになっているんですけども、現状、やはり例えば水回りの件ですとか、そういった部分がどうしても課題になってしまいまして、空き店舗がなかなか見つからず、うまくいっていないのが現状でございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　中心市街地エリアに関しては、やはり今、答弁にあったように、居住の用にも擁している、結局店舗と住居がくっついているというような状況で、トイレがどうしても住居部分を使うようになってしまうというような実情があるのは、私も認識しております。

　実際のところ、そういったところが、今後そのままにしておくというのも町としてなかなか促進に向いていかないと思いますので、例えばなんですが、そういった店舗が多い中で、トイレのスペースを確保するといった意味で、町なかエリアに公共で利用できるトイレの設置、そういったものは検討されているかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　やはりそういう部分での要望ですとか、例えばスペース的なものもマッチングして、この場所、この空き店舗がいいねと言われたとしてもトイレがなかったり、そういう部分はございます。

　そういう部分では、これは一例なんですけども、今、四つ角にある田島陣屋、民間の団体が出資してその建物を借りて、いろんな部分でのにぎわいづくりのための会議等でも使っていただいたり、いろんなワークショップですとか、そういったちょっとした集会ですとか、ミニコンサートやっている田島陣屋というところがあるんですけども、そこにはトイレがございます。そういう部分でのトイレをきちんと改修して、そこをお客様、使用者が利用してやれる、周辺には空き店舗幾つかございますので、そういった部分でのうまく効率化につなげられるんではないかなというふうには、課のほうでもいろいろ議論しながら検討はしていた状況でもあります。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　店舗のほうが誰か事業を起こすということが決まっていないにもかかわらず、トイレだけ先に造るなんていうことは、もちろん現実的な話ではありませんので、ただ、実際に利活用を促進するためには必要なことであると思いますし、併せて現状のままで利用できるためには、どういった手法があるのかということをぜひ検討進めていっていただき

たいと思っております。

町なかに４つある屋台格納庫がトイレも備えているので、本来であれば、そういったところを利用できればよかったとは思うんですが、現状、鍵の施錠の問題ですとか、構造上、ふだんから公衆のトイレとして利用することは正直難しい状況であると思います。ただ、祭りの際には、そういったところをトイレとして貸し出しているのは実情ですので、町なかエリアに関しては、そういった今後トイレ問題、水回り問題含めて、ぜひ利活用が進むような検討を進めていっていただきたいと考えております。

補助金の点についてお伺いしたいと思います。

答弁のほうに、まちなか空き家店舗等利活用支援事業補助金ということでありました。実際にこのまちなか空き家、エリアが限られているわけですが、ここについて、どのぐらいの相談があって、実績としてどのような状況か、その点についてお伺いいたします。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金のことだと思いますが、それに関しましては、いろんな商店街のニーズに合わせてつくった制度でございましたが、なかなか条件が、先ほど言ったように空き店舗の問題があったり、なかなかそういう部分での実績には至っておりません。相談件数は、数件はございますが、係のほうでそれぞれの起業したい、移転をしてここに店を構えたいという相談件数の実績はございます。

何件とはなかなか言えない部分はあるんですけども、どこまでのレベルで件数とみなすかは、ちょこっと判断しかねない部分はあるんですけども、数件ございまして、そういった部分では、先ほど答弁申し上げましたように、その条件に見合った空き店舗がないかということで、係のほうでいろいろその商店街の中で数件やっぱり空き店舗ございますので、そういった部分で、この条件にマッチした店舗があれば、随時その所有者だったり、地権者だったり、実際に企業を起こしたい人に対してのこういった条件ならいいなのか、こういう部分ではいろんな改善が必要なんですけど、それでも大丈夫なのかですとか、そういった部分での対応はきちんと協議をしながらやっているところでございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　相談は来ているという現状で、実際に実施されてはいないというような中身だと思うんですが、大きなところはやはり店舗の使いづらさというところがあると思うんですが、それ以外にもちろん利用者いないことに関して精査は必要だと思うんですが、店舗

以外の部分で利用しづらいというような相談受けた中での、町としての認識はどのような状況でしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　この制度に関しましては、財源の関係もございまして、なかなかそういう条件にその利用したい、活用したい方が合わなくて、そういう部分で断念したという、過去にもといいますか、事例がございますので、そういう部分では、その事業補助金、すごくいい制度だと町のほうでは思っておりますので、そういう柔軟に、例えば財源をきちんと町単独費でやればこの条件はやることない、そういう部分での条件の整理ですとか、見直しが若干ございましたので、新年度に向けまして、そういう部分での制度をきちんと検証しまして、見直しをしながら、今、求められている方のニーズに合ったものにつくり、制度も見直ししながら、きちんとその制度の活用を図っていければなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　私のところにも相談で何件か、やはり事業を展開したいということで相談に来られる方がおります。そこでやはりネックになってくるのが、まず、これ、まちなか空き家なのでエリアが限られているということで、このエリア外のところだと、一切そういった補助が町のほうではないというような実情、そういったところを踏まえて、町なか限定にせずに、町内の空き店舗、空き家を活用するというような意味合いで、さらに町なかエリアであった場合には、加算の対象にするですとか、そういった方法も考えられるかと思うんですが、そういった検討については今後されていかれるでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　そういった部分もきちんとニーズに応えられるような制度ができるのかどうかもきちんと検証いたします。さらに、そういう空き店舗のほかに、先ほど町長答弁でもありましたとおり、ビジネスチャレンジ支援事業補助金もございますので、そういったその支援制度をまず活用していただくというのも、一つの早めの企業を起こすための制度かなというふうには考えております。

　そういう部分で、商工観光課のほうでは、それぞれ毎年企業訪問、事業所訪問を行っております。そういった部分での事業所の課題、問題もきちんとヒアリングしながら、どういう制度がこの南会津町に合っているのかという部分ではいろいろ考慮しながら、これまでの既存の制

度をうまく見直ししながら、ニーズに沿った形できちんとその予算を活用できるような形で考えてまいりたいなというふうには思っております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

裕太議員のほうから、商工会との連携の話がありました。まさに今、商工の課長が答えた中身は、やっぱり商工会とも連携をして、商工会の事務局のほうで事業承継を含めた実態をやっぱり把握しておかなくてはならないと思います。その上で、お貸しできる物件なのか、そこら辺を整理しながら、やっぱり対象となる空き店舗、これをやっぱり我々としてももう少し正確な情報として把握する必要があるというふうに思います。今後、やはりもう少し商工会の事務局の方と情報交換をして、より詳しい情報の把握に努めなくてはならないと思います。

それから、補助制度の在り方ですが、制度的に今起こしておりますけども、これがうまく活用されていないということであれば、その原因は何なのか。どうしたらばもっといい制度になるのか。そこは常に見直しをしつつ、目的に沿った効果が出せるように町としても検証する必要があるというふうに考えております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　補助金の在り方については、やはり使われるために設置をしていると思いますので、使われないのであれば、もちろん理由を精査して、使われやすいような在り方を検討していっていただきたいと思います。

今ほど補助金に関連して、ビジネスチャレンジということで、そちらの事業の補助金も答弁のほうにありましたが、実際にこれに関しましても、新規創業というところですと、50歳以下の年齢制限が条件として入っております。これに関して、多少の年齢差があるとは思うんですが、これによってやっぱり使えない方が実際に、私のところに相談来た方も年齢制限でちょっと使えなかった。

今後、これから南会津町にＵターン、Ｉターンで来られる方、Ｉターンの方は比較的若い人多いかと思うんですが、Ｕターンに関しましては、意外に親御さんの介護するために戻ってきて、介護が終わって、何か自分でやってみようというような方も実際にお話を聞くといます。実際に私のほうにも相談来た方は、年齢が少し50歳を超えていましたので、補助金の対象にはならないですが、別な方法を探って、実際に南会津町での新たな事業展開ということにまで結びついています。そういった方たちがこれから増えるためにも、こういった年齢制限の条件について、今後どうすべきなのか、町のほうとしてはどのように考えているでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

この制度、平成29年、ビジネスチャレンジに限ってなんですけども、平成29年度から制度を設けました。当時そういう部分では、その50歳という年齢制限を設けた内容には、やはりこちらに来て、きちんと定着をして、定住していただいてという部分では、やっぱりなかなか60歳、70歳ですと、その年齢というか、起業している、営業している期間がやっぱり少なくなってしまう。そこで事業承継していただければ、なおいいんですけども、そういった部分での対応があって、年齢制限という部分では設けたのかなというふうには思っております。

現在、やはりそういう少子高齢化につながっています、60代でも70代でも一生懸命企業を起こす方、相談も件数も来ておりますので、そういう部分では、しっかりとやっぱり、その年齢制限で駄目だったという部分では、非常にやる気のある方が、実際に南会津町に来られなくなってしまう部分も実際ありますので、その辺をきちんと見直ししながら、検証しながら、そういった制度の見直しもきちんとやっていければなというふうには考えております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　事業の継続期間ということで考えれば、やはり年齢が高ければ継続していられる期間が短い。確かにそのとおりだと思います。

ただ、事業の承継、先ほど答弁にもあった承継の部分も補助出ていますので、その部分をうまく活用できる、その店舗として続く流れをつくっていけるような制度になればいいかなと思います。

実際に私のところに相談来ている話でも、実際に町外の方が、同じような事業形態やっている方なんですが、事業の廃止を知って、継承をして、実際に続けていらっしゃるという事例もあります。その方が補助金使ったかまでは、ちょっと私も把握はしていないんですが、そういった方たちを少しでも拾い上げるような政策をしていっていただきたいと思います。

もう一つ、補助金に加えてなんですが、空き家関係で、南会津町で実施しております定住促進すまいる補助金、そちらのほうも、やはり年齢制限45歳以下ということで、条件が付されております。これに関しては、目的というところで、若者の定住促進、そういった意味合いから年齢制限を設けているというのは理解しております。

ただ、近隣自治体の事例を見ますと、例えば喜多方市、喜多方市であれば、新築に関しては、やはり40歳未満、40歳未満の方には、補助を一番手厚くしております。新築でも40歳以上の場合は、補助率を少し下げてはいるんですが、出しています。そして中古住宅に関しましては、

一応年齢は問わないという形で、町としてどの年代の方が来られても、一応何かしらの補助は出る、そういった対応をしておりますが、南会津町も今後そういった対応を検討していくかどうか、その点についてお伺いいたします。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

今ほど議員がおっしゃられたすまいる補助金につきましては、定住促進のために空き家を活用した場合であっても、支援をするというような内容になっております。今は、総合政策課内でその現状が、この制度をつくり込んだときの状況と今の現状が乖離があるんではないかというような議論もしている中ですので、その相談の内容を改めて整理しまして、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　補助金制度の取扱いについて、担当課長からすぐにやりますとなかなかお答えしづらいと思います。これ、私のほうから話をしたいと思いますが、やはり空き店舗、空き家等が今後とも増えていくということを考えれば、制度をしっかりつくり込んで、移住定住の方を迎え入れる仕組みを充実させる必要があるというふうに思います。

これについては、議員からいろんなアドバイス、事例紹介もいただきましたので、町として今のある制度について、一通り検証した上で、使いやすい、それから実態に沿った効果の上がる取組になるよう、特に年齢制限の取扱いについては、総合政策と商工のほうに見直すよう、検討するよう指示したいと思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　補助金の在り方全てにおいてなんですが、結果的には南会津町に住んでよかったと思われるような補助の在り方、そういったところを最終的な目標にして、取り組んでいっていただきたいと考えております。

私のほうにやはり相談、この移住に関しても来ている方が、実際には50歳過ぎた方というのが、やはり何件かあります。お仕事もされていて、ある意味、今、国でも促進している二地域居住ですとか、そういったことも踏まえて、一応南会津町のほうに来て、住まいを探しているなんていう相談を受けます。

ただ、やはり年齢制限、そういったものがあると、やはりせっかく来てもらっても、じゃ、よそのもう少し補助が出るところに行こうですとか、そういった話につながりかねませんので、そういったところに関して、なるべく縁あって南会津町に住まいを探しに来られている方です

とか、そういった方たちを拾い上げるために、補助金の在り方については、今後ぜひもっと中身を精査して、使われやすい補助の在り方を検討していただきたいと考えております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　人口減少に悩む南会津町として、または空き家対策、空き店舗対策を推進しなくてはならないということを考えれば、今、議員が言われたようなことをしっかり効果のある制度として運用する必要があるというふうに思いますので、繰り返しますが、現在の制度の点検をしながら、使いやすい、効果のある内容にしていきたいと、このように思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　以上で私の一般質問は終了いたします。

○山内　政議長　以上で、６番、渡部裕太君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後１時とします。

休憩　午前１１時４４分

再開　午後　１時００分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◇　楠　　正　次　議員

○山内　政議長　12番、楠正次君の登壇を許します。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　登壇順序３番、議席番号12、楠正次です。

質問事項は、大きく分けて２項目であります。答弁を求める者は、いずれも町長であります。

１点目、公共施設統廃合はについてでありますが、公共施設の計画的な管理を推進するために、平成26年４月に総務省から、公共施設等総合管理計画の策定の要請がありました。その趣旨は、地方公共団体の厳しい財政状況が続く中、今後さらに人口減少が進み、公共施設利用需要が変化、減少することを想定した上で、更新、統廃合、長寿命化などを行うことで、財政負

担の軽減と公共施設等の最適な配置を求めることと認識しています。

①、公共施設の中で、町道や橋梁、上下水道などのインフラストラクチャー、インフラを正式な英語で示させていただきましたが、の廃止は困難と考えますが、認識をお聞かせください。

②、庁舎や学校、公民館やスポーツ施設などは統廃合が必要と考えます。少子化により学校の適正な規模を維持することは今後困難になると考えます。町全体の小・中学校の配置に関する考えを伺います。

③、スキー場のリフトやゴンドラ等の耐用年数に対する認識を伺います。

④、町内の４スキー場のリフト等の経過年数と安全運行に対する考えを伺います。

⑤、スキー・スノーボード人口は約４分の１に減少しております。国内の誘客は非常に厳しい今後になるというふうに考えております。インバウンドに取り組む考えがあるかどうか伺いたいというふうに思います。

大きな質問事項の２つ目でありますが、国民健康保険税の賦課方式の変更はについてであります。

国民健康保険税は、昭和36年に４方式制度が始まりました。国民健康保険税の保険料体系は複雑で、複数の人と負担方法が組み合わされています。使途は、医療、後期高齢者支援、介護の３つがあります。医療分は国保加入者の医療給付費用で、後期高齢者支援分は後期高齢者医療制度、介護分は介護保険制度への財政支援制度であります。負担方法は、応能割と応益割の２つで構成されております。

平成29年以前は、固定資産税に税率を掛けて賦課徴収する４方式でありましたが、固定資産税に国保税率を賦課徴収することは二重課税の要素が多分にあると考え、以前も質問しておりました。平成30年に県が保険者となり、資産割が廃止され、３方式に全自治体がなったと理解しておりましたが、県内の１自治体はいまだ４方式を採用しているというふうに委員会の中で伺いました。合併年の平成18年の国民健康保険被保険者数は9,162人で、世帯数は4,450世帯でした。１世帯の平均被保険者数は２人でありました。

そこでお尋ねします。

①、令和５年度実績値で、被保険者１人及び２人で構成する世帯数をお示しください。

②、世帯平等割、応益分の15％でありますが、これを廃止して、所得割と均等割50対50の賦課をした場合の均等割額をお示しください。

③に、令和５年度の限度額超過世帯医療分13世帯、後期高齢者支援分22世帯、介護分10世帯等、５年度の決算の事務報告の中に記載されておりましたが、全て該当する世帯もあると思う

んですけども、その方は104万円年間で８期で納付するわけでありますが、その世帯数は何世帯あるかお聞きします。

④に、令和５年度の被保険者数は2,974人、1,926世帯です。合併当時の国保世帯及び被保険者数約32％、世帯数は約40％に減少しています。世帯平等割の賦課意義は相当に低くなったというふうに考えますが、認識をお尋ねします。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　12番、楠正次議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、公共施設統廃合はに関する１点目、公共施設の中で町道や橋梁、上下水道などのインフラストラクチャーの廃止は困難と考えますが、認識はとのおただしでございます。

ご指摘の施設は、社会資本の重要な公共施設に当たることから、廃止は基本的に困難であると考えております。しかし、今後想定される町の様々な状況下においては、効率的な整備や管理を実施するため、地域の実情に応じた施設の更新や広域化による統廃合、さらには長寿命化を継続して実施していくことが必要であると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

２点目、少子化により学校の適正な規模を維持することは困難と考えます。町全体の小・中学校の配置に対する考えはとのおただしでございますが、議員のお考えのとおり、少子化により、学校の適正な規模を維持していくことは困難であると、このように考えております。

町では、本年度、子育て中の保護者の皆様と教育環境の現状と課題に関する懇談会を西部の各地域で実施いたしました。これらの懇談会を通じて把握した地域ごとの現状や課題、住民の皆さんのご意見を踏まえ、現在教育環境の充実に向けた検討を進めているところでございます。

今後も地域住民の皆様との意見交換を重視しながら、合意形成を図りながら、教育の質の維持、持続可能な教育環境の構築を最優先に、小・中学校の配置について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、３点目、スキー場のリフトやゴンドラの耐用年数に関する認識は、それから、４点目の町内スキー場のリフト等の経過年数と安全運行に対する考えはとのおただしでございますが、関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

スキー場リフトの耐用年数につきましては、支柱や動力装置など、それぞれの設備ごとに法定耐用年数が定められており、リフト全体の法定耐用年数はございません。

なお、この法定耐用年数を超えた場合でも、設備が直ちに使用できなくなるわけではなくて、

リフト等の経過年数や利用実績を踏まえ、定期的に点検やメンテナンスを実施し、安全性に問題がないことを確認した上で運行をしております。

なお、町内４スキー場のリフトの経過年数は、新しい設備で約20年、古い設備で約40年経過しておりますが、引き続き利用者の安全を最優先に、適切な管理を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、５点目、スキー場へのインバウンドに取り組む考えはとのおただしでございますが、現在国としてインバウンド、いわゆる訪日外国人旅行者による旅行消費額５兆円を目指し、受入れ体制の整備を進めております。第４次観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者の消費単価を１人当たり20万円とし、地方における宿泊数を２泊とする目標を掲げております。

また、県におきましても、令和８年４月から６月にかけて開催のふくしまデスティネーションキャンペーン2026において、インバウンド誘客に向けた取組が検討されております。

インバウンドによる経済波及効果は非常に大きく、今後さらなる成長が期待されております。しかし、一方、特定の観光地に旅行客が集中するオーバーツーリズムの問題のほか、言語や文化の違いに起因する課題も指摘されております。

本町のスキー場におけるインバウンド誘客についても、こうした状況を踏まえ、関係機関と意見交換を行いながら、誘客に向けた具体的な取組や受入れ体制について検討を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、国民健康保険税の賦課方式の変更はに関する１点目、令和５年度実績値で被保険者１人及び２人で構成する世帯数はとのおただしでございますが、被保険者１人で構成する世帯が1,228世帯、被保険者２人で構成する世帯は550世帯となっております。

次に、２点目、世帯平等割15％、これを廃止して所得割と均等割50対50の賦課をした場合の均等割額はとのおただしでございますが、令和６年度国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援分、介護分を合わせまして、１人当たりの均等割額が４万5,130円、世帯平等割額が３万683円、合計７万5,813円となっております。

世帯平等割を廃止して均等割を50％とした場合、１人当たりの均等割額は合計６万9,782円となります。

次に、３点目、令和５年度の限度額超過世帯医療分13世帯、後期高齢者支援分22世帯、介護分10世帯ですが、全て該当する世帯数はとのおただしをいただきました。医療分、後期高齢者支援分、介護分、全てにおいて限度額を超過する世帯数は５世帯であります。

次に、４点目、世帯平等割の賦課意義は相当に低くなったと考えるが、認識はとのおただし

でございます。

平成30年４月から国民健康保険制度の改正により、国民健康保険事業を町と県が協力して運営していくことになり、本町では、県から示された所得割、均等割、平等割の３方式で賦課しております。平等割の賦課意義に対して様々な意見があることは認識しておりますが、県では将来にわたり国民健康保険事業を安定的に運営していくために、福島県国民健康保険運営方針に基づき、令和11年度に全県的に賦課方式を３方式に統一することを目指しているところであります。

町といたしましても、国民健康保険事業を安定的に運営していく視点から、県や他市町村と足並みをそろえ、統一した賦課方式により運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、順次再質問をさせていただきます。

公共施設統廃合に対する答弁では、私が示した部分に対しての廃止は困難ということであります。町道や町道に架かる橋なども、経年劣化を感じる箇所が、町なかを歩いてみますと、多く感じるところでありますが、インフラが老朽化し、維持補修に必要な財源を確保することが容易でない事態になっているんだろうというふうに考えます。観光施設の統廃合なども、そういった住民サービスが低下を招くことがないようにということで、苦渋の決断をされながら方針を示されたのだろうというふうに考えますが、これらに関する町の課題はどのように捉えていらっしゃいますか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

公共施設総合管理計画の中でもお示しをさせていただいておりますが、南会津町には非常に多いです。同規模の自治体よりかなり多い。施設、橋梁もそうですし、道路延長もございます。これを今までどおり維持していくというのは、交付税措置も合併特例期限が終わった中では非常に厳しいと。これはますます年数が経てば経つほど厳しくなるという状況になっておりますので、そういったところも含めて、施設の統廃合であったり、全体的な財源の捻出、そういったことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　本町は非常に広大な面積を有しておりますので、町道であったり、林道であったり、農道であったり、町道に架かる橋梁等々も非常に多いと。本当に劣化がひどいというふうに感じるところもあるわけでありますが、国土交通省では、自治体内で部署を横断してというと、農林課であったり、建設課であったり、それぞれの所管課が違う部分であっても、整備に対する、同じように整備を重なる部分というところに注視して保守整備を進めると、そこに対する新たな支援をするというふうにありますけども、これらに関しての現状の認識はいかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えします。

当然道路の部分ですと、重なっている部分ですとか、そこに行くまでに町道があって、その後林道ですとか、そういったところもございますので、そういったところは効率的な運営をしていかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それらが本当に広大なために、かなりの箇所数あると思いますので、ぜひ有利な整備に対する補助制度とか、そういうものを見つけていくべきだろうというふうに考えております。

２つ目になりますが、過日、13日の全員協議会において、舘岩地域の学校に対する、教育施設に対する方針変更が説明されました。「小中一貫校の設置を検討する」ということがありましたが、今後のスケジュール、その学校を併設型であったり、１校の中で２階、１階に分けたりとかといういろいろな考え方がありますが、あとは、６年、３年ではなくて、４、２、３とか、３、３、３とかというような、一貫校の場合はそういう区切りもできるというふうに聞いておりますが、その辺に対する考え方、お示しいただきたいと思います。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

まず、一貫校にする期限につきましては、まず、今令和６年度でございますが、令和７年度にもう一度地域の皆様のご意見を聞いた上で、その後のスケジュールについては検討していきたいと考えております。

もし一貫校にするとなれば、学校の改修等も必要になってきますので、その一貫校にする前

の年にある程度の修繕工事が必要になると思いますので、一貫校にすると決まってから２年ぐらいは時間が必要になってくると考えております。

さらに、その一貫校の在り方、内容でございますけれども、単純に言うと、６学年と３学年を合わせた９学年の義務教育学校にするのか、それとも、檜枝岐小・中学校のように、小学校は小学校のまま、中学校は中学校のままで校長先生が１人になるような形になりますけれども、そういった形にするのかについても、今後検討してまいりたいと考えております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　了解しました。

次年度にまた地域の保護者であったり、住民の声を聞きながら、最終的な判断をするというふうに聞きました。

先月、舘岩中学校の模擬議会、ご覧になった課長方もいらっしゃいますけども、その議員に扮した生徒からは、中学校老朽化の実態が示された。そして、寒さや臭いなど、切実なる生徒の不安を訴えられましたが、それらに対する解消が必要と考えましたけども、今後一貫校になるとしても、それまでの間、そういう学校の生徒の不安解消のための改修とかは、最低限必要な部分はやるべきだと思いますけども、そこに対する考えはいかがでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

先ほど言いましたように、数年かかることになりますので、その間にどうしても必要な修繕については、内容を検討して進めてまいることもあると思います。

一つ例として挙げられたのが、床暖房ということがあったと思います。こちらについては、以前、ちょっと金額は私把握はしていないんですが、相当な金額がかかる修繕になるということで、ここについては、その時点で修繕をしないで、その他の暖房設備を使って、そのホールを使う場合には温めて利用するというような方針で、その時点で決まったと伺っておりますので、今後もそのことについては、ほかの暖房の、例えばブルーヒーターを持ってくるとか、そういったことで利用していただければというふうに考えております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それらのことについてもできるだけ方針が示され、今後地域の住民、生徒の声、児童の声等も参考にしながら決定して、余り長く置かないで、今後入学生徒は３人とか、２人とかということで継続するわけでありますから、これから増えていくことはない。その中で一貫校にするんであれば、できるだけスピーディーに、速やかにしていくことが経費

の節減にもつながる。そして、子供たちは子供たちで縦の社会でのつながりで、下の子を面倒見たりとか、下の子は上の子にいろいろ教えていただいたりというような小規模校のメリットを生かせる教育につながるんではないかと思いますけども、その辺の考えを伺いたいと思います。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　まず、舘岩中学校は昭和61年に落成されているかと思います。舘岩小は平成19年だと思います。ということで、舘岩小はオープンスペースの学校で新しいということで、舘岩小学校に中学生を入れるという施設一体型を想定しているところであります。

先ほどあったように、中学生を入れるとなると、様式を中学生向きの改修も必要になってくるかと思いますので、二、三年は必要になると、そんなふうに考えております。

今ありましたように、それまでの間、住民合意形成を図りながら、なるべく速やかに小中一貫校に持っていきたいと、このように考えております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　了解しました。

それでは、３番、４番、さっき合わせて答弁いただきましたが、支柱や動力装置、連結等々あると思いますが、これらは個別に今把握されている耐用年数、それはリフト全体のものではなくて、個別にその耐用年数があるということですが、安全性が担保できるという耐用年数は、支柱、動力系、連結等々は何年になりますか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

それぞれの部分の耐用年数という部分でご質問かと思いますが、基本的には、支柱は40年と言われております。その支柱とリフトとリフトの間の線路設備はそれよりも長くて、57年ですとか、そういった形で言われているところです。

それぞれの個々の例えば部品、本当の消耗品の部品という部分では、こちらでは把握しておりませんが、町長答弁申し上げましたとおり、それぞれの耐用年数といいますか、安全点検を専門の索道事業者に依頼をしておりますので、そういった中で、ある程度の部品の交換を行いながら、安全性を確保してそのシーズンを迎えるという流れでなっております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それぞれの部品等の交換をすれば、耐用年数は、その交換した時点からまたさらに延びていくと、安全性が担保されるというふうに認識をしました。

ただ、あの大きな支柱が40年というと、もう40年近くなっている。40年過ぎているところもあるのかな。というところには、支柱の安全はどのような方法で、修繕するにしても、下の基礎部分のコンクリートが打音検査で分かるのか、そういうところまで、40年以上になった場合の事故等々を防ぐための考えはどうでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

支柱については、いろいろな支柱本体の鉄筋の耐用年数ですとか、あと基礎的なコンクリートの耐用年数ですとか、それに伴うボルトですとか、そういったものもきちんと含めながら、全て、先ほど申し上げましたとおり、専門の索道事業者がきちんとその法定に基づく点検の仕方をやりまして、それで安全性を確保しております。

そういった部分で、安全を確保した上で次のシーズンを迎えるわけなんですが、どうしてもそれが安全が保証できないとなれば、そこは町としてもきちんと修繕ですとか、支柱の更新ですとか、そういった部分は検討すべきものと考えております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　そこの辺は十分に慎重にやっていただきたいなというふうに思うわけでありますが、５点目の部分について、南郷スキー場のセンターハウスで先日行われた安全祈願祭の折にも、振興局長様から、デスティネーションキャンペーンとインバウンドの今後の見込み的な話がありました。しかし、町長答弁にもあったように、オーバーツーリズムであったり、言葉が受け入れる体制が整っていなかったりとかというと、やはりなかなか難しいのかなというふうに私も思います。

しかし、スキー人口だけ見ると、先ほどスキー、スノボで４分の１と質問させていただきましたが、四捨五入すると約７分の１に減少しているわけです。今後少子化はますます進んでいくのではないかと。そして、2023年１月１日時点で総務省で発表した年齢別、５歳刻みで発表した部分でありますと、ゼロ歳から４歳までの人口が445万人、25歳から29歳は641万人、だから、今ゼロ歳から４歳の子がこの25歳という年齢になるときには、その数だけ単体で見ても、その５歳区切りだけで見ても200万人のスキー、スノボードをするであろう、一番多いであろうという世代を見ると、減少するということが想定できるわけでありますが、その中で、スキー場を今後厳しい運営の中で、スキー場そのものは減少していっていますけども、スキー人口も減少して、その中で、この町の雇用が守れ、地域の経済が守られる、守るためには、やはり私はインバウンドに力を入れる。国内の減りゆく人口、若年層、そこから活路を見いだすのは

なかなか難しいというふうに考えます。

あるいは、それらをやらないんであれば、本当に小さな町営のスキー場というような形で、地域経済に資する部分、減ります。そして、雇用も減ります。でも、そういうふうにしていくとかということが考える必要があるんだと思うんですけども、その辺に対する考え方、私はインバウンドはかなり期待できるのではないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

冬期間のスキー場に関して、インバウンド対策という部分での考え方も当然必要だと思っております。ただ、１年を通して、通年を通しましてインバウンド対策というのは必要かなというふうには考えております。

議員おっしゃいましたＤＣ、デスティネーションキャンペーンでも、今後南会津町、当然ＪＲと県が一緒になって取り組む観光事業ということで認識はしておるところなんですが、会津鉄道ですとか、野岩鉄道、それぞれ東武鉄道もございますので、そういった部分の鉄道会社とも連携しながら、ＤＣに向けては取組を検討しているところでございます。

一例を申しますと、これまでの傾向といいますか、そういう部分では、昨年度令和５年度に関しましては、台湾の団体客が新潟空港ですとか、仙台空港ですとか、福島空港も当然なんですけど、地方の空港を利用しながら団体が会津に入っているということが分かっております。

そういった中で、例えば昨年ですと、台湾なんですけども２月ですね、今年２月になってしまいますが、今年２月の、いわゆる日本でいえば旅行シーズンでいえば閑散期なんです。そういう閑散期に台湾の団体がどんどん来ていただいて、先ほど言ったように、地方空港は雪が伴っております。

それを台湾人は、その雪を見るだけでいいという部分がすごく好ましいというか、好きなもんですから、そういった部分での会津鉄道を利用して会津若松市まで来て、会津鉄道を利用してトロッコ列車で冬景色を見て満足をして、そしてまた、会津若松のほうに宿泊していくという部分では、会津鉄道のほうからもお聞きしておりました。

せっかく南会津町に降りていただいているにもかかわらず、実態的にはお金が落ちていないというのも事実だなというふうには感じております。ただそれを、スキー場にもそういった誘客を招いて、例えばそり乗りだけでもいいと思うんです。

雪と触れ合うだけのそういった行程も有効ではないのかなというふうには感じております

ので、今シーズンからもというわけではいきませんけども、そういったＤＣに向けていろいろな部分での誘客、会津方部でも検討しておりますので、南会津としてもきちんとその辺も留意しながら、これまでの傾向をきちんと検証しながらインバウンド対策といいますか、誘客に努めていきたいなというふうに思っておりますし、さらに、皆さんご承知のように、東武日光ということで、日光まではかなりの、何万人もの外国人が来ているということは分かっております。そこから南会津町まで、どうしても認識というか、知名度が低いために誘客につながっていないという部分はございます。

ただ、先ほど言いましたように、東武鉄道さんとはスペーシアＸの中での飲食に対して、日本酒ですとか、ビールを提供しているんですけど、そういった部分では、来年度と再来年度のＤＣの本番、そのアフターＤＣも含めて、その３年間の中で、いわゆる南会津町のＧＩを取得したお酒をスペーシアＸの中で、外国人が半分以上になってしまうと思うんですけど、そういう部分ではそこで提供していただくという部分での連携は、今調整をしているところです。

さらに、地ビールに関しましては、南会津町にも地ビールがございますので、そういった部分での連携を図っているということで、ＤＣに向けた検討はしているということでご承知ください。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　今商工観光課長から全体的な幅広いお話を申し上げましたが、議員からの質問に対して的確に答弁できているかというと、疑問でございますので、私のほうからお答え申し上げます。

スキー場の利用者の増加のために、インバウンドをどう考えるのかということでございますが、これは当然可能性があるのであれば、しっかり連携を取ってやらなくてはいけない。ただ、スキー場単体ではなくて、スキー場に来たお客様は近隣の観光地も巡るということになりますから、南会津町だけで完結するものではないんだろうと思います。近隣の市町村、そういったところと連携をしながら、一つの旅行商品として造成をして来訪者を獲得していくというのが冬のインバウンドの考え方かというふうに思います。

議員からそのような提案がありましたので、旅行事業者、スキー場含めて、それから行政関係、振興局含めて、今後の検討課題だというふうに考えております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　時間が大分押してきてしまいましたけど、もう１点だけ、このスキー場の部分で大きな不安を感じているところがあるので、質問させていただきます。

地球温暖化による小雪であります。今のところ自然任せ、自然頼みの状況なんですけども、このままこれで、何とかスキー場が運営できるだけの雪よ降ってくれという思いだけでいくのは相当危険な感があります。そこに対する考えを聞きたいと思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　今回16施設の評価を受けて、町の方針というのもその辺も加味して書いているつもりでございます。しかし、暖冬傾向で雪がない、今年の冬は降るだろうということで、今、それぞれのうちのスキー場の降雪状況、私も気にして、オープン大丈夫かなというふうに不安視しているところでございます。

一方、暖冬対策に向けて、人工降雪機をこれから導入していきましょうというところまでは、今の段階で町として踏み込むことはできないのかなというふうに思っておりますので、気候変動に合わせた取組としては、雪が少ないときに雪を運んでしのぐというような対策が中心になってくるのかなと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　以前の小雪のときに、アイスクラッシャーという、氷を作って砕いてゲレンデをつくるという提案をしたことがありましたけれども、その設備、電気代がこれだけ高騰する中で非常に難しいというふうに思います。

そこで、ゲレンデ周辺に、リフトの下とか何かではなくて、かなり広いゲレンデの周辺に太陽光パネルを設置して、太陽光パネルの角度は変えられる支柱が今はあります。ということで、ゲレンデ側に落雪、それをゲレンデの整備に使うというようなこと、そして、国としても自然エネルギーを使う率を非常に高めたいということを言っておりますし、デジタル田園都市構想の交付金、これにも太陽光パネルの設置に対する補助が手厚くなっています。

秋田とか、長野は閉鎖したスキー場のゲレンデに多くの太陽光パネルを設置してということでありますけれども、私は屋根から落ちた雪が結構長い間、連休の頃まで残る。太陽光発電パネルからの落下した雪をゲレンデに飛ばすなりということであれば、雪をつくる設備は必要ない。そして、低くはなっても冬期間も雪が落ちた後は発電が可能。それを町でやれということではなくて、資本家、企業、これは今太陽光パネル事業をやりたいという方が結構いらっしゃいます。

そういう方にこの広いゲレンデの一部分を活用してパネルを設置していただいて、落ちた雪でゲレンデを整備するというと、一石二鳥で、冬期間建屋のメガソーラーの部分、聞いてみたら、冬期間は夏場に比べたら１割、２割の発電効率。だけれども、それをゲレンデ造成に利用

できるとしたら、これは落ちた分、若干なりとも新たな収益につながる。会社としてもそこはスキー場とのどういう形になるか、連携ができれば、ウィン・ウィンの関係になっていくというふうに考えます。

スキー場を行いながらの太陽光パネルで、落雪した雪を利用してゲレンデをつくるというのは、日本では今のところやっておりませんし、何をばかなことを言っているんだと言われるかもしれませんけど、可能性としては、広いゲレンデを利用してということはあると思います。その事業を展開する会社を探すなり、町でやるというのは恐らく無理だと思いますので、その専門的にそういうところを、土地を提供していただいて、太陽光発電事業を実施したいというところはありますので、ぜひそこを検討していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　本日初めて聞くお話でございました。有効利用という視点、経済的なことを考えなければ、可能性があるのかなというふうに受け止めますが、これについては、楠議員からの今日は情報提供ということで受け止めさせていただきたいと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、質問事項の２つ目に入ります。

納付金を徴収することは、各市町村が税率や賦課方式を決定できるというふうに聞いております。今定例会の委員会調査で、県内の１自治体がいまだに４方式の賦課方式を取っているということが分かりました。本町の国保世帯数は1,926世帯で、うち１人世帯が、先ほど答弁でありました1,228世帯、そして、２人世帯が550世帯であります。国保全世帯に占める１人、２人の世帯を合わせると92％になります。92％の被保世帯が１人、２人の世帯。

とすると、安くするとか、高くなるとかではなくて、適正な賦課、公正な賦課というのは、私、前の９月議会のときにも申し上げましたが、５人の被保険者がいるところと１人の被保険者が同じ平等割、名前は平等割ですけど、全然平等ではないというふうに感じているので、２方式にすべきというふうに、この数字を見て改めて強く思いましたが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　税務課長。

○渡部さつき税務課長　今２方式というお話がありましたけれども、福島県では令和11年度に国保保険税水準の統一化に向けて検討を進めているところでございます。これは、県内どの市町村に住んでいても同じ税率を採用するもので、同じ保険税負担で同じ保険給付を受けることにより、被保険者間の公平性を確保することを目的としております。

先ほど町長答弁でもありましたが、福島県国民健康保険運営方針に基づき、賦課方式は３方

式としており、令和６年から７年度は３方式への移行期間とし、令和８年度以降は県内全ての市町村が３方式へ統一する予定でございます。そのことから、本町のみが２方式を採用することは、税負担の公平性から被保険者への負担増になる世帯があります。

税水準の統一化については、例えば、小規模町村では、高額な医療費が発生した場合に保険税が大きく変動し、財政運営が不安定になるという課題があります。これらを解消するためには、県内市町村全体で支え合っていくという目的があります。そのため、県方針に基づき、３方式で各市町村と足並みをそろえて、統一した賦課方式により運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　理解できませんね。

以前の質疑のときにも申し上げましたけども、今回の質問のところにも入れてありますけど、全市町村が同じではない賦課方式で今やっているわけです。１自治体ですが、４方式を取っている。資産割を廃止していない。税率だって各市町村で決定できるんじゃないですか。その税率の応能部分の所得割率、これは、茨城県は全市町村令和４年度から、埼玉県の多くの市町村が令和５年度からそのような方法に、２方式に変えてきています。

その中で、課税状況を見ますと、応能割の部分の所得割率は、その市町村の所得階層がいろいろありますよね。そういう部分に配慮しながら、各町村で６％台から８％台まで違いがあるんです。

そういうことを考えると、県がこういうふうにして今から３方式にするからというのは、私はちょっと今の国保の在り方、多くの自治体が２方式に変更しようとするときに、11年度に向けて県が３方式を目指していると。それは町で、運営協議会等で、いやいや、本当に大切なのは安定した運営をすること。だけど、そこに国保の被保険者がどうやって滞納しないで納税できるか。そして、先ほど私、上げるとか下げるではなくて公正な課税、世帯に課税するのは決して公正公平な感じはしないんです。だって、５人世帯も同じ金額、現在でいえば１万7,000円です。そして、１人世帯も１万7,000円を世帯平等割という名前の下に支払っているじゃないですか。それは本当に平等で将来に生かせるものなんですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私からお答え申し上げます。

手元に福島県国民健康保険事業納付金標準保険料率という資料があります。ここに県内59市町村の考え方が記されております。

医療分、所得割、均等割、平等割、それから、後期高齢者支援分、これについても所得割、均等割、平等割、そして、介護についても、同じ３方式が導入されております。手元の資料によりますと、59市町村全て同じ、ここの基本的な考え方は３方式の導入になっております。

議員が先駆的な都道府県の事例をお話しいただきましたけど、南会津町として今後福島県の統一した方針の中に今後進んでいくということであれば、議員がおっしゃるようなことがあるんでしょうけれども、南会津町としては、福島県の示すこの３つの方式で国保料の算定に入っていくというのが無難なやり方ではないかなと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　県の考え方、そして、市町村の考え方、それは分かりました。ただ、平等割という名で課税しているわけです。２方式にするところは、平等割を廃止して均等割に一本化するわけです。介護も、後期もそのように２方式に。そうすると、２方式にすることによって簡素化されて、課税も収税も楽になる。非常にスピーディーにできるようになったというような考え方が、２方式にした都道府県の中で出てきています。

ですから、そういうところをしっかりと検討する、そこには、国保の運営協議会にこちらから、今こういうようになっている、先駆的なのか、多くなのか、そこは全体を見ていませんけども、そういうところのことを示しながら協議する、そういうことが必要なのではないかなというふうに思います。

そして、限度額超の部分、先ほど８期で年間104万円納めるというのが５世帯あるということであります。１期に13万円ですね。この１期に13万円納めると、４か月間は納める期間がありますけども、この国保の加入者というのは、農業者であったり、フリーランスであったり、個人事業者、安定した収入が望めない。私も50年も国保に加入しておりますが、そういう方たちから、これが決まったとおりの金額だから、別にこれが駄目だというわけではないですけど、そういうことに対する疑問であったり、意見であったりというのが国保の運営協議会の中で出てこない。それは９月の質疑の中で聞きました。

その９月の質疑をインターネットで聞いた方から、私のところに２人から電話がありました。どちらも役場を退職された方で、役場の共済組合であったり、社会保険であったり、そういう企業等に勤めている方にはこの苦労はなかなか分からないんだと思います。それは、町であれば、税の中で半分を負担して、企業であれば、企業が半分を負担して、個人の負担する分は15％ですから、今の国保の率からすれば、いや、少ないんじゃないかと言われるかもしれませんけど、それは厚生年金に入ったり、組合年金に入ったりすると、国保の場合は、さらにこのほか

に社会保険料補助という申告のときはありますけど、国民年金は月１万6,700円を納めなければならないわけです。とすると、この13万円を８期納めることは非常に大変だ。

私は合併のときに、舘岩村、旧自治体は10期だったので、ぜひ10期にしてほしい。全国でそのとき調べたときには、12期で月々同額を納めていて、調整するというような自治体の例もあったので紹介しましたけど、9,000人もいる被保険者を３月15日までに申告が終わって、そこからその一人一人の所得を出して、そしてそこに税率を掛けて賦課して、決定して、通知書を作ってというのはとても２か月では間に合わない。10期にすれば２か月でそれをやらなくてはということで、４か月、その発布までということだったんですけども、今は３分の１に被保険者数が減少しました。とすると、そういうことも可能なのかな。

そういう徴収の仕方は各自治体でできるんだと思います。県ではこういう指針は示して、これだけ納付してください。その部分は自治体がどのような公平公正な賦課をして、徴収して納めるかということだと思うんですけど、それについての認識はいかがですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　まず、令和11年度に向けて全県的に賦課方式を３方式で統一しましょうという県全体の流れになっておりますので、先ほど議員が言われた世帯割を南会津が先んじて実施しても、そこに合わせざるを得ないという実態があります。

それから、もう一つお話しいただきました納期をもう少し分散させて、納入する方の負担軽減につなげられないのかというようなことだと思います。

ここについては、ほかの自治体の取扱い事例が手元にありませんので、議員さんのほうからそういうお話はいただいたということで、ほかの自治体の事例をちょっと調べてみたいと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　先ほどのところに若干戻りますけども、均等割額が廃止後、答弁の中でありました。それを計算しますと６万9,782円という均等割額になります。とすると、現状の部分を計算しますと７万5,000円なので、１人世帯の方というのは、無職の方もかなりいらっしゃると思います。そういう方たちの全体の徴収金額が変わらない中で、１人世帯の人の負担は6,000円減少するわけです、均等割に一本化すると、15％を廃止して。

とすると、納める金額、それは納付金が決定されれば、それだけ納めなければいけない。その中で本当に弱い立場の個人が納める、１人世帯が５人世帯、４人世帯と同じ１万7,000円何がしの平等割という名の不平等な課税、それを今しているわけですから、そこは納付金額が少

なくなるわけではないです。均等割に今まで３人、４人、５人といた方たちが均等の割合を賦課される、それはごく少数です。１人、２人世帯で92％ですから、多人数世帯は８％しかいないわけでありますから。とすると、そういう協議を国保の運営協議会の中にテーマとして上げて、協議をすべきではないかという考えです。県の考え方は分かりました。そこに対する考えはどうですか。

○山内　政議長　税務課長。

○渡部さつき税務課長　先ほど被保険者１人で構成する世帯は1,228世帯と申し上げておりますけれども、構成する世帯の家族の内容によっては、負担が大変であるということは一概に言えません。1,228件のうち、独り暮らしで被保険者１人という世帯につきましては503世帯でございます。この1,228世帯のうちには、給与収入の多い方ですとか、例えば５人家族のうち、国民健康保険に１人の方が加入している、そういった例もございますので、一概に納付のほうが困難であるということは言えないと考えております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　私の今質問したことは、国保の運営協議会でこういう意見もあったし、今世の中の流れはこういうふうになりつつあると。そういうことを協議しませんかと言ったんですよ。その１人世帯が負担がするのが大変だとは思わないと、そういう答えじゃなくて、そういうことを協議できないという理由があるんであれば、そこを答えてください。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、私のほうからお答えいたします。

　今ほどの国保運営協議会での協議の件の答弁でありますけれども、こちらのほうにつきましては、国保運営協議会のほうでも一応情報提供しまして、話題として上げさせていただいて、説明をさせていただきたいと思います。

　ただ、先ほど町長答弁からもありましたように、基本的には３方式という方向性、これは県全体での方向性があるわけですけれども、ただ、議員おただしのように、２方式の都道府県もあることですので、こういった２方式の都道府県もありますけれども、こういう理由で、こういった形で３方式としてやっていきたいということで、その中身についても運営協議会のほうで委員の方には説明をして、納得していただけるようにしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　終わります。

○山内　政議長　以上で、12番、楠正次君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　古　川　　晃　議員

○山内　政議長　次に、５番、古川晃君の登壇を許します。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　議席番号５番、古川晃です。

通告に従い、一般質問を行います。今回、私の質問事項は３つです。

まず、質問事項１、山村留学に係る今後の方針は。

これまで町は、舘岩小学校、中学校の児童・生徒数の減少対策と舘岩地域振興策として長期山村留学事業の導入のための準備を進めてきました。しかし、長期山村留学事業を実施せず、小中一貫校の設置へと方針変更の姿勢をこのたび示しました。

そこで４点。

①これまで実施した短期山村留学は、長期山村留学実施に必要なノウハウを積み上げるとしていました。これまでの短期山村留学事業で得たノウハウはなんでしょうか。

②これまでの山村留学事業では、町財政負担が大きい、ホームステイ受入先がないなどの課題が挙げられていました。町財政とホームステイ先の負担を軽減するような町独自の山村留学事業への移行は選択できなかったのかという質問です。

以上、①、②は教育長に伺います。

③山村留学に取り組む意義として、令和５年３月定例会議案審議において、町長は、単に学校に入る子供たちを増やすという取組だけではない。地域の活性化を生み出したり、人口減少にある程度歯止めをかける二面性があるとの認識を示しています。

小中一貫校を設置する方針へとかじを切ることで、見かけ上学校の児童・生徒数は増えます。しかし、入学する子供の数は増えないわけです。入学する子供を増やす、人口減少に歯止めをかけるという重要な一面については、小中一貫校では補えるものではありません。このことについてどのような対策を取るお考えでしょうか。

これは町長に答弁を求めます。

④町内では、保育留学やデュアルスクールに自主的に取り組み、入学児童・生徒を増やしたり、関係人口増加に寄与しようとする動きがあります。

ここで、デュアルスクールという用語について少々補足しておきます。

デュアルスクールという言葉は、徳島県美波町に本社がある株式会社あわえの登録商標です。文部科学省から平成29年７月26日に出された「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」という通知に基づく制度、あるいは事業で、文部科学省としては「地方移住等に伴う区域外就学制度」という用語を使用することが多いようです。

本来この用語を使用するべきと思われますが、説明の簡略化のために、一般的に使用されることが多いデュアルスクールという言葉を用いて、以降、質問させていただきます。

質問に戻りますが、このような事業を町が推進する考えはあるでしょうか。

これは教育長に答弁を求めます。

次に、質問事項２、高校の魅力化と地域留学推進はということで、内閣府地方創生推進室において、「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」というものが行われています。これにより、全国では自治体が関わる高校の魅力化プロジェクトや高校生の地域留学を推進している、そういった高校が多くあります。

本町も「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」に取り組む考えは。

これは、教育長に答弁を求めます。

最後に、質問事項３、二地域居住促進法施行による本町の対応は。

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」大変長い法律名なんですが、略して「二地域居住促進法」とか、あるいは「広域的地域活性化基盤整備法」などと言い換えられることが多いものですが、これもこの後説明の簡略化のために「二地域居住促進法」この言葉を用いたいと思います。

これが今年11月から施行になりました。都市部から地方へ人の流れを拡大する目的で改正されたもので、これは町として速やかな対応が必要と考えます。現在の本町の対応状況は。

これは町長に答弁を求めます。

以上で、壇上からの質問を終えますが、与えられた時間で再質問をさせていただきます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　５番、古川晃議員のご質問にお答えいたします。

今回私に求められた部分と教育長に求められた部分と、教育長のほうがちょっと多いかなと思いますが、まず、私に求められた部分を答弁申し上げます。

はじめに、山村留学に係る今後の方針はに関する３点目、山村留学事業について、町長は、単に学校に入る子供たちを増やすという取組だけではない。地域の活性化を生み出したり、人

口減少にある程度歯止めをかける二面性があるとの認識を示している。小中一貫校を設置する方針へかじを切るということだが、入学する子供を増やす、人口減少に歯止めをかけるという重要な一面については、どのような対策を取るのかというおただしをいただきました。

長期山村留学の一番の目的は、教育環境の維持であると考えております。また、都市部から子供たちを受け入れることで、その複利的な効果として、地域活性化が期待できるのではないかと、このように考えております。

人口減少に歯止めをかけることは、舘岩地域だけではなく、本町全体の最重要課題と認識しており、令和７年度からスタートします第３期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進することで、将来にわたり町民が安心して住み続けたいと思える町の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、二地域居住促進法施行に関して、本年11月に施行された広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の速やかな対応が必要ではないかと考えるが、町としての対応状況はとのおただしをいただきました。

改正法の概要としては、県と連携した特定居住促進計画の策定、官民連携による特定居住支援法人の指定制度の創設、関係者と連携した特定居住促進協議会の設置ができることとなっており、策定した計画に基づいて、二地域居住の住まいを確保するための空き家の利活用や拠点施設等の環境整備などを実施する場合に、国の支援が受けやすくなるものと認識しております。

一方で、国が設置する専門委員会においては、国で検討すべき課題として、移動などの諸費用の支援、持続可能な生活サービスの提供、地域に広く受け入れられる環境整備といった中長期的な課題が挙げられていますが、現段階では具体的な対策は示されておりません。

町といたしましては、現状を考慮しつつ、今後の国等の動向を踏まえた上で対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　私からは、初めに、山村留学事業に係る今後の方針はに関する１点目、これまでの短期山村留学事業で得たノウハウとは何かとのおただしでありますが、短期山村留学事業につきましては、長期山村留学事業を行うための人材をはじめとする地域資源の掘り起こしと、舘岩地域における長期山村留学受入れ意識等の醸成、ホームステイ受入れ家庭の確保を図るために実施してまいりました。

夏、冬それぞれに地域の方々の協力をいただきながら、川遊び、釣り、農作業、星空観察、雪遊び、そば打ち、しめ縄づくり、餅つきなどの活動を通して、地域人材や自然体験素材、伝統行事など、舘岩地域の魅力を再認識できました。また、関わっていただいた方からの感想や表情からも、子供たちとの関わりを楽しんだり、喜びを感じていただいたり、受入れ意識の醸成に関しても一定の成果を上げることができたと考えております。

一方で、短期ホームステイの受入れ家庭確保の困難さや受入れ家庭での子供同士のトラブル対応や体調不良時の対応など、短期であっても大変なご苦労があることから、１年間を通したホームステイ受入れ家庭確保の難しさを認識したところです。

次に、２点目、これまでの山村留学事業では、町財政負担が大きい、ホームステイ受入先がないなどの課題が挙げられていました。町財政とホームステイ先の負担を軽減するような町独自の山村留学事業への移行は選択できなかったのかとのおただしでありますが、長期山村留学事業の受入れ方式は、大きく３つに分類されます。１つ目は、拠点施設方式、２つ目は、ホームステイ方式、３つ目は、拠点施設とホームステイの併用方式です。

拠点施設方式では、山村留学で重要な要素である地域の方々との交流や、舘岩地域の生活文化に触れる経験が乏しくなるなどの課題があります。ホームステイ方式では、受入れ家庭の皆さんが気の休まる時間がなく、保護者、学校、地域との連絡調整も行う必要があるなど、受入れ家庭の負担が大きくなる課題があります。このことから、本町では、拠点施設方式とホームステイ方式の課題を軽減しながら受け入れる拠点施設とホームステイの併用方式による長期山村留学の実施に向け、検討を進めてまいりました。

町独自に拠点施設方式で運営するにしても、責任を持って都市部の子供たちを受け入れるためには、専門的知識を有した指導員や食事提供・施設管理業務等に携わる職員などが必要となり、財政的負担は軽減できないと判断いたしました。

次に、４点目、町内では、保育留学やデュアルスクールに自主的に取り組み、入学児童・生徒を増やしたり、関係人口増加に寄与しようとする動きがあります。このような事業を町が推進する考えはとのおただしでありますが、保育留学、デュアルスクールとも、家族で地方と都市を短い期間で行き来するもので、保護者は働きながら多様な地域に滞在することができ、子供は豊かな自然に触れながら教育を受けることができるというものです。

また、受け入れる側としては、交流人口の増加、二地域居住や移住の促進などが期待できます。

保護者等を対象とした教育環境の維持に関する懇談会でも、人間関係を学ぶ機会が少なくな

ってきていることへの対応策として、交流を望む声も多くあり、現在さいたま市教育委員会と小学生同士の交流機会の増加に向けて協議を進めているところです。

保育留学やデュアルスクールについては、移住や交流の機会を増加させる観点からも有効な手法と考えられますので、どのように推進していくか、調査研究してまいりますので、ご理解願います。

次に、高校の魅力化と地域留学推進はに関して、高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業に取り組む考えはとのおただしでありますが、高校の魅力化プロジェクトや高校生の地域留学推進のための高校魅力化推進事業は、将来的な関係人口の創出や拡大を図る上で効果的な事業と思われます。

現在町では、南会津高等学校の魅力化を図るために、経済的な理由で進学が困難な生徒を支援するために、奨学資金貸与事業を実施しております。また、生徒確保を目的として、通学支援や部活動支援にも力を入れております。

さらに、今年10月には、南会津高等学校の校長と同窓会長に来庁いただき、町長も同席して、今後の魅力ある学校づくりについての懇談会を開催しました。今回が初めての意見交換になりましたが、これからも関係者から幅広くご意見をいただきながら、町と学校が一体となり、魅力ある高等学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、高校生の地域留学推進のための高校魅力化推進事業は、令和２年度に創設された新しい事業でありますので、先進自治体の取組状況等を調査し、南会津高等学校の実態に即した事業であるか、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　それでは、再質問させていただきます。

まずは、山村留学事業についてですが、①と②合わせて再質問をさせていただきます。

南会津町の山村留学事業への取組というのは、令和２年度から導入、検討が始まったというふうに承知していますが、小・中学校の児童・生徒数の減少が著しく、学級の適正規模を確保するための統廃合も難しい舘岩地区にとって、期待されて希望の事業だというふうに思われてきたと理解しています。

前大宅町長時代から始まって、施政方針とか、公約にも取り入れられ、教育委員会はじめ町執行部とか、あと、私も含めて議会文教厚生委員会では、先進地視察に足を運んで、たくさん

のことを学んできたと。しかし、今回それを断念することになったということについて、これは非常に残念なことだなというふうに思っています。が、だからといって、今回の判断を私は否定するつもりは実はありません。特に事業実施に伴う町の持ち出し、財政負担を考えれば、今回こういった途中で方針転換という英断、これは必要であったかなというふうに理解しています。

そういうふうに理解していると前置きしながら、再質問したいと思いますけども、それにしても、もう少し丁寧な次につながるような総括は必要じゃないかなというふうに思って、今回質問させていただくんですけども、短期山村留学、今年は実施しなかったということですけども、令和３年度から５年度までの３年間、毎年600万から700万の予算をつけていましたので、トータルだと大体2,000万ぐらいは投入されているのかなというふうに想像しています。今回これだけ期待されて、税金を投入してきた事業が取りやめになるわけです。ですから、もう少し説明が必要なんではないかなというふうに思うんです。

特に、思いどおりにいかなかったというときこそ、何が収穫だったのかとか、何が反省点で、改善しなければならないことは何なのかとか、次に生かせることは何なのかという、こういった総括というのは明らかにしておく必要があるんじゃないかなと。それで初めて、投入した税金も生きてくるのかなというふうに私は思っています。

それで、答弁にあったホームステイの受入先の確保が困難であったということについては、ここのところはしっかりした分析が必要なんではないかなと。確かに高齢化によって受入先の減少というのがあります。

しかし、それだけではなくて、受入先の意識の醸成というのがさっき答弁の中にあったんですけども、非常に重要な部分だと思うんですが、これは私何度か紹介してきたんですけど、前年度までホームステイとして受け入れていたんだけども、今年はやらないという受入先があったということなんですけども、これはできないじゃなくて、やりたくないというそういうことなんですよね。この部分というのは受入れ意識の醸成ではなくて、むしろマイナスに作用してしまったと。こういう状況があったことについては、今回分析はされているでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

受入れ意識の醸成ということで、なかなかそういうやりたくないという思いで次年度受入れをなさらなかった方については、お話合いまではしていないものですから、詳しいその裏にあるお気持ちまでは理解していないというところが現状でございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　私ここで謝罪とか、反省しなさいとか、そういうつもりで質問しているわけではないんですけども、ただ、今ありましたけど、話合いをしていないという部分は、ちょっと大きいのかなというふうに思うんです。

といいますのは、私も山村留学の先進地、長野県大町市の美麻学園、そちらのほうに行かせていただいて、ホームステイ家庭の部分ですとか、そういったところを話を聞いてきたわけなんですけども、南会津と同じで高齢化というのは課題になっている地域で、何でこんなに多くの地域の方々がこんな大変な事業、１年間のうちの半分をホームステイで支えているということですから、受入先からすると、かなりの負担だと思うんです。

もう自分の個人的な生活を半分そちらのほうに向けなくちゃならないわけですし、特に大きな収益があるわけでもないと。普通に考えれば、つらい事業なんですけども、でも、毎年協力してやってくれるというそれは何なんだろうというふうに思うと、この事業に対するやりがいですとか、喜びですとか、そういうのを多分現地の人たちは感じて、来年もやってみたいなと。

先ほども答弁の中にありましたけども、本当に都市部の子供たちが来て、この地域の環境で自然の中で触れ合って笑顔あふれる。それで、ちょっとたくましくなって帰っていく、そういう姿を見るのは、この地域の人たちにとっても大きな喜びだと思うんです。

そういった喜びが来年も続けてみようというふうにつながっていかなかった部分があるという、そこのところは、私はひょっとするとアフターフォローですね、終わった後でどうでしたかと、何か大変なことはありませんでしたかと。でも、こんな成果があって、おかげさまで町は非常に助かったんですよですとか、そういった先ほどちょっと話合いがなかったというふうな話ですので、私はもしかすると、そこが一つあったんではないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがですかね。

○山内　政議長　副町長。

○佐藤一範副町長　お答えいたします。

先ほど短期山村留学を実施した後のホームステイ先への検証というか、話合いをしていなかったということで答弁をさせていただきましたけれども、次の年、やりたくないというご家庭があったことに関しましては、どういう子供が来るか分からないということで、受け入れてみたらば、結構やんちゃなというか、対応に難しいようなお子さんがいらっしゃったということで、その子供同士のトラブルがあったり、そういうことで非常に気苦労されたということが、次の年受入れをちょっと見送らせていただきたいということにつながったという事例もある

というふうに聞いております。

当然終わった後は、受入れしていただいたご家庭にお礼のご挨拶等にはお伺いしていますけれども、その中で、そういったご意見とか、そういうのを踏まえて、次の年への改善に向けてどういうふうに対応していったかというところでは、不十分な点があった。要は、アフターフォローとしては不十分であったというふうに思いますので、そういったところは反省すべき点の一つではなかったかなというふうに思っております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　本当に都市部からどんな子が来るか分からないという状況で行う事業ですから、そういった難しさはあるかと思います。

そういった部分で、そういった子供たちが来るというのは十分予想がつくわけであったり、あとは、そういったときに受入先の家庭のフォローですとか、そういったノウハウを、今回途中で断念はしてしまったんですけど、これまでの取組の中で、委託していた事業者から、経験は非常に積んである会社ですので、こうすればもっと地域の人たちとのつながりとか、地域の人たちを巻き込んだ事業になりますよといった、そういったノウハウを学ぶということはなかったんでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

山村留学を行う上で、地域資源の掘り起こしというのをまず最初にやっていったわけなんですけれども、その中で、育てる会という事業者と一緒に活動していたわけなんですが、育てる会のほうからも、いろいろなご意見をいただいて、新たな資源の発掘などにもつながっていったという事例もございます。

あと、指導員の方々の動きを見ていて、どういったところで子供たちに問いかけをしたり、声かけをしたり、指導をしたりしたらいいのかというそういったタイミングとか、そういったところも含めて、指導の難しさを理解したというところで、それも含めてノウハウというふうに感じております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　あと、もう一つお聞きしたいのは、財政的な負担がもうちょっと少なく、町独自の山村留学事業へ移行できなかったのかなというふうに思うところでは、私も、委託法人の育てる会が作成した長期山村留学を実施した場合の運営経費シミュレーションというのを見ましたけども、支出額が5,436万円、そのうち７割弱ぐらいが人件費なんです。

いきなり９人ぐらいの職員を雇用することになっていて、その負担が大きくて、結局町の持ち出しが3,000万円を超えるという試算になっているのかなというふうに私見たんですけども、この部分、例えばもう少し小さく始めて、そのうち大きく育てていくというような、町の財政負担が大きいのでやめますではなくて、そういうふうに小さい事業から始めて大きく育てていくという、そういう発想とか議論というのはなかったでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

今議員がおっしゃられたのが、まず、育てる会のほうで出してもらった９人程度の働く人が必要になるというところだと思います。その後、教育委員会分室のほうで再度積算をしてみまして、最低限の人数でどのぐらいになるのかというところも算出してみました。そうしましたところ、まず、指導員として働いていただく方が大体３人ほどはどうしても必要になってくるだろうということ、そして、それ以外に事務、そして管理をする職員、厨房で食事を作る職員、厨房の補佐をするパート的な働きをするパートの職員も含めて、やはり８人程度必要になるというのが大体少なく見積もった場合でも必要になるというふうに考えましたので、育てる会が出してきた９名とそれほど大きく差はないというふうに感じました。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　その辺を精査をしながら、そういった結果になったということで理解します。

あと、もう一つなんですけども、地域を巻き込む事業にしていくということで、私も指摘したい部分があるんですけども、これまでも私はこの場で、委託事業者に依存し過ぎているんではないですかというような、ちょっと丸投げという言葉を使ったら、そうではないというふうに言われたこともありましたけども、依存し過ぎているんではないかというふうな発言をしてきました。

舘岩には舘岩の教育を考える会などの教育とか、地域について考える会があります。あと、地域には山村留学をコーディネートできるような力を持った人もいたかもしれないなというふうに、後からちょっと紹介したりしますけども、そういった方々を発掘して、育成していく、できるだけ地元の人が運営に参加していけるようにするというこれを大事にすべきだというふうに、私これまでも何回か言ってきたんですけども、今回はたから見ていてそういった部分が足りないのかなというふうな印象を持ったんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

舘岩地域にも教育関係の団体、ございます。今ほどお話しいただきました教育を考える会。ただし、こちらの団体については、各団体の長の皆様や小学校、中学校のＰＴＡ会長さん、そういった方々に入っていただいている任意団体でございます。

そういったところになかなか全ての山村留学の運営を考えていただくというのは実質難しいのではないかというところでありまして、小・中学生を預かる、命を預かる事業でもございますので、それなりの責任と安全性を確保していかなければいけないと考えておりました。そういった中で、実際の指導員というところは、専門の事業者のほうからの派遣で行うというのが一番いいのではないかということで、そういった流れで今まで進んでまいりました。

ただし、議員のおっしゃられるように、地元の方をできるだけ使って、地元を巻き込んで実施していくというのは大事なことであるというのは理解しております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ありがとうございます。

私も同じように考えていて、地元の主体性、そういうものがどれだけ生かせるかというのがこういった事業では重要だというふうに思っています。お世話になった育てる会とか、そういった事業者に対しては、私も何度かお会いしてお話ししたり、聞いたりして、とても信頼できる法人だというふうに思っています。

そういった前置きをしながら、ちょっとお話ししますけども、まちなか再生計画のときにもちょっと話をしたんですが、自分たちのまちづくりとか、地域づくりのときには、特に外部に委託しなくても地域住民ができる力を発揮して、コーディネートしていくというそういう力を身につけていくということが大事なのかなというふうに思うんです。

そういう意味で、そういう人はどれだけいるんですかと思われたりするかもしれないんですけども、そういうところにこそ投資していくという発想が大事なのかなと。そういう意味では、育てられていないとか、発掘されていないとか、こういう言い方をすると、すごく横柄な感じが自分でもするんですけども、そういう部分が必要なのかなと。どうしても委託業者のところに大きな金額を払い、地元の人たちに、育てる部分にはなかなか回らないというそういう問題があるんじゃないかなというふうに思うんです。

ここの部分で最後に、町長の見解もお聞きしたいと思うんですが、今石破首相になって、石破首相が地方創生交付金の当初予算ベースの倍増を所信表明で述べました。地方にとってはもう願ってもないチャンスだなというふうに思うんですけども、ただ、テレビのワイドショーな

んかでメンテーターは早速、あっ、やっぱりなと思うんですけども、コンサルタントがこれから自治体に群がっていきますよと。潤うのは民間のコンサルばかりというふうにならないことを願うというふうなことを言っていたんですが、これまでも地方創生交付金で、自治体が食い物にされているとか、民間企業との癒着を生みやすい、最近もニュースになった部分ありますけども、こういった問題がかねてから指摘されているんです。

ですので、やがてこの地方創生交付金が倍増されて来ることを願いつつ、ただ、自治体には交付金に対して主体的、確かな信念を持って運用していくということが求められているのかなというふうに思うんです。

そのときに、今私が言ったように外部委託というのは、本当に役場の庁舎も限られた人数でたくさんの仕事をこなしているので、外部委託しなければならない部分はあるというのは承知しながらも、こういった地方創生のための交付金というのができるだけ地域の人の人材育成に投資されていく、そういうことが必要なんではないかなというふうに思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　山村留学について、ご質問ですよね。そこから石破首相の地方創生の話。委託の話だけにします。

必要な事業において、我々が専門的ノウハウがない部分はそういったところに頼らざるを得ないと思います。今回の育てる会の長期山村留学に向けた取組については、そういう視点で必要な委託経費だったというふうに思っております。

最終的にはもろもろの諸条件から方針変換という形になりましたが、町としての判断、私としても公約に挙げていたものを覆すわけですから、本当にできないのかというふうに担当部署に言いましたけども、やはり地元の人たちが、最終的には地元の若い人たちが望んでいないと。この声を聞いたときに、トップダウンで無理してゴーサインは出せなかったというのが正直な思いでございます。

そして、今ご紹介いただきました国のほうの地方に対する支援が倍増するというようなお話、これについては、どういう中身がこれから出てくるのか、今精査中でございます。我々としても非常に注意深く見ておりますし、それがマスコミで指摘されているようなコンサルの食い物になってはならないというような認識を持っております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　石破首相が出てきて、飛んだというふうに思われたのかもしれません

けども、ただ、地方に下りてくる交付金の、そのためのお金がよそに流れ出ていってしまっているというその構図というのは、今回の山村留学事業の中でもあったんではないですかというふうには思うんです。ですので、それを事業者のほうにどんといくんではなくて、地域の人を育てる部分に還元できなかったのかということで、お話をさせていただいたので、つながりはないというふうには、私はそういうふうには思っていません。

それでは、そういったことで、地域の人づくりにぜひ力を入れていただきたいということを述べまして、次の③番のほうにいきたいと思うんですが、今回小中一貫校に方針転換したということなんですけども、ここのところでは、小中一貫校というのは、人数が少なくなった小学校、人数が少なくなった中学校を一つに集めるというだけで、全体の子供の数は変わらないわけです。でも、今まで山村留学事業で狙っていたのは、そこに都市部の子供たちを呼んできて、舘岩地区全体の学校で学ぶ子供の数を増やしましょうという事業だったわけですよね。

教育環境の整備という部分では、確かにそこにいる子供の数が増えるわけですから、それはクリアされる。しかし、各学年に目を向けると、結局は厳しい、少ない人数であることには変わりないわけであって、ですから、そこは地域の人たちも山村留学に期待していた部分というのは、学年に本当に少人数の２人とか、３人とか、１人とか、そういうところに都市部からの子供たちが入ってきて、ちょっと変わった雰囲気で学習ができるというそこを期待していたんだと思うんですが、その部分が抜けてしまったので、そこのところはどうかなというふうに私は思ったわけです。

そこのところを質問したつもりなんですけども、ただ、先ほどの答弁によると、第３期のまち・ひと・しごと創生総合戦略で、これを推進すればクリアできるというような回答だったのかなというふうに思うんですけど、では、そこでちょっと再質問したいと思うんですが、第２期の総合戦略が今年で終了、区切られて、来年度から第３期になると。そうしますと、これもしっかりした総括があって第３期につなげていくということが大事だと思うんです。

第２期の総合戦略で、人口減少に歯止めをかけるということがあって、しかし、それが想定よりも早く進行している、人口減少がですね。というような町長のお話も今までありました。ということは、第２期の総合戦略でうまく機能していなかった部分があったということだと思うんです。どういった反省に基づいて第３期の創生総合戦略が出来上がっているのか。その中で今回の私の質問に関わる部分というのはどういうことかなと。具体的にもし教えてもいただければと思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　答弁の中で、まち・ひと・しごとを引用した。そこに対する追加の質問かなという気がします。

まず、冒頭私がこの山村留学を大宅町政から引き継いで進めたいというふうに思ったところからお話をさせていただきます。舘岩中学校、小学校の児童・生徒が少なくなって、今後小学校、中学校の統合が避けられないのではないかというような危機感がありました。

そのときに、他先駆自治体としては、山村留学を取り組んでいると。このことによって都市部の子供たちを１年間受け入れる。１年間受け入れることで住民票を移してもらえる。そうすることで児童・生徒の確保にもつながる。さらに、附帯的な効果としては、親御さんが定期的に来られる。これが地域振興につながる。それで、地元に愛着を持っていただけると。こういうふうなすごい効果があるだろうというふうに私は考えて、公約の中にもこの事業を進めたいというふうに意思表示をしてきたところでございます。

一方、財政サイドからすると、よそのお子さんのために数千万かけるんですかという内部の意見もございました。それから、受入れに際する地元の考え方はどうなのか。先ほどホームステイのお話がありまして、なかなか難しいところもあると。一番大切なのは、今の親御さんがよそからの子供さんと一緒に学ばせることについてどういうふうに考えるのか。ここが最終的に内部検討会議から上がってきた方針の中で、方針の書き方としては、中高一貫教育のほうにシフトしながらこの問題を整理したいということで、オーケーサインを出したところでございます。

ですから、山村留学を進めることで、附帯的に考えていた地域振興の効果というのは、正直に言うと見込めなくなったというのが現実でございまして、古川議員が言われるように、中高一貫をやったから子供たちの数が増えるということではないと思います。

そうしますと、この地域振興といいますか、人口減少対策を含めて舘岩地域に限らず、今回の次期総合戦略の中で、全体的な人口減少対策を講じていくというような答弁の中身にさせていただいたというところでございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　今答弁の中にあったちょっと気になる部分があるんですけども、長期山村留学事業のような形で、どのような子が来るか分からない不安、地元の方の不安、確かにあると思います、それは。本当にどこから誰が来るのか全然分からない状況で、学校現場の中でも、転校生がいきなりやってきて、その子が学級をぐちゃぐちゃにしたとか、そういった事例は山ほどありますので。ただ、そこのところは、学校現場とはちょっと違う認識じゃないか

なというふうに思うんです。

例えば、今までも校長会あたりで何度かまとめを出していると思うんですけど、南会津の子供たちの分析ということで、少人数ゆえに多様な考え、多様な文化に触れる機会がない。ですから、社交性とか、発表力とか、表現力に課題が残るというような。そのためには、もう積極的にほかの地域との交流を図る。今回さいたま市との交流を入れるというふうには入っているんですけども、こういうふうに考えると、舘岩地区の保護者の皆さんがそういうふうに考えるんであれば、しようがないのかなとは思うんですけども、むしろ積極的に受け入れて、地域の中で多様な子供たちとか、あるいは文化に触れる機会を与えてあげるという、都市の空気を吸わせるというのは大事じゃないかなと私はむしろ思うんです。

何か純粋培養された子供たちがよそにいきなり出ていったときに、ですから、高校へ行ったり、高校を卒業した後で荒れるなんていう話を私は聞いたことがありますので、そういった分析が今回なかったので、ちょっと保護者の意見だけで大丈夫なんだなというふうには思いました。

すみません、ちょっと時間がなくなってきましたので、質問を先に移らせていただきますけども、④なんですけども、保育留学、デュアルスクール、この部分についてはちょっと簡単にお話ししたいと思うんですけども、町の中にこういった方々もいるということを紹介させていただきながら、町ではもうちょっと若い人たちがこれだけ頑張っているんだから、町もスピード感を持ってできないのかなということで、お話しさせていただきます。

保育留学に取り組んでいる方のお話を聞く機会があったんですけど、その方たちは、少子高齢化とか、過疎が進むこの町をすごく憂いている。少しでもこの町に活気を取り戻したいというそういう強い思いを持っていて、県外からリモートワークできる知人に声をかけて、子供とともに本町へ足を運んでもらっていると。先日も来られた３つの家族の方は、いわゆるワーケーション、それを楽しんで帰っていかれたと。

あと、デュアルスクールについては、舘岩の方が準備を進めているようですけども、この方も短期山村留学の受入れに積極的に手を挙げられた方ですけども、町の振興というのを真剣に考えて、なかなか町の山村留学が進まないので、デュアルスクールということで考えていらっしゃるみたいなんですが、現在都市部の方でゆったりとした環境の中で子育てしたいというそういう願いを持っている方が問合せされているという話を伺っています。

南会津にこういうふうに民間でも頑張っている方がいらっしゃって、デュアルスクールとか、山村留学のような大がかりな準備とか、投資とか、必要ないわけなんです。今町長が心配され

たどんな子供が来るかという部分も、保護者と一緒に来るわけですから、家庭生活の延長で来るわけですから、そういった生活指導上の不安というのも、山村留学のようにはないだろうというふうに思うんで、これはもうすぐにでも進めていただける事業かなと思いまして、スピード感を持ってできないかなと。さっき教育長答弁では、調査研究して前向きにというふうに捉えたんですけども、いかがでしょうか。もうちょっとスピード感という部分ではいかがでしょう。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　その前に、先ほどの交流の面で、地域の保護者の方が心配ということですね。今さいたま市の教育委員会と調整しまして、早速来年６月に伊南小学校、７月に舘岩小学校、これも７月ですか、田島第二小学校と石川小学校と、そういったように、こちらに自然の家がございますので、その折にお互いに交流して、10月にもリモートワークですね、タブレットがありますので、そういった交換も今しているところなので、そういった面で、先ほどおっしゃったように、いろいろな意見を交換すると。そういう機会をこれからも進めてまいりたいと思います。

それから、今ほどのデュアルスクール、これは商標登録なので余り使いたくない言葉で、教育留学という形でお話ししたいと思いますけども、実際に住民票を移動することなく、こちらに来られると、そういった自由度がありますので、これは全国的にも秋田県だったり、盛んに叫ばれております。舘岩小学校も実際東京から来ている子がいます。これは２年くらい前から一定期間ですけども、東京から舘岩小学校に来て、また帰ると。実際そういう形ができておりますので、そのあたりを核にしながら進めてまいりたいと思っています。

また、そういった方をつないで、あるところからこちらに転校して、移住してきた方も、１年生ですけど、そういう方がおられますので、こういった保育留学だったり教育留学、そういった制度も子供たちの数を増やすという意味から、私もいい制度かなとは思っていますけど、その辺のところは、これからも調査研究していきたいと思っています。

以上です。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ぜひ進めていただければと思います。

では、ちょっと時間が限られているので、この流れで、順番を入れ替えて３番の二地域居住促進法の対応はということで質問させていただきたいと思います。

すごく大事な法律だと私認識しているんです。今まで話ししてきたデュアルスクールとか、

保育留学とか、こういうものも含められる法律で、これを本当に町全体が本気になってこれについて取り組んでいくということが必要だというふうに思っています。ただ、第１答弁を受けると、移動などの諸費用の支援とか、持続可能な生活サービスの提供とか、国が解決しなければならない問題があると。国の動向を踏まえて対応していくというそういう答弁だったと思うんですが、これは、ここに挙げた３つぐらいの国の課題が解決しないと町は着手できないということなんでしょうか。その辺どうなんでしょうか、伺いたいと思います。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

この答弁の中で、こういった課題がありつつも、今も制度自体はこれから多分具体的な制度として示されるんだろうというふうに思っております。現段階では、大きな枠組みの内容は示されておりますが、どんな支援がするのか、その支援の対象は何なのかというところまで示されておりませんので、そういうところは、今後注視しながら進めていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解願います。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　まだ様子を見るというような回答だったんですけども、この二地域居住促進法の運用ガイドライン、国土交通省がつくったやつを見ると、一応制度としては県が広域活性化計画を作成して、それを基に市町村計画を作成するという流れにはなっているんですけども、一方で、別な第５条第10項というところで、市町村は都道府県に対して特定居住拠点施設に関する事項及び特定居住重点地区、そういったものを県に作成または変更を提案することが可能であるというふうにしているんです。

何でこんなのがあるのかというと、結局、やる気がある市町村があっても、県がやる気がなければ進まないと。そういうものを解消したいと。市町村がイニシアチブを発揮できるように措置されたということなんです。要は、国もやる気がある自治体はどんどんやってくれという、そういう内容だと思うんですけども、いかがでしょうか。そういう意味で、南会津町がイニシアチブを取っていくと、そういうことで進められないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

今回の法律制度につきましては、まず、この実施というものは、民間のＮＰＯ法人であったり、企業、団体等が実行するということになろうかと認識しております。その上で、この二地域居住のための拠点の施設整備などを国が支援しますということなので、まず、その拠点とな

る施設も定めていく必要があるのかなというふうには考えております。

そうしますと、まずそういう団体があるのか、どこをそういう施設にするのかを含めて、地域の方々と話合いをしていく必要があるのかなというふうに認識しているところでございますので、今議員おっしゃられたとおり、町が県に対して提言するということは十分理解しておりますが、その準備の部分がまずは必要だというふうに理解しているところでございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　終了時間が迫ってきましたので、ちょっとまとめとして話をさせていただきたいと思います。

午前中、６番議員のほうからも、空き家・空き店舗対策とか話がありましたけども、この二地域居住促進法、これは非常に範囲が広くて、とにかくできた趣旨というのが都市部から地方へ人の流れをつくりたいというそういうことでつくられているわけで、午前中にあった空き家・空き店舗、それに関わる補助金の問題、それから移住の問題、高校留学、山村留学、保育留学、デュアルスクールなどなど、もう本当に広い部分で、町にとって都市部からの人を受け入れやすくなるというそういう制度が整備されているわけです。

ですから、これはもう早急に体制を整えてほしいと。難しいと思うのは、今読み上げただけでも、もういろいろな課にわたって網羅されるわけですから、これは横断的な会議でやっていかなくちゃならないというのが大変だと思いますので、ぜひこれを生かしていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

今古川議員が言われましたように、南会津町の課題を考えると、今回の法律改正というのは非常にチャンスだというふうに私は思います。確かに総合政策のほうでは慎重な書きぶりになっておりますけども、交流人口、それから転入・転出というふうな問題を考えた場合に、一つやはりここを解決、これは一つの方法として、町として積極的に関わっていく必要があるというふうに思っております。

今回詳しい情報もいただきましたので、内部でさらに調整をして取組を進めたいと思います。

○山内　政議長　以上で、５番、古川晃君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後３時15分とします。

休憩　午後　３時０３分

再開　午後　３時１５分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　湯　田　芳　博　議員

○山内　政議長　９番、湯田芳博君の登壇を許します。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　湯田芳博であります。

私たちの日常は、今、明らかにこれまでとは違う生活苦に遭遇をしております。様々な要因があるにせよ、物価の高騰は間違いなく生活不安を引き起こし、働きたくても働けない仕事不足や、年金受給額から差し引かれる保険料の増額など、手取り収入の減少も追い打ちをかけております。このような町民の暮らしにしっかり向き合い、改善への道筋を示すべき政治家の責任は大きくかつ重いものと深く認識し、今ここ100％の心を持って一般質問を行います。

初めに、圧雪車購入に関する町当局の答弁には真実を明らかにしようとする姿勢がなく、いよいよ官製談合の疑いが高まるについてでありますが、本案件に関するこれまでの答弁には、公の機関としての真実に向き合う誠意ある姿勢が見て取れないため、引き続き、次の事項について回答を求めるものであります。

①、総務委員会の議事録提示に関し、議会事務局からの回答が「正式な文書として執行部の求めに応じて出せるものなのか判断しかねる」とのことでありますが、議会事務局の主張する正式文書をどのように受け止めているかお示しをいただきたい。

②、総務委員会の議事録は「お見せすることはできる」とのことでしたが、なぜ閲覧して内容の確認をしなかったのか。

③仕様書は、入札執行における公平性、公正性、透明性、競争性の確保に即して作成している。このような答弁でありましたが、当該仕様書の内容（条件）では「入札に参加することができず、辞退する選択しかなかった」旨の文書が指名業者等から届いております。それでも、公平性や競争性が担保されていると言い切れるか。

次に、高夕敷地内の「桜の木」を町職員が伐倒処分した行為と住民への対応姿勢の改善についてであります。

①、敷地内の桜の木の危険性について、再度調査を行い、湯花里苑への食材や燃料等運搬から職員の通行に至るまで支障があって、それで伐倒行為に至る、このような答弁がありましたが、その状況を証明する写真をご提示願いたい。

②、桜の木は、「誰が植樹したのかの確認は失念しておりました」とのことでしたが、この「失念」の意味を分かりやすく説明願いたい。

③、老人クラブ前会長から、伐倒した材を譲り受けたいとの要請があったとのことですが、そのとき、対象材が敷地外の民地に運び出されていたと聞きました。なぜそのような行為を取ったのか、また運び出す経費はどうされたのか、お示しをいただきたい。

③本件に関わる町職員の一連の行為は、町民の善悪の判断からすると、十分に理解を得られるものとは言い難く、公務に就く社会人として、日常的に取るべき礼節についてのお考えをお示しいただきたい。

次に、南会津町荒海地区で実施される「農地整備事業」は、次世代の営農に不可欠との答弁に疑念が残る。この件に関してでありますが、①、当該農地整備事業に対する反対者の理由を聞いているとの答弁がありました。その内容をお示しください。

②「農業従事者の高齢化や後継者不足等、現状の課題解決につながる」農地整備事業である、このような答弁がございました。今回の事業が終了した先に見えてくる課題解決への手順をお示しいただきたい。

③中山間地域に位置づけられる本町の米作り農家及び生産法人が、今後どのように承継・継承されていくのかを具体像を上げながらお示しをいただきたい。

次に、役場職員の定数管理と会計年度任用職員配置への姿勢と根拠についてでありますが、①職員の定数を決める際の根拠は何か、また、その配置における勤務環境は職員の個人的尊厳が担保される状況にあるのかどうか、お示しをください。

②会計年度任用職員が行う業務と正職員、いわゆる定数内職員でありますが、この職員が遂行すべき業務との違いをお示しいただきたい。

③、会計年度任用職員の選考には２つの方法があると聞くが、どのような基準で選考方法を決定しているかをお示しいただきたいと思います。

以上、当該質問は、全て町長に答弁を求めるものであります。

なお、答弁の内容によっては、与えられた時間内において再質問をすることといたします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　９番、湯田芳博議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、圧雪車購入に関する町部局の答弁には真実を明らかにしようとする姿勢がなく、いよいよ官製談合の疑いが高まるに関する１点目、総務委員会の議事録提示に関し、議会事務局からの回答が正式な文書として執行部の求めに応じて出せるものか判断しかねるとのことでしたが、議会事務局の主張する正式文書をどのように受け止めているのか示せとのおただしをいただきました。

議会各委員会における会議記録は、南会津町議会委員会条例第28条第１項の規定により、委員長が事務局職員に作成させ、同条第２項の規定により、議長が保管することと定められております。

また、議会が地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長、いわゆる執行機関と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされていることからも、独立性を持った組織である議会内部の書類と認識をしておりました。

なお、当時の議会事務局の回答は、議会内部の書類を外部組織である町執行部からの求めに応じて安易に出せるものなのか、判断しかねるとのことであります。

２点目、総務委員会の議事録はお見せすることはできるとのことでしたが、なぜ閲覧して内容を確認しなかったのかとのおただしをいただきました。

会議録の存在と閲覧ができることが確認されたことから、担当者が閲覧し、令和６年第２回議会定例会における９番議員からの一般質問で答弁をいたしました。当時の総務委員会への執行部出席者の聞き取り結果の内容と相違がなかったことを確認したという報告を受けております。

しかしながら委員会のやり取りの中で、担当者から一部誤解を招く発言があったことは確認できましたので、疑念を抱かれるような発言は厳に慎むことはもとより、仕様書の作成に当たっても細心の注意を払うよう指導したところであります。

引き続き、適正な事務執行に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、仕様書は入札執行における公平性、公正性、透明性、競争性の担保に即して作成しているとの答弁でしたが、当該仕様書の内容（条件）では、入札に参加することができず、辞退する選択しかなかった旨の文書が指名業者等から届いている。それでも公平性や競争性が担保されていると言い切れるかとのおただしをいただきました。

令和６年度第２回及び第３回定例会でも答弁しておりますとおり、地方公共団体が実施する入札においては、公平性、公正性、透明性、競争性の担保を図ることとされており、本件の入札に係る仕様書の作成段階においても、当然のことながら、これらの求められる要素を勘案して作成していると、このように認識をしております。

その上で、指名業者の選定に当たっては、圧雪車の国内シェアの大部分を占めるプリノート社、ケースボーラー社、大原鉄工所の３メーカーの取扱い事業者のうち、本町の入札参加資格者名簿に登載された５者を指名しております。

一方で、購入目的の大前提となるアクティビティエリア及びゲレンデ整備に耐え得る十分な耐久性、安全性、環境性能と良好な操舵性を有することも質の確保の観点から重要な要素であるとともに、投資金額の中で最大の目的達成効果を発揮するという経済性も加味した上で作成した仕様書は、これらの必要な要素を十分に考慮した内容であることはもとより、入札に関する質問事項については、見積書提出までの一定期間、質問の機会を設けて対応しており、当然ながら公平性や競争性は担保されているものと認識をしております。

なお、９番議員の申されている、指名業者から届いている、入札に参加することができず、辞退する選択しかなかった旨の文書については、こちらでは内容を把握しておりませんので、答弁はいたしかねます。

次に、高夕敷地内の桜の木を町職員が伐倒処分した行為と住民への対応姿勢の改善はに関する１点目、敷地内の桜の木の危険性について再度調査を行い、湯花里苑への支障を解消するための伐倒であるという状況を証明する写真を提示せよとのおただしでありますが、これからスクリーンを使用して説明をさせていただきます。

この写真は桜の木を伐採する前の写真になります。画面左側に写っているのが自然倒木した桜の木であります。画面中央に映っているのは、今回伐採した２本の桜の木となります。右側のコンクリートの壁が愛輝診療所であり、２本の桜の木が愛輝診療場側にかなり傾いているのがお分かりいただけることと思います。

この道路は、愛輝診療所と湯花里苑の職員玄関にも通ずる道であり、またガスや石油等の燃料補給や食材配達のための通路にもなっており、ここを利用する車両や通行する職員は、危険性を感じながら利用していたという状況であります。

こうした状況に加え、愛輝診療所の管理者からも舘岩総合支所に対し、危険なので早急に切ってほしいとの要望もございましたので、この桜の木２本を総合支所振興課職員において伐採したものであります。

次に２点目、桜の木は誰が植栽したのかの確認は失念しておりましたとのことですが、この失念の意味を分かりやすく説明せよとのおただしでございます。

担当職員が倒木のために現地に行った際、桜の木が植栽されている土地については、元の土地所有者も亡くなっており、誰が植えたか分からないというお話を聞いたことから、調べることは困難だと思い、安全性を優先し、伐採を進めたものと報告を受けております。

その後、老人クラブで植栽した旨の情報をいただいたことから、担当職員が老人クラブ代表の方に説明の上、謝罪をさせていただきました。

前回の議会定例会の一般質問において、９番議員から、桜の木の場合は記念すべき木であるので、伐倒する場合は関係者への了解を得なければならないとのご指摘をいただきました。

担当職員の報告によると、まさにその部分が抜けてしまったことから、謝罪の意を込めて、失念という言葉を用いたものであります。

今後は、土地所有者のみならず、記念の木であるかどうかの確認も含め対応するよう職員への指導を徹底してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、老人クラブ前会長から、伐倒した材を譲り受けたいとの要請があったとのことですが、そのとき、対象材が敷地外の民地に運び出されていたと聞きました。なぜそのような行為を取ったのか、また運び出す経費はどうしたのかとのおただしをいただきました。

担当職員からの報告によれば、伐採した桜の木については、木材としての価値が低く、処分費用も発生するとのことから、譲渡するため、対象材を敷地外の民地に運びましたが、特定の方への譲渡は不適切であるとのご指導を受けたことから、誰でも持ち帰ることができるよう、湯花里苑の駐車場の一角を借り、看板を設置し、仮置きさせていただいたとのことであります。その後、担当職員から老人クラブ代表者へ、伐採についての謝罪と了承のための連絡をした際に、同氏から、伐採した材を譲り受けたいとのお話があったものでございます。

また、運び出す経費はどのようにしたのかとのおただしでありますが、近隣にお住まいの方からフォークリフトをお借りして、町職員が運搬いたしました。その賃借料につきましては、燃料代でのみでよいというお話を担当職員が受けたことから、燃料費についてのみ、公費から支出をしております。

次に４点目、本件に関わる町職員の一連の行為は、町民の善悪判断からすると、十分に理解を得られるものとは言い難く、公務に就く社会人として、日常的に取るべき礼節についての考えを示せとのおただしでございますが、町職員は、公務に就く社会人として、また町民との信頼関係を築いていくためにも、礼儀や節度について日々意識しながら、よりよい町民対応を心

がけていかなければならないと思っております。

ご指摘をいただいた点につきましては、真摯に受け止め、改善が必要な部分についてはその都度改めながら、職員の資質向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、南会津町荒海地区で実施される農地整備事業は次世代の営農に不可欠との答弁に疑念が残るとの１点目、当該農地整備事業に対する反対者の理由を聞いているとの答弁でありましたが、その内容を示せとのおただしでございます。

反対者の理由につきましては、内容により個人が特定されてしまう可能性があるために、個人情報保護の観点から、答弁を控えさせていただきたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

次に２点目、農業従事者の高齢化や後継者不足等、現状の課題解決につながる農地整備事業であるとの答弁でしたが、今回の事業が終了した先に見えてくる課題解決への手順を示せとのおただしをいただきました。

現在、川島地区、関本地区、小塩地区、古今地区、糸沢地区の農地の集積率は74％であり、農地面積の約７割が担い手により耕作が行われている状況であります。今後は、さらなる農業従事者の高齢化や後継者不足等により、担い手への耕作地の集積が一層進むことが予想されます。

このことから、農地整備事業の実施により、満足した作り土の確保や用排水路系統の整備が図られ、よりよい条件の整った優良農地が完成することで、農地の貸し借り等、水田の効率的土地利用が可能となり、新たな農業構造の確立と水田農業の体質強化によって、農業・農村のにぎわい回復を図ることが課題解決の手順になると考えております。

町としては、農地整備事業の進捗を図るとともに、農地の集約化や高付加価値作物の導入推進など、ソフト面でも農地整備事業に参画していただいた権利者と担い手が継続して営農できるよう、引き続き、県をはじめ関係機関と連携した取組の強化を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、中山間地域に位置づけられる本町の米作り農家及び生産法人が今後どのように承継・継承されていくのか具体像を示せとのおただしをいただきました。

承継・継承につきましては、農業承継に関する相談、農家や農業法人が抱える課題に対する情報の提供や助言、さらには、補助金や助成金制度による次世代への技術継承や設備投資の支援を行うことで、持続可能な農業経営が承継・継承されると考えております。

現在、田島地域においては、今後想定される諸情勢の変化に対応し、持続性の高い水田農業

を進展させるため、水稲検討委員会を設置しております。この委員会では、県南会津農林事務所をはじめとした関係機関や農家及び農業法人を交え、持続可能な水田農業に関すること、乾燥調整施設の整備に関することなど、地域農業が直面する課題について、情報を共有しているところであります。また、稲作を中心とした農業法人に対しましては、昨今、機械設備導入の支援を行っており、今後も継続していく考えでおります。

現在、担い手農家の高齢化や慢性的な農業後継者不足の状況にあることから、各種支援を行いながら、地域農業を牽引する担い手農家及び農業法人の確保と育成に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、役場職員の定数管理と会計年度任用職員配置への姿勢と根拠はに関する１点目、職員定数を決める際の根拠は何か、また、その配置における勤務環境は職員の個人的尊厳が担保される状況にあるのかとのおただしをいただきました。

本町における職員の定数管理につきましては、南会津町職員定数条例において、職員数を町長の事務部局職員199人、議会の事務部局の職員３人、農業委員会の事務部局職員３人、教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員40人、公営企業の職員12人、合計257人と定めておりますが、これはあくまでも上限を定めたものであり、令和６年12月１日現在の正職員数は231人であります。

各年度において、事務事業の業務量や退職職員数を鑑み、一会計年度に必要な職員を確保していることから、定数を決める明確な根拠は設けておりません。

また、職員の勤務環境につきましては、地方公務員法が適用されており、個人的尊厳が侵されている状況にはないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に２点目、会計年度任用職員が行う業務と正職員（定数内職員）が遂行すべき業務の違いを示せとのおただしでございますが、業務につきましては、正職員同様、南会津町行政組織規則や南会津町教育委員会組織規則等に定められた分掌事務に基づき業務を遂行しておりますので、明確な違いはございません。

なお、本町での会計年度任用職員の配置におきましては、各所属課の全体的な業務量や特殊性を勘案し運用しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、会計年度任用職員の選考には２つの方法があると聞くが、どのような基準で選考方法を決定するのか示せとのおただしをいただきました。

選考方法につきましては、南会津町会計年度任用職員任用等管理規程運用方針に基づき決定しており、書類選考及び面接試験を原則としております。

なお、応募者が多数となった場合や一般事務員といった資格を要しない職種につきましては、業務への適正性・遂行能力を見極めるほか、合否判定を明確にするため、１次試験として、筆記試験を追加して実施しているところでございます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私の質問は、いわゆる議会事務局の主張する、いわゆる議会事務局が舘岩総合支所もしくはその担当者に発した言葉、これら正式文書をというふうに前回の議事録に載っていますね。そこの正式文書とは何かというのを、例えば議会とやり取りした担当者は、自分もそう思ったのかどうなのか。思ったとすれば、その正式文書というのは、自分の中で概念がありますよね、こういうものが正式文書だと、それを教えてください。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

正式文書の名前というのは、ちょっと私のほうでは掌握しておりません。ただ、町長のほうからも答弁がありましたとおり、その文書については、条例に基づいて作成される重要な文書であり、議会内部の書類というようなことでの認識ということでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　あのね、あなた方は、少なくともこの議場に入るというのは、それなりに経験を積んで、知見もあり、いわゆる良識もあるんだろうと思いますよ。その方が、人から言われたから、人の言葉を引用して答弁書に載せるなんていうのは考えられない。そこで、待てよと、自分もそう思うのかどうなのか、なるほどと、だから私は答弁書に正式文書というのを書いたんだと、そういうことでしょう。

そこで、はっきり言っているんですよ、いわゆる議会事務局からの回答があって、正式な文書として、執行部の求めに応じて出せるものなのかと。正式文書って何ですか。条例とか何とかと言っていますけれども、それは、議会事務局が委員会の内容をどういうふうに取りまとめて誰に報告をするというだけじゃないんですか。そして、その委員会には町執行部が参加しているんでしょう。出席しているんですよ。

私のところで情報公開条例を基に情報公開して、私の手元には今その委員会の文書があります。これは正式文書じゃないんですか。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　手元にあるものについては、情報公開請求に基づいて請求したものであるということだと思いますので、正式文書だと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　これが正式文書だとすれば、なぜ執行部と議員が一緒にそこで、委員会で政策議論をするのに、それを執行部が見たいといったときに、正式文書でないから出せないなどとは、なぜ思ったんですか。それは、議会事務局から言われたから、そのとおりだと思ったんですか。そこを答えてください。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

　先ほどもお話ししましたとおり、議会の重要文書であるというような認識でございまして、私のほうではコピー的なものをいただきたいというような形での、多分お話をさせていただいたと思います。そんな簡単に出せるもんじゃないよというような回答だったのかなというふうに思っております。

　以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　このことは、皆さんどう思うか分かりませんけれども、私的にはですよ、細かいことだというふうには捉えていません。いわゆる役場の職員が、いろんな部署でそれぞれの任務を自分なりに、いわゆる役割として与えられてやっている。それはその分野の課題を真剣に受け止めなきゃ、つまり、同じ職員であっても、課を超えても、そこで違いがあるんであれば、しっかり議論をし、しっかりそこで整合性を見つけていかなきゃいけない。そういう立場にあるのにもかかわらず、議会事務局から言われたからそのとおりだと思ったと。

　これ総務課長に聞きますが、情報公開条例というのは、いわゆる外部団体でも取れますよね。

○山内　政議長　９番議員、申し上げますが、課長の指名はしないでください。単に尋ねてください。

○９番　湯田芳博議員　了解。一番ふさわしいと思ったからついつい言ったんですが、人間というのは間違いがあるんですが、間違ったらすぐに訂正するということが大事なんですね。

　だけど、この正式文書については訂正されていない。あるいは私が納得するような説明がない。ここのところは、私は、組織内のある意味では論理でしかない、いわゆる一般社会には通用するものではない、こう思いますが、情報公開で例えば申請すれば、外部団体でも申請に応じて、ものによるでしょうけど、交付できると考えてよろしいですか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

町の情報公開条例の中では、町が保有する文書につきましては情報公開条例の対象になっておりまして、その公開範囲、基本的には町内に住所を有する方になっておりますが、町としては、できる限りの範囲で情報公開、広く対応するような形には対応しております。

以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　今聞いたとおりですよね。

なぜ、委員会に出席している町執行部が、委員会に出ているそこでのやり取りをなぜ開示できないんですか。私には理解できない。

このことが、これから申し上げますけれども、いわゆる桜の木も含めて、信頼を損ねているんですよ、もう。この人たちは、自分の保身のために、いわゆる言葉やその状況をつくり出しているんじゃないかという疑いがあるんですよ。この疑いがあるうちは、信頼関係で結ばれたいい仕事、あるいは意見交換、議論なんてできないんです。

このことを申し上げながら、次にいきますが、では、委員会のやり取りの中で、担当者からの一部誤解を招く発言があったことは確認できたということは、閲覧したということですね。疑念を抱かれるような発言というふうに書いていますが、疑念を抱かれるような発言ってどんなことでしたか。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

担当のほうから、今回は外国製を購入したいというような内容もございました。それも疑われるような内容であったかなというふうに思っております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　そのとおりですね。つまり、これは入札前ですよ。入札を執行する前、いわゆる仕様書も作られる前の話ですよ。ここで、今回は外国産を購入したい、はっきり言っているんですよ、はっきり。これってもう入札前に決めているということじゃないんですか。

いろいろなやり取りがありました、委員との中で。「現場の声を聞きながら選考すれば、外国産がいいではないか。」既に何回も何回も外国産とかピステンブーリー車であればという、会社の名前が出てきているんです。

そこで聞きますが、私の手元には入っていないと言いますが、何回か言っているんですが、

その仕様書の中で、少なくともですよ、最大出力のこと、それから最大トルクのこと、そして荷台寸法のこと、これはピステンブーリーのパンフレットから出したものなんですよ。ですから、私は、入札に係る前に、既に仕様書の中でも、あるメーカーのものが特定されていた、こういうふうに認識しているんですが、それでも公平だと言いますか。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

先ほどの文書の後で、確かに担当のほうから、今回は外国製を購入したいというお話がありました。その後で、上席の者から、それはあくまでも外国製がいいというような話で、決定ではないというような形での否定をしております。

その上で、今の質問のほうに対しての答弁をさせていただきますが、再三、今までも議員のほうから、独自に指名業者等に問合せをした中で、当該仕様書の内容では辞退する選択しかなかったと、今ほどおっしゃったとおり、仕様書にそぐわない業者さんがいたというような質問がございました。

しかしながら、先ほど町長のほうからも答弁があったとおり、見積書を提出した際に、質問の機会というものを設けたにもかかわらず、その時点でどうして質問していただけなかったのか、その点については大変残念でなりません。その時点でご質問いただければ、その内容によっては、仕様書の変更なり、また、入札を中止して仕様書を見直すというようなこともできたのではないかなというふうに思っております。

さらには、購入議案の審議の際にも、ご指摘の内容で反対意見を述べる機会もあったかと思いますけれど、全員賛成によるご議決をいただいているというような状況もございます。

そうした様々な機会が過ぎてしまった現在、対応できないということでございますので、それはご理解いただければなというふうに思います。しかしながら、委員会等で疑念を抱かれるような発言があったというようなことは、紛れもない事実でございます。

ですので、今後、入札前の検討の段階においても、そういった誤解を招くようなことがないようにしてまいりたいというふうに考えております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　前にも言いましたけど、どちらが正しいかじゃないんですよ、この問題は。何が真実かなんです。人がやることですから、うっかりすることもあるでしょう。しかし、役場とかそういう公の機関を担うものについてはうっかりはできるだけ少ないだろうと、こういう認識で一般町民はいるんです。

ところが、仕様書の作成に至るまでの経過を見ても、これ私、言葉があまり見つからないので、あえて言いますが、なれ合いですよ。私はそう見ます。このなれ合いが起きるような制度を見過ごしておくということが問題なんです。このことをこれを機会にしっかりと受け止めて、気づいたときがスタートライン、新たな適正な、公平な、そして、誰がどう言おうと私はこう考えるんだという認識の下で、業務遂行に当たっていただければ、私は、このことが起きた意義がしっかりあるんだろうと、こう思っておりますが、どうでしょうか、町長さん。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私からお答え申し上げます。

今回、９番議員から、何回かこの問題についてご指摘いただきました。ちょうどこの当時、私は職員ではなかった時代の出来事でございます。

報告を受けたり、それから関係する書類を見せていただいた中で、まず、一つは、議会という、委員会という公の会議において疑念を持たれた発言をしたということについては、これは厳に慎まなくてはならない。後から担当の上席の職員が訂正はしたわけですが、やはりそのことについては不適切な発言だったというふうに思いますので、このことについて、再度、内部で、委員会に対する説明については十分配慮して、間違いのないよう説明を行うよう注意したいと思います。

それから２つ目、仕様書の作成です。これは、前回も９番議員からご指摘をいただいて、私も、特殊車両の購入における仕様書の作成については、専門的知識がない中で作成するというようなこと、これはやっぱり今回反省事項としなくてはならないというふうに思います。例えばそこまでの能力を求めるんであれば、機種選定までしっかりやって、そして業者を指名するとか、曖昧な形で仕様書を作って入札に付すということをやっぱり慎まなくてはならないと、このように感じたところでございます。

この後も同様の案件があるかもしれません。今ご指摘いただいた２つの点につきましては、内部で、もう一度、課長会議等で徹底をしたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　これで、ようやくこれに関する質問が終われるような気がします。

いつも、続けて言いますが、犯人探しをすることが目的ではないんですね。つまり、こういうことが起こると、いわゆる公的機関の存在意義すら失うことになるんですよ。それが正式文書だとか、それから、お互いにその会議に出席しているにもかかわらず、そこのところが出せないなんて、そんなばかな話ないですよ。

国は、オープンデータの官民データ活用推進基本法というのをつくっている。こんな議会でいいの、議会事務局で。議会事務局は、今日は議論の対象になっていませんが、それを受け止めて、議会事務局が言ったなんていう、そんな幼稚な対応は、今後、厳に慎んでほしいと思う。

それで、桜の木のほうの話をしますが、これも失念というのは、これ、念という字は今、心と書きますよ、今に心と。今、心に思うことを失うということでしょう。あまり私は失念なんていう言葉を使わないのでよく分かりませんが、私のところに来た、いわゆる支持者あるいは町民の方に何と説明していいか。例えば辞書を引けば、うっかりしていましたということになるかもしれない。なぜ役場は失念という言葉を使ったのか、そこをちょっとお聞きいたします。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えいたします。

今、議員おただしのとおり、内容についてはうっかりしていたというような内容でございますけれど、町長答弁にもございましたが、あくまでも謝罪の意味を込めて、失念というような言葉を用いさせていただいたというようなことでございます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからも答弁させていただきます。

一般的に、失念をすると、失念したというような表現については、本来、知っていたんだけどうっかり忘れてしまいましたというような言葉の使い方だそうでございます。さらに、相手に対する謝罪の意を込めて、多く行政用語では使われるんでしょうけれども、失念をしてしまいました、失念ですというようなことで、今回の失念という表現には、本来やらなくてはいけないことを忘れてしまった、それに対する謝罪の意を込めて、失念という言葉を使ったということでご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私たちがいわゆる演壇に立って質問をする、議論をするというのは、必ず押さえておいてほしい。私個人が言っているんではなくて、私を通して、町民の方が聞いているんですよ。町民の方に分かりやすいような広報づくりをしましょうと議会はやっていますが、分かりやすい言葉を書いてほしい、今言ったようなことを。

ぜひ、今後ご検討いただきたいと思いますが、それで、一旦この桜の木は外に運び出した、木を切って。先ほど申し上げたから、いつまでも放っておく状態ではないなというのは確認できましたが、いわゆる役場にいる職員は、事務吏員ですよね。事務吏員の仕事ですか、この仕事は。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えいたします。

　正式なやり方ではないというふうに認識しております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　ここでも、真摯にもう一回、役場職員に採用された、あるいは自分が志を持って公務に就く、そういうときのことを思い出してくださいよ。そうしたら、きっといい仕事できると思いますよ。

　なぜか、ががやがやと周りに聞いたことに左右されてしまう、あるいは地域で起こっていることは、ともすると声の大きい人、立場の高い人、何か世話なっている人、こういう人からの依頼があると、どうしても身動きが軽くなってしまう。しかし、そうでない人から見ると、それと、俺たちは一体何なんだ、見下されているのか、こういう比較になるんですよ。

　ですから、事務吏員しかいない今は、あれ危険性があったからといえども、私が見た限りでは、見積りを取って業者に任せる、それだけの期間は十分取れた状態だというふうに、私は様子を見て判断しましたけれども、それは人によって判断の仕方はそれぞれでしょうけど、そしたらやはりけがのこと、あるいは安全性の問題。それからもう一つは、こういうことも含めて、業者がやることによって、業者の仕事が増えていくんです。町から金を出したくない。財政が大変だって引き締めたら、町には金が回っていかないんですよ。

　そういうことも含めながら、自分がどういう立場なのか、自分に求められた職務は何なのかということをきちっと理解した上で、それでもう一つ聞きますが、町民に指摘されたわけでしょう。指摘された町民には何かアクションを起こしましたか。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

　直接お話しいただいた方、私も直接お話しさせていただきましたが、その際にといいますか、それ以降ですね、事の顛末も含めて、お話はしておりません。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　その方がどういう思いを持って指摘したか、私はよく分かりませんが、もし自分が、私がですよ、私がある意味感情的に行動して、自制を少し曲げて、あるいは規則を少し曲げて動いたときに、そこに指摘されたというのはありがたいことですよ。あなた違うんじゃないのと言ってくれる人というのは、実はその人の味方ですよ。

　ですから、私は、こういうことを指摘してくれた人にしっかりと向き合って、いや助かりま

したと、あるいは、あなたが言ってくれたから、私たちがこれから十分公僕として気をつけてやっていきます。こういう行為をいわゆるキャッチボールする、やり取りをすることによって、その行為で一時的に仲が険悪になったとしても、それが修復されて、そしてそれ以上の、今まで以上のいい関係が生まれる可能性が私はあると思うんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。今後は、そういった形で対応してまいりたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　それでは、荒海地区の農地整備事業についてちょっと申し上げますが、まず、整備によっていわゆる拡大された農地面積、それは機械化を入れることによって有効化が図られる、それは分かるんですが、有効化が図られた場合の事業承継・継承、承継と継承についてはちょっと若干意味が違うんですけれども、私が調べた限りでは、これがもし生産法人や、あるいは大規模農家の人たちに委ねられるということになると、大規模農家の人たちの実態を調べてみました。

そこでは、実は毎月、自分の家族に対しては給与を払っていないというようなケースがあって、どうしてあなた方は生活しているんですかということを聞いたら、実は、取れた米を親から、いわゆる農業者の主体となる親から頂いて、それを売りさばいて収入にして生活しています。こういうことを、現場の実情をつかんでいたら教えてください。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

南会津町におきましても、様々な形で団体等とお話をさせていただいております。

前回も議員から今のようなお話をいただきまして、そのことについて、ちょっと直接ではないんですが確認をさせていただいたところだったんですけれども、そのような形ではちょっと確認はできなかったところでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　これは通告からちょっと外れるかもしれませんが、私は、職員の人たちは現場の実情をもっともっと深く把握したいんだと思います。しかし、把握できるだけの時間や、あるいは精神的な面も含めて、余裕があるのかと、こういう疑問をちょっと今抱いております。

だから、この問題、いわゆる国がやるいろいろな問題があります、あるいは県がやる問題。

これは、どちらかというと町の負担を少なくする、あるいは町がやりやすくするので、大いに歓迎する部分はありますが、それをやるに当たって、やっぱり実施主体として、現状をどれだけ把握しているか、現状と国が言っていることに、どこにいわゆる乖離があるのかということをつかまないと、現場からの批判が来るんです。あるいは将来に禍根を残すことがあるんです。

ですから、このことをぜひ町長も管理者として、いわゆる人事管理者として考えて、事業に当たっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

９番議員からは、かねてから町職員の業務量、それに対する対応というところで、余裕がない中でやっているんじゃないかというようなご指摘をいただいております。

今回の農業関係の事業もしかりだと思います。どういうふうにしたらば、もう少し余裕を持って、余力を持っていい仕事ができるのか、検討させていただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　これで私の一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、９番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　森　　秀　一　議員

○山内　政議長　次に、７番、森秀一君の登壇を許します。

７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　本日最後の質問者となりました。もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

議席番号７番、森秀一。通告に従いまして一般質問を行います。

質問は、水道耐震化の現状と課題であります。

令和６年１月１日発生の能登半島地震では、最大14万戸で断水が発生するなど、水道の施設が甚大な被害を受けました。耐震化にしていた施設はおおむね確保できていたものの、配水管が未実施であった基幹施設などで被害が生じたことから、広範囲での断水が発生して、復旧の長期化を生じさせたと言われています。

11月１日、国土交通省では、能登半島地震を受けたことから全国の水道の緊急点検を実施し

ましたが、その結果を公表しました。重要建物の水道耐震化率は、全国平均39％に対して、福島県では27％であり、本町は22％となっています。

福島県では、損壊すると水道機能不全になる導水管など、急所施設の耐震化率も多くが全国平均を下回る実態が浮き彫りになったことから、耐震化が進まない背景には市町村の財源不足があり、水道管理の一体化や経営統合などに向けた支援を促すとしています。

本町は、広範な面積を擁している中で、集落が点在していることから、水源施設や処理施設などの管理施設も多く点在しており、埋設管の延長も長くなります。このような中で、水道事業は公営企業会計であり、独立採算制が原則であることから、施設整備に対する資金繰りは非常に困難な状況にあると考えます。

このことから、災害時に必要とされる重要建物の確認と耐震化が求められている水道施設の整備方針について質問します。５点について質問します。

①、災害時に必要とする重要建物の種類については、避難所や災害拠点病院などとありましたが、本町ではどのような施設を重要建物と認定しているのかお聞きします。

②、水道施設の耐震化を推進していく上で、優先すべき重要建物について、災害時においては、いずれも重要な建物とは思いますが、特に優先して整備すべき建物についてお聞きします。

③、耐震化が必要な水道施設について、水源から各戸へ送水するためには、多くの施設や設備があります。耐震化の必要な施設についてお聞きします。

④、耐震化を進めていく上で、優先すべき水道施設についてお聞きします。

⑤、水道施設耐震化に係る整備事業補助金の補助率について、国・県では、耐震化の進まないのは市町村の財源不足と理解しています。このことから、市町村の耐震化整備に対しては相応の補助金が頂けるものと思います。施設整備事業補助金の補助率についてお聞きします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　７番、森秀一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、水道施設耐震化の現状と課題はに関する１点目、災害時に必要とする重要建物の種類は、そして２点目、水道施設の耐震化を推進していく上で、優先すべき重要建物はとのおただしでございますが、関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

本町では、水道施設における重要建物を重要給水施設として整理しており、防災拠点、病院及び避難所等の種類に分けられております。重要給水施設については、災害時に欠かすことのできない役割を担っていることから、全ての施設が重要ですが、この中でも特に優先すべき重

要建物は、災害拠点病院にも位置づけられている福島県立南会津病院であると考えております。

次に、３点目、耐震化が必要な水道施設は、そして４点目、耐震化を進めていく上で優先すべき水道施設は、さらに５点目、水道施設耐震化に係る整備事業補助金の補助率はとのおただしでありますが、いずれも関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

本町の水道施設につきましては、更新時には、管路を含む全ての水道施設に耐震化の検討が必要になると考えておりますが、まずは、漏水が多発している管路の整備を優先すべきであると考えております。

なお、耐震化に係る整備事業補助金の補助率でありますが、補助対象事業費の10分の４となっております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

１点目の災害時に必要とする重要建物の種類について、防災拠点、それから病院、避難施設ということで今答弁をいただきました。

これらについて、それぞれ何棟ずつあるのかをお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

町全体で見ますと、先ほどありました病院が１か所、それから避難所、福祉避難所含めて138か所、防災拠点施設につきましては７か所になってございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　分かりました。

それから、２点目なんですが、優先すべき重要建物については、対象となる物件全てが重要で、特に南会津病院ということで答弁ありました。事情は理解できました。

次に、耐震化が必要な水道施設についても、耐震化は全て必要との答弁をいただきました。これも理解できました。

耐震化を進めていく上で、優先すべき水道施設については、管路での整備、漏水多発管を優先いうことで答弁をいただいたわけなんですが、私としては、重要建物に対する耐震化ということで、今ほど質問をさせていただいたわけなんですが、漏水多発管の布設替えを優先ということになりますと、これは一般家庭への管路も耐震化に整備されるということになると思いま

す。

それで、重要建物以外の一般家庭の耐震化率は今現在何％になっているのか、これをお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

重要建物を含んだ、町全体の耐震化率ということでお答えしたいと思いますが、耐震化率については、8.3％となってございます。低いようではございますが、本町で、東日本大震災、中越地震、こういった大きな地震の際にも、地震での漏水というのは起きてございませんので、一般的に老朽化が進んだりしているところの漏水多発路線を重点的に今布設替えをして、耐震管への入替えをしているということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　それでは、次に移らせていただきます。

水道施設耐震化に係る整備事業補助金の補助率について、先ほど、補助率は対象事業費の10分の４ということで答弁をいただきました。

一般的な国庫補助事業では、国が50％に対して、県がそれにかさ上げをするというような状況で見ているわけなんですが、水道の耐震化に対して、国土交通省や福島県が必要性を大きく取り上げている現状において、国・県合わせて、私にしてみれば、80％ぐらいは頂けるのかということで期待をしていたわけなんですが、残念な補助率だなということで、今答弁を聞いて感じたところです。

それで、補助残については起債に頼るしかないというふうに思いますが、起債の内容についてお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

まずは、補助対象事業費の10分の４ということは低いということで、確かにこの補助率が上がれば非常にありがたいなというのは、私も思っております。

この補助残の裏財源につきましては、地方債を発行しているということで、公営企業債、水道事業債を発行して事業を行っているということでございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　水道事業債ということで、今答弁いただいたわけなんですが、水道事

業債というのは交付税措置、これはあるものなのですか、それともないものなんですか。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

交付税措置につきましては、過疎債のように元利償還金の７割とか、ぱっと明確にお答えできるような割合ではございませんが、発行している公営企業債のうちに、補助事業で行っている中で、簡易水道の名義で行っている部分、この裏財源の企業債の元利償還金の大体おおむね25％程度が特別交付税措置をされるというような状態になっておりまして、交付税措置としてはかなり低いというような状況になってございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　ということであれば、私にしてみれば、過疎債を利用していただいたほうが町にとってはいいのかなと思うんですが、これについてはどうですか。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

確かに、過疎対策事業債が使えれば交付税措置大きいので、公営企業会計としてありがたいというのは間違いないんですが、町全体で見た場合に、今、過疎対策事業債の割当てというのが、こちらの要望に対して、100％来ていないような状況にあります。

ですので、過疎債を充当する事業は、一般会計のほうを優先して行っておりますので、公営企業会計のほうまでは回ってこないというような状況になってございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　それで、私が思うのに、ちょっとしつこいようなんですが、南会津町は、合併して15年以上が経過しているわけなんですが、合併特例債、これは過疎債ほどではないにしても、かなり優位な起債ということで理解をしているわけなんですが、もし合併特例債がまだ該当しているというような状況であれば、それを利用するという方法もあるのかなと思ったんですが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

申し訳ございません、合併特例債が公営企業会計の事業に充てられるかどうかというのは、ちょっと制度上明確にはお答えできないんですけれども、確かに有利な財源であるのは間違いない。

ただ一方で、公営企業の投資活動に合併特例債を充てるというのは、若干違和感があります

ので、ちょっとそこはなじまないんじゃないのかなというのは、私の感想、ちょっと調べたいとは思いますが、ちょっとなじまないというふうに私は思っております。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　私の求める答弁はこれで十分いただきました。

今後は、水道施設の耐震化整備が円滑に進まれることを期待して、私の一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、７番、森秀一君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○山内　政議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

明19日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午後　４時３０分

令 和 6 年 第 4 回 南 会 津 町 議 会 定 例 会　第 3 日

議　事　日　程　（第３号）

令和６年１２月１９日（木曜日）午前１０時開議

日程第　1　一般質問

１５番　渡　部　訓　正　議員
１番　酒　井　幸　司　議員
８番　川　島　　進　議員
１１番　丸　山　陽　子　議員
１０番　室　井　英　雄　議員
２番　芳　賀　正　義　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒　井　幸　司　議員	２番	芳　賀　正　義　議員
３番	湯　田　剛　正　議員	４番	星　　和　孝　議員
５番	古　川　　晃　議員	６番	渡　部　裕　太　議員
７番	森　　秀　一　議員	８番	川　島　　進　議員
９番	湯　田　芳　博　議員	１０番	室　井　英　雄　議員
１１番	丸　山　陽　子　議員	１２番	楠　　正　次　議員
１３番	湯　田　　哲　議員	１４番	高　野　精　一　議員
１５番	渡　部　訓　正　議員	１６番	山　内　　政　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡　部　正　義　町　　長　　佐　藤　一　範　副　町　長

川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡辺健二	会計室長
渡部秀介	商工観光課長	湯田賢史	健康福祉課長
鈴木秀和	住民生活課長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	室井利和	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	橘　昭	農林課長
芳賀隆徳	農業委員会農地管理振興係長	渡部さつき	税務課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎一般質問

○山内　政議長　日程第１、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◇　渡　部　訓　正　議員

○山内　政議長　15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　どうも、おはようございます。

一般質問２日目、トップとなりましたので緊張していますが、精いっぱい質問していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

私は、今回は町の活性化を図るためにの１項目で、それぞれ小さな項目はございますが、それについて質問をさせていただきたいと思います。

本町の活性化を図るためには、関東圏からの入り口となる国道121号の沿線にある各種施設の入り込み者数の増大と、会津若松市、新潟県三条市などからの入り込み者数の増大を目指すこと、加えて浅草駅から直結している野岩線の利用増大を目指すことも必要だというふうに考

えています。

これまでも訴えてきましたが、南会津の位置は栃木県の日光市や那須塩原市、本県の会津若松市、そして今後、国道289号線八十里越道路の国直轄道路の完成が予定されている新潟県三条市にもほぼその中央に当たります。このように大きな観光地の中間に位置する本町の地の利を生かし、入り込み者数の増を目指す取組は、今後の地域経済活性化に直結するものです。

今回、町では令和８年度からの新たな指定管理者の募集に当たり、町方針を決定する際の判断材料とするため、町有観光施設16施設の評価委託を行い、その委託の成果が公表されました。評価委託の成果は、厳しい財政状況の中で16施設を全て維持していくことは困難として、一時廃止なども提案されています。

しかし、このような厳しい財政の中にあっても、町の活性化を図ることを前面に出し、施設整備を行うことにより地域経済の活性化を図ることも必要ではないでしょうか。この考えの下、町内の道の駅などの施設充実を図ることにより、利用者の増大が図られ、雇用の増など地域経済の活性化につなげることができるというふうに考えます。

今申し上げた考えで、これから質問をいたします。

①道の駅は町内に３か所あります。「たじま」と「きらら289」は駐車場が狭いため、立ち寄っても駐車ができず帰る方も多くいます。また、施設自体が古くなり、改修も必要となっている箇所もあります。県内の道の駅を見ますと、休憩施設の充実が図られ、それにより訪れる方も増えています。具体的に計画などはありますか。

②道の駅きらら289は、昨年の説明では、建物の改修計画と駐車場の拡幅計画があると答弁されたというふうに思います。整備計画はどのように進んでいますか。

③道の駅たじまは、他県から福島県に入る最初の道の駅です。他県の方に対して、本県、本町のイメージをよくすることは大切と思いますが、集客増に向けての町の考えは。

④会津高原憩の家は、委託成果では規模縮小し維持としています。憩の家の現状は、食堂部門は閉鎖され、店内には酒や土産品を並べ、女性の方が１人で店番をしていました。滝原区では食堂の閉鎖でなく継続を望んでいます。地区内には飲食ができる施設もなくなり、衰退に拍車をかけると危機感を持っています。今後、憩の家の活用に向けて、地域住民にも呼びかけ検討してはどうか。

⑤会津山村道場は、委託成果では一旦廃止の上、設置目的を再定義し、再活用となっています。施設内には宿泊施設、オートキャンプ場などが整備されており、利用促進に向けた施策展開により誘客拡大が図られるのではと思います。利用促進に向けて、地域住民にも呼びかけ検

討してはどうか。

⑥まちの駅南会津ふるさと物産館は、一定の改善を前提に維持とされています。当施設は町中心部の国道バイパス沿線上にあり、沿線には多くの公共施設や歴史的建造物もあります。沿線の施設が利用拡大に向け協力し合うことにより、相乗効果が生まれ、入り込み拡大が図られると思います。町の考えは。

⑦町有観光施設（16施設）の評価委託成果を受けて、今後、令和８年３月末までに、これら施設の新たな指定管理者の募集を行うとしています。公募選定はどのような方法により行うのか、基本的考えは。

以上、壇上からの質問については終わらせていただきます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　皆さん、おはようございます。

15番、渡部訓正議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、町の活性化を図るためにに関する１点目、道の駅たじま、きらら289は駐車場が狭く施設の改修も必要となっているが、具体的な改修計画はあるか。それと、２点目、道の駅きらら289の整備計画はどのように進んでいるか。そして、３点目、道の駅たじまの集客増に向けた町の考えはとのおただしでございますが、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

はじめに、きらら289でありますが、平成10年度から営業を開始し、日帰り温泉施設も併設され、多くの地元の住民も利用する施設となっております。国道289号八十里越道路の開通を控え、今後も交通量や施設利用者の増加が見込まれる施設として期待をしているところであります。

開業から26年が経過し、老朽化が進んでいることから、建物と設備を改修するため、今年度、道の駅きらら289大規模改修実施設計業務委託を実施しており、来年度の当初予算において大規模改修に係る工事請負費の計上を予定しているところであります。駐車場の拡張につきましても、来年度以降、財政状況を見定めながら整備計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、道の駅たじまでありますが、平成６年度より営業を行っており、県内で３番目に古い道の駅となっております。関東圏からの観光客の玄関口として、四季折々の観光情報発信や道路情報、本町の物産品や農産物の販売等を行っているところでありますが、施設の老朽化が懸念されているところであり、今年度においては強風により屋根の一部が剝がれるなど、今後も修繕箇所が増えてくるものと考えております。

一方で、栃木西部・会津南道路は候補路線に指定されているものの、未確定の部分もあることなどから、具体的な道の駅たじまの改修計画は策定できておりません。今後につきましては、栃木西部・会津南道路の路線確定を念頭に、財政負担の平準化を図りながら施設整備を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、４点目、会津高原憩の家の活用について、地域住民にも呼びかけて検討してはとのおただしでございますが、会津高原憩の家は町の特産品の販売や食事の提供、また情報発信を行い、鉄道や路線バス利用者を含む観光客の憩いの場として活用されてきました。しかしながら、鉄道利用者の減少や尾瀬国立公園へ向かう路線バスの廃止に伴って、本年９月30日をもって食堂営業をやめ、現在は特産品である地酒や土産品の販売を行っております。

本施設の運営につきましては、指定管理者である株式会社みなみあいづが行っており、以前から食堂や売店の売上げが低調であったことから、経費節減や他の観光施設との連携など様々な取組による売上げ向上に努めてきましたが、なかなか効果的な改善には至らず、赤字経営が続いておりました。

加えて、このたびの路線バス廃止は経営改善に大きなマイナス要因となり、指定管理者から、安定した経営の見込みが立たないため食堂機能のみ休止したいとの申出があったことから、町として食堂営業の休止を承諾したところであります。

また、本施設は昭和61年に設置されてから間もなく40年を迎えることから、建物の老朽化に伴う修繕費用も高額になると予想され、収益の見込めない施設に対する投資の是非を含め、施設の今後の活用について慎重に検討しなければならないと考えております。

一方で、滝原地区としては、この施設における食堂の継続を望んでいることも承知しております。会津高原憩の家の今後の活用については、これらの状況を踏まえ、引き続き滝原地区との意見交換を重ねながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、５点目、会津山村道場の利用促進に向けて、地域住民にもよびかけ検討してはどうかとのおただしでございますが、さきの全員協議会において、町有観光施設の今後の方針（素案）の中で申し上げましたとおり、会津山村道場については施設の老朽化や運営面で課題を抱えており、抜本的な改善がされない限り赤字が続くと想定され、赤字補填のために多額の指定管理料を支出し続けることについては、一旦立ち止まって事業及び施設そのものの在り方を検討すべきであると考えております。

今後、関係する地域住民の意見を伺うことも含め、会津山村道場の具体的な設置目的や運営の方向性を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、６点目、まちの駅南会津ふるさと物産館と沿線の施設が協力し合うことにより、相乗効果が生まれ、入り込み拡大が図られるのではとのおただしをいただきました。

まちの駅南会津ふるさと物産館は、農産物をはじめとする地域特産品の販売や観光情報の発信拠点としての機能を持つ施設であります。今後、さらに発展が見込まれる田島バイパス沿線施設との連携は、町全体の魅力向上と当施設の利用促進に寄与する有効な手段の一つであると認識をしております。

このようなことから、町では本年度よりデジタルＱＲガイド事業を立ち上げ、まちの駅南会津ふるさと物産館を観光スポットの一つとして設定し、施設の魅力を紹介しております。また、まち歩きルートを設定し、本施設と沿線施設との周遊性やエリアとしての魅力を高める取組を行っております。

今後もこれらの取組を継続、発展させるとともに、立地上の優位性を念頭に置き、沿線施設との連携をさらに強化するとともに、指定管理者と連携し、利用者の拡大を図ってまいりたいと思います。

次に、７点目、町有観光施設16施設の評価委託成果を受け、令和８年３月末までにこれらの施設の新たな指定管理者の募集を行うとしていますが、公募選定はどのような方法により行うのか基本的な考えはとのおただしをいただきました。

町有観光施設の今後の方針（素案）においてもお示ししたとおり、観光施設は収益性を確保し、運営経費も利用料をもって充てることを原則とすることを方針としております。このため、公募により指定管理者を選定する観光施設については、幅広い民間事業者に応募いただき、施設の効果を高める積極的な企画や提案をしていただけるよう、様々な広報媒体を活用して公募の周知に努めるとともに、提出された企画や提案の中から優れた事業者を選定してまいりたいと考えているところであります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　答弁いただきましたので、それらも加味しながら、再質問をさせていただきます。

まず、１点目でございますが、質問冒頭でも述べましたけど、本町の交通網は、ちょっと皆さんを前にして言うのは、何言ってんだというように言われるかもしれませんけど、縦軸、横軸というのにずっと乗っているんですよね。

今度、国直轄道路ができれば、それが横軸の道路のメインになるんではないかというふうに思いますけど、やっぱりそれらの交通網の整備が整えば、南会津町を通過する方も増加するというふうに考えます。そのとき、単なる通過点ではもったいないというふうに思います。本町への入り込み客数の増加を目指す施策がやっぱり必要ではないのかなと、町はそれについてはどのように考えているか、考えをお願いします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

ただいまご指摘いただきましたように、南会津町の田島については交通の要衝、ここに国道が相当集まっています。121、289、352、さらに西部方面になりますと400と401ということで、交通の要衝であるということは議員ご指摘のとおりでございます。我々も今後の地域振興を考えた場合に、地域間交流をどう進めていくかというのは非常に重要な視点であるというふうに思っております。

近隣市町村の観光入り込みについて調べてみました。これは県のほうで発表している調査結果を基にした数字でございます。少し申し上げますと、南会津町、令和５年度、64万7,000人ぐらいです。一方、栃木県日光市992万5,000人、今年は多分1,000万人を超えていると思います。それから、那須塩原市で750万人。新潟県三条市、ここは令和４年の数字になりますが、三条市にも170万人ぐらいのお客様が来ていると。さらに会津若松で180万、喜多方で150万程度。このぐらいの近隣の入り込みがあるということを考えると、さらに南会津町に立ち寄っていただいて、お金を落としてもらう仕組みを考えなくてはならないと、このように思っております。

そのために、観光施設の有効活用は必要ではございますが、それとは一方、公費を出し続けて維持できるのかというところは、整理しながら考えなくてはならないとこのように考えております。基本的な認識としてはそのように思っております。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　まさに町長の認識と私も同じような認識でございます。

次に、道の駅について質問をさせていただきます。

本町には道の駅が３か所あります。それぞれの施設において特色を出すことは、入り込み客の増を目指すためにも大切と思います。３つの施設ごとに特色を出すための検討なりはされているでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

私からは、道の駅たじまの特色的なものを説明させていただきたいんですけども、道の駅たじまは、地元の農産物はもちろんなんですけども、４つの酒蔵と連携を図りまして、お酒、限定品ですとか、季節ごとの限定酒もございますので、そういったものの売上げも相当伸びていると聞いております。そういった部分での魅力の発信も含めまして、特色ある道の駅として今後も様々な事業所、卸していただいている事業者さんがおりますので、そういった部分の方々と意見を交換しながら、よりよいものを販売、促進してまいりたいなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

私からは、道の駅きらら289についてお答えいたします。

先ほどの町長答弁にもございましたように、きらら289については日帰り温泉施設も併設されておりまして、多くの地元住民も利用する施設になっております。また、平成10年開業ということで、開業から26年経過して本年、きらら289大規模改修の実施設計業務委託を行っており、来年度の当初予算において大規模改修に係る工事請負費の計上を予定しているところでございます。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　それでは、私のほうからは、道の駅番屋についての特色というようなことでお話しさせていただきますが、道の駅番屋につきましては、規模的にはそんなには大きい施設ではないんですが、たかつえスキー場、あとは尾瀬を訪問する観光客のためのトイレ休憩等々で立ち寄るなど、比較的立地に優位があるというようなことで、多くの方が利用されている部分がございます。そのほか、特色としましては、地域の地場産業の一つでもございます蕎麦の提供というものが大きい部分がございます。

以上です。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　道の駅たじまについて、何回か私もその近くなものですから、行ったりして状況を見ています。紅葉など、もう紅葉終わったんですけど、その時期には駐車場が狭く、すごく混んでいるというか、くるっと駐車場のところを一周して置くところがなくてそこの目的が果たせないというような方が多くいます。利用者増これだけ多いところで、何かあんまり対応としてはされていないなというふうに思ったんですけど、そういう時期的なものとか、土日とか、そういうときにはどのような対応を検討されているか、それはご存じですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

土日ですとか繁忙期には、当然、警備員を配置しまして、車の誘導をしながら、効率よく駐車場の配置をしているところでございます。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　あと、店頭販売もやっていて、そして直売所で持ってきた物をそこで販売していると、なかなか暖かくて品物が悪くなってしまったりするというか、そういうのも何か話をされたのも聞いています。そういったいろんな中身については、指定管理を受けているみなみあいづに大体任せているというような状況なんでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

現在、月１回程度、株式会社みなみあいづのヒアリングを行っております。その中には当然、道の駅たじまもございまして、どういう売上げがあって、どういう傾向でお客様の例えばニーズですとかそういった要望も含めまして、ヒアリングを行っているところです。

やはり夏場の炎天下の中の店頭の販売によりましては、新鮮な野菜がやはり熱であまり新鮮味がなくなってしまうという部分では、今後対応しなきゃいけないなというふうに、町と指定管理者との協議の中では認識はしております。

ただ、抜本的な改善という部分では、なかなか公費の負担という部分では慎重に考えなければいけないと思っております。町長答弁にもありましたとおり、高規格道路の確定がまだきちんとされているわけではございませんので、そういった部分を見据えながら、きちんと確定した時点で、そういった施設の大規模改修も含めて、そしてあと駐車場の狭さということもありましたので、そういった駐車場の拡幅もきちんと整備計画をしながら、今後やっていきたいなというふうには思っております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私は株式会社みなみあいづの経営陣のほうと意見交換をする機会がありまして、道の駅についてお話をしたところです。やはり現場からは、店頭販売について生鮮食料品というか野菜等を販売する環境としては、改善が必要だというふうな提案を受けています。そうしますと、新たな販売施設を造るということになると、あの場所についてじゃなくて、やっぱり建物の中ということになると大規模な改修、そして敷地を見ると、なかなか広げられる敷地ではないというふうに感じています。その辺をどういうふうに調整するのかという課題が

あるなと。

それから、中小企業診断協会のほうからのご指摘にもありましたが、食堂機能を入れないと駄目でしょうと。つまり、あそこにお客さんが来ても食べるものがないと。これは道の駅を最初整備するときに、羽塩地区を中心とした民間の食堂に影響があるからという配慮の下に、食堂機能を設けなかったというような話を私も記憶にあります。現在、地元にある食堂機能も随分縮小してきていますので、そういったところの了解を得た上で、やっぱり食堂機能の充実というのも、この施設に求められている役割の一つではないかと思います。

それから、駐車場の狭さ、この部分について、以前、高野議員からもご質問いただいたかと思いますが、仮に広げるとすれば、その上流にあります農地を駐車場として活用するしかないのかな、そこは民間の土地ですから、まだまだ我々として思いで持っているだけで具体的な話はしておりませんけども、そういった課題、大きく言うと３つぐらい挙げられます。

さらに、今、商工観光課長が答弁したように、栃木西部・会津南道路、ここの法線とどういうふうに出てくるのか、仮に整備したものの法線から外れてしまって、道の駅の機能が大きく変わるというようなことも想定されるものですから、この辺を見定めながら、財政状況を見て動いていくというのが、今後の道の駅たじまの在り方なのかなというふうに感じているところであります。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　今、町長答弁の中でも出てきました栃木西部・会津南道路の線形がまだ確定していない、私もそれは期成同盟会等の活動の中で未確定だというのは承知はしています。そういう中では、どうなんでしょうか、多分頑張っているというような答弁になってくるのかなとは思いますが、路線確定を、路線のどこを通ってもらうんだ、通していただきたいんだというようなことを、やっぱり町として主体的に要望活動なりそういうものをちゃんと行って、そしてその上でやっぱり路線の確定をしていかないと、今言ったような制約が現実的に出ているわけですから、それらについては、路線確定の見通しというのはどういうふうに考えているんでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　道の駅に限ってお答えします。そうしないと、ほかに飛んでしまいますので。

栃木西部・会津南道路、今、この道路については、日光川治防災という交通の難所のところを、国の直轄権限代行事業で栃木県側で工事が本格的に始まりました。始まったということは、福島県側に延ばしてくるという意思表示ができているというふうに思います。

それで、我々も福島県、それから栃木県、中央要望に行って、この道路の重要性を訴えつつ、観光客の滞留とそこからの地域振興の訴えをしているところであります。しかしながら、福島県の要望に行った際の回答としては、まずは会津縦貫南を整備して、田島まで早く持っていきたいと、その後に栃木西部・会津南道路の動きですというようなことでございます。

ですからもう少し時間がかかるんだろうというふうに思っております。今、線形の話の要望というようなこともありましたが、そんなことも含めながら今後検討しなくてはいけないと思いますけども、それがどのくらいの年数になるのか、その辺を考えると、無駄にならないような整備、そういったところも考え方として持っている必要があるのかなというふうに思います。

なお、この道路の整備促進については、南会津町の発展のために非常に重要な路線でございますので、議会と連携をして要望活動を展開していきたいと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　ぜひ、我々もやっぱり期成同盟会の集まりのような、栃木県との協議も当然出てきますから、議会としても頑張っていきたいと思いますので、町長の奮闘を期待したいと思います。

次に、会津高原憩の家の関係について質問をいたします。

電車が本当にあそこに止まっても、ただ栃木県から来て最初の会津高原尾瀬口駅というような形で、それだけで、実質的にはそこから出ていくバスもないというような状況だというのは、私も認識しています。ただ、そういう中で、先ほどの最初の冒頭の質問でも申し上げましたけど、やっぱり町、あとは滝原区に加えて、どうなんでしょうか、野岩鉄道なり東武鉄道も交えた協議会などを結成して、そして検討を進めるなど、そういうような創意工夫はいかがなものでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　鉄道事業者を含めた憩の家の活性化のための協議会というようなご質問というふうに受け止めますが、そこについては現在想定しておりません。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　私が何で野岩鉄道なり東武鉄道というようなことを出したかといいますと、以前はたかつえスキー場と連携したスキー客確保、スノーパルというような名前だったのかなというふうに思うんですが、そういった確保する中で、会津高原尾瀬口駅でバスに乗り換えて、そしてたかつえのほうに行って、それがまた夕方帰ってくるとか、それが一つと、あとは東京・関東圏のいろんな旅行の企画なんかも、鉄道会社を交えればそういうのもありな

のかと。そして、そういうので利用促進を図られるんではないかというふうに考えるんですが、それらについては町としてはどのように考えているでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まず、スノーパルに関してなんですけども、スノーパルも便数は減少しつつも、今でも現在やっております。ただスノーパルは早朝来るわけなので、例えばそれが憩の家で何か食事をするですとか、そういった休憩を挟むですとか、休憩は当然できるとは思うんですけども、そういった食事を伴うものはなかなか物理的に、時間的にも早朝ですから厳しいのかなというふうには考えているところです。

そうした中で、尾瀬夜行も当然、今、実施しております。それが帰りに会津高原尾瀬口駅に寄るかという部分では、お客様のニーズにもあると思います。そういう部分では安定している顧客をつかむという部分では、ちょっと相当な難しい課題があるのかなというふうには認識しているところです。

さらに、先ほどありました東京・関東圏内の旅行企画という部分では、町と東武鉄道ですとか野岩鉄道、会津鉄道も含めまして、そういった部分での連携を図ることは可能かなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答え申し上げます。

会津高原尾瀬口駅の変遷を見てみますと、昭和61年10月だったですか、野岩鉄道の開業、電化できたのが会津高原駅ということで、乗り換えて田島に行っていたという時代があります。その後、電化の延伸で会津田島まで乗換えなしで行けるようになった、これが平成４年頃だったというふうに記憶しております。

そういうことで、やっぱり時代の変遷の中で会津高原、滝原集落に降りるお客さんの数は大きく変わった要素があると。さらに旅行客等の減少、一番大きかったのは新型コロナウイルスで移動の制限がかかったということも非常に大きかったと思います。

そういう意味で、憩の家ということではなくて、会津高原尾瀬口の利活用という意味では、議員が言われたように貸切り列車なり、それからそういった旅行商品の中で会津高原尾瀬口を発着とした貸切りバスでの周遊といいますか目的地までの移動、これについては可能性があるし、そこは我々としても力を入れて進めていく観光誘客の一つの手だてかなというふうに感じております。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　この後、また山村道場の関係なりも出てきて、関連した質問になってしまうんですが、やっぱりそういった創意工夫が今求められているんではないかというふうに思います。何かそれやってもなかなかうまくいかないというのが、どうしても先に立ってしまって尻込みしてしまうというような形なんですが、本当に活性化を図るためにというのは、やっぱりそういったいろんな企画の中から生まれてくるものではないのかなというふうに私は思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、会津山村道場について質問してみます。

当施設は宿泊施設、オートキャンプ場があって、そして今ほどの答弁の中では施設の老朽化との答弁がされています。それで、老朽化や運営面での課題があるというふうに答弁の中で言われておるんですが、それらはどのような内容なんでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

これまで山村道場の修繕的な実績を過去遡ってみますと、計画的な修繕計画ではなくて突発的な、その年度で対応している修繕が多数を占めております。というのは、やはり指定管理者がなかなか慢性的な人手不足ということもありまして、その運営だけに限って何とか賄っていたというのが現状だと認識をしております。

そうした中で、突発的な修繕計画ばかりですと、やっぱり財政面でもいわゆる平準化するような修繕計画が全く立てられることができませんので、そういう部分での修繕の実態を見ますと、きちんと計画的な修繕整備的なものは全く機能していなかったというところでございます。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　私は、会津山村道場という施設は国道からちょっと入るくらいで、本当に自然豊かな我が町の特色を生かした、ほかでは味わえない景観に恵まれているんではないかというふうに思いますし、そのような中で自然を生かした観光づくりを町民や関係交流人口も巻き込みながら、何ができるのか、アイデアを出し合える場を設けていったらどうかなというふうに考えますが、それらについての考えをお聞きします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員が株式会社みなみあいづの経営改善ということをこれまでも随分求められていたと思います。この施設については、株式会社みなみあいづとしては継続してもいいよというような意思表示でございましたが、年間1,000万を超える指定管理料を今払っていま

す。この指定管理料を出し続けて継続していくべきかというときに、今回の公共施設の評価結果を見ますと、設置目的を再定義にして施設を再利用すべきだと。場所的な優位性、その魅力についてはきちんと触れていただいています。しかし、今のキャンプ場を中心とした運営では、指定管理料がないとやっていけないというのも、厳しい評価として出されているものというふうに認識をしております。

この施設、振り返ってみますと、福島県の野外教育施設でございました。その施設が廃止になったときに、旧田島町が土地と施設を買い受けて、町が野外活動センターとして、教育財産として使っていた。その後、農林系の補助を入れて宿泊施設を造って、今は観光の一翼を担っているという施設でございます。

しかしながら、今回の指定管理の在り方、さらには公共施設の16施設の在り方を考えた場合、ここは一度立ち止まって、今の活用でいいのか、それから別の目的で活用できないのか、または民間で活用してもらえないのか、そういったところを先延ばしすることなく、令和８年３月で一区切りをして、今後の在り方を検討するというような評価を町の素案として、この前の議会で説明したところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。今後の活用については、議員おっしゃるような場を設けて、方策を探っていくというのは一つの提案だというふうに受け止めたいと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　私もあそこの近くなものですから、一つの例として、新型コロナ禍前だと思うんですが、バイクツーリングの方々が山村道場に宿泊をして、そして七ケ岳林道を利用して１泊泊まりだと思ったんですが、ツーリングを行ったということがあるやに聞いていますし、このようなやっぱり人を呼び込むためのイベントなど、そういうのも検討してはどうですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

そういうアイデアといいますか提案として受け止めますが、中には南郷スキー場では夏場の活用としてバイクミーティングということで、全国からバイク好きの方が集まって、どういう内容でミーティングするのかは私は承知しておりませんが、相当な台数が来るということは承知をしております。

そういう部分の連携も図りまして、例えばそこでミーティングしていただいたら、山村道場のほうで宿泊をしてもらうという方法もあり得るのかなというふうには考えておりますので、

そういう部分でのジャンル的な活用も当然必要なのかなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　同じことを繰り返しますが、ぜひいろんなアイデア出して、そして頑張っていくということがないと、やっぱり活性化にはつながっていかないと、そこのところをぜひ大変でも頑張っていただければというふうに思います。

あともう１点だけ、同じ山村道場で、10月から春先にかけての宿泊の受入れは今はあまりしていないんですかね。赤字になるから、今こういう冬期間みたいな形の受入れはしないというのは、そういうことは承知はしていませんか、どうですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、月１回、株式会社みなみあいづとの指定管理施設のヒアリングを行っております。そういった中でも、山村道場は冬期間需要がないという部分がありますので、それと費用対効果を比較した場合、やはり冬期間は休止したほうが、休んだほうがいいんだろうという判断で行っているところです。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　分かりました。そこのところは、そういう町との打合せの中で今後改善に向けて対応されていくというようなことになると思いますので、よろしくお願いしたいと……。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　株式会社みなみあいづから冬期間の運用について協議があって、利益とその費用対効果が出ないので、施設を冬場は止めたいというような協議をもって、町としてはそれを承認しているという感じです。これについては、今後変わることないと思いますけど、令和８年３月までは同じような取扱いになるのかなと思っています。

それ以降の新たな方策の中でどういうふうに考えられるのかという点では、議員さんが言われていることは、施設の有効な利活用のための反映という点では考慮すべき点だというふうに思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　そうすると、令和８年３月までは、このまま経費はかかったとしてもいくということなんですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　指定管理の期間が令和７年度までということで、既に契約を結んでいる部分ですから、この施設の取扱いについては、令和７年度、１年は同じような予算を計上して運営してもらうということになろうかと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　これだけはっきりしている今の状況で、何らかの改善策の話をやっぱりそういうのは少しでも前倒しして、そして対応するというのはできないんですか。もう令和８年３月まであと１年以上でしょう、今、６年ですから。再来年の、１年と今の時点ではもう12月ですから１年と３か月あるんですよね。

そういうような状況であれば、何らかのもう改善策に向けて、そして検討を加えていくということが、どうなんでしょうか、やっぱりそういうのはもうちょっと無理だという判断なんですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　この施設については、年間1,000万の指定管理料をお支払いしないとできないという施設でございます。そういった条件の下で令和７年度まで契約が残っているということですと、じゃ来年の当初予算の中でその分を減らして運営できますかということは、それは我々のほうからいきなり予算を削減するという話はなかなかできないのかなと。

今後、みなみあいづのほうからそういうふうな提案があれば、これは我々としてもありがたい話でございますが、施設をしっかり今までどおり宿泊機能を備え、周辺の維持管理までしてもらうというための必要な経費というところでは、我々として契約が残っている以上、そこは担保しなくてはいけないのかなというふうに思っております。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　この施設はかつて教育施設だということで、ちょっと触れさせていただきます。

現在は町内の小学校があそこの活動の場でいろいろ自然体験活動なんかをしております。また、各地区子供会等、あの施設を使って親子で触れ合う活動をやっております。かつてあそこは宿泊訓練の場、４年生あたりが泊まって、いろいろご飯を炊いたり、いろいろやった活動ありますけれども、今は那須甲子だったり、いわきの自然の家のほう、そちらのほうに流れているという経過があります。

今後、そういった形で子供たちも教育活動の場として活用はしているんですが、ただ宿泊稼

働率を問われると、なかなかやっぱり厳しい面がありますので、その辺で、昨日、おとい、南会津高等学校、南会津学成果発表会というところで、その中で南会津ならではのキャンプの楽しみ方とはなんてそういうテーマで、キャンプ場として活用できないかなんてそういう提案もありました。あそこの場はやっぱり体育館があったりとか、宿泊棟もありますので、そういった教育活動の場はもちろんなんですけれども、そういった収益を生み出すための観光施設、その辺の絡みで今後検討してまいりたいと、教育の立場からは考えております。

以上です。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　今日、私が言ったからって変わるわけではないというのは承知をしながら話ししていますが、先ほど一番冒頭の中でも話ししたように、やっぱり地区のほうとも相談したりとか、あとはそういった関係交流人口で入ってくる方のそういうアイデアなんかも入れながら、やっぱり早急に検討を加えていく、あと１年間はそのままなんだという形だけだと、本当、地区でもやっぱりちょっといかがなものかというふうに考えるんではないかというふうに思いますので、ぜひそこの動きが取れる面は対応していただきたいというふうに思って、次の質問に移ります。

まちの駅南会津ふるさと物産館、あそこの沿線関係、今回、バイパス沿線の活性化というのが何で必要なのかということは、私が繰り返すまでもなく、皆さんも承知をしていると思うんですが、答弁ではＳＮＳとかパソコンでの操作の案内なんかをやっていますよということなんだけど、以前、あれだけの御蔵入交流館をはじめ、あの当時は祇園会館なんかもずっとあの沿線にあって、そしてやっぱりそこの一帯として、看板の設置とかそういった地区のＰＲをやっていってはどうかというような質問をした際に、やっていくような方向で検討しますという答弁をいただいたというふうに私は認識しているんですが、それはどうなってしまったんでしょうかね。一応その答弁は生きているという理解でよろしいですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　その件に関しましては、それぞれ関係機関と協議しながら、どういうものがいいのか、どういう看板のデザインですとか、そういったのはきちんと協議をしているところでございます。

○山内　政議長　副町長。

○佐藤一範副町長　お答えします。

議員おただしの件につきましては、関係機関と調整をしまして、現在、当初予算に向けて、

必要な予算の計上に向けて検討を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　一応了解しました。対応をお願いしたいと思います。

もう２分切りましたので、実は質問項目、指定管理の関係であったんですけど、これについては次回以降に質問をさせていただきたいと思います。そうでないと、言っただけで終わってしまいますので。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○山内　政議長　以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◇　酒　井　幸　司　議員

○山内　政議長　次に、１番、酒井幸司君の登壇を許します。

１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　議席番号１番、酒井幸司です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

質問は２点行います。

１つ目は、南会津高校南郷校舎跡地利活用

利活用に関しては第１回の会議を２月１日に行い、ほぼ１か月１回ペースで５回にわたり検討会が行われました。検討委員の一員として私も参加することができたので、県の担当いらしたときの生々しい質疑応答等、まだまだ落胆と怒りが色濃く残った状態での検討会だと感じました。

まだ３年生が来春の卒業まで使用しています。そんな感じでいると、まだまだ時間はある感じはしますが、なかなかそういった雰囲気なので考えも一つにまとまるということはなくて、住民の方々のアンケートをまとめた状態の意見書的なものになってしまっています。

そんな中で、①、利活用の、あれからまた二、三か月たっていますので、結論は出ていますか。

②出ていない場合の時点での今の方向性はどうでしょうか。

それから、③、これはほぼその後、小・中学校の生徒数が少なくなって一貫教育という言葉

が今出ていますんで、山村留学の廃止、それから舘岩小・中の統合一貫教育の方向性ですと、やはりいつまでたっても、そのクラスの数は増えませんので、どうしても将来性、これから何をしようかと、クラブ活動、運動やるにしても、今後個人競技しかできないような状態、団体競技でも少人数の競技しかできなかったり、修学旅行、自分らのときは人数は少なかったですけど20人なりそれなりで行っていたものが、生徒１人、先生１人というような状態になってきています。

なので、いっそ南郷校舎、旧高校南郷校舎を一貫教育の場とし、冬場は通うのが大変な生徒は宿舎を利用したりするのもいいと思います。その点での町の考えはどうでしょうか。

２つ目、スキー場閉鎖について

これはちょっと先週通告書を作成しているときは、提案書素案がまだ渡されていないときで、一括、某スキー場に関しては閉鎖とか、南郷スキー場、そういったところの今年の出来高を見てというような状態だったんで、書き始めていて、途中で書類を頂きまして、最初、先日３スキー場の合同祈願祭に出席したんですけど、まだそのときも外部評価が物すごく独り歩きしていて、存続が南郷スキー場も危ないと。そういった中で通告書作成をしていたものですから、ちょっと何か振り上げた拳をちょっと下ろすところがなくなってしまったんですけど、質問的にはちょっと一般的過ぎますけど、ほかの新聞や報道関係で大々的に取り上げられたので、本当に町全体に戦慄が走るというか、まだそんなことを考えていなかった人たちも相当な打撃を受けたような感じを受けました。

そんな中で①、だいくら、高畑スキー場の従業員さんのモチベーション的なやる気ですとか大きく影響する問題なのでこだわりますが、集客が改善され利益を出し始めてこれからというときに、三、四年たって、まだやっておられるわけですから、そういった状況にはできると思うんですね。やっぱり南郷スキー場に南郷トマトとの関係があったように、ほかのスキー場にだっていろいろそこで生活されている人たちの思いは絶大なものがあると思います。なので、この辺は改善して利益を出しても閉鎖なんですか。

②そのときの失業対策はいかがなものなのか、ここで質問いたします。

質問は以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　１番、酒井幸司議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、南会津高校南郷校舎跡地利用はに関する１点目、利活用の結論はと２点目の出ていない場合の現時点での方向性はとのおただしでございますが、関連がありますので一括して

お答えを申し上げます。

去る11月５日に、南会津高校南郷校舎跡地利活用の検討に関する報告書が住民検討委員会から町に提出されました。提言としては、「地域振興のための校舎跡地利用を検討してきたが、各委員の意見は多様であり、全委員のそれぞれの意見を提言とした。一つの方向性を一致して示すことは困難であったため、今後は町当局で具体的案について検討を進めていただきたい。」との内容でございました。

現時点で具体的な利活用の結論と方向性はお示しできませんが、報告書では様々な提言がされていることから、今後は町職員で組織する検討委員会において提言を参考に協議を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、３つ目の山村留学の廃止、舘岩小・中の統合一貫教育の方向性、ならばいっそのこと西部地区の小学校、中学校全部、南会津高等学校南郷校舎を一貫教育の場として、冬場は宿舎を利用するのもよいと思うが、町の考えはとのおただしをいただきました。

舘岩地域からの通学距離を考えた場合、通学時間が長時間になることから、家庭や生徒への負担が大きくなるため、南会津高校南郷校舎を西部地区全校の小中一貫校として活用することは困難であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、スキー場閉鎖に関する１点目、だいくら、高畑スキー場は集客が改善され利益を出しても閉鎖かとのおただしをいただきましたが、人口減少や少子高齢化の進行により、税収減が見込まれる状況であり、将来的に４つのスキー場を維持することは困難であると認識をしております。一時的に集客が改善され利益を出したとしても、継続して運営するためには、施設や設備の維持、修繕に巨額の公費を投資し続ける必要があり、町としては財源の捻出が困難であることから、２つのスキー場については閉鎖するとの考えに至りました。

ただし、これまで町が負担していた施設や設備の修繕などを負担しても運営したいという企業があれば、指定管理者制度などの委託方式ではなく、施設の貸与方式などの方法により施設を継続することはあり得ると考えております。

次に、２点目、そのときの失業対策はとのおただしでございますが、第一義的には、現指定管理者が雇用主となっておりますので、会社内での人員配置によって雇用の継続を検討していただき、やむなく解雇に至るケースにおいては、町としても就労先の確保に向けた支援に動いていくことが基本であると考えます。

スキー場閉鎖後の対応については、今後、４地域で開催を予定しているタウンミーティングにおいて町の方針案を町民の皆様にお示しし、次期指定管理期間の期限までの間に、関係者と

話合いを行いながら検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　南郷校舎跡地利活用の答えの中に、通学時間、長時間になることからって一つの問題があるんですけど、通学時間の長時間というのは、皆さんどのぐらいが長時間って考えられているか教えてください。

○山内　政議長　副町長。

○佐藤一範副町長　お答えいたします。

それぞれの学年によっても時間の感覚というのは変わってきますので、例えば小学１年生と中学３年生は大分違いますので、一概にこれをもって長時間というのは、線引きというか基準を持っているところではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

文部科学省で適正配置について定めているわけなんですけれども、それについて人数によって学校の配置が変わってくるわけなんですが、今回、西部地域については、どこの学校も文部科学省の示す人数以下になっているんですが、そういった中で、通学距離のお話ともう一つ通学時間についても、一つの基準といいますか、が出されております。それを見ますと、スクールバス等を利用した場合なんですが、おおむね１時間以内というふうに定められております。

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　やっぱり子供、小学１年と中学３年生、スクールバスに乗る時間、やはり違いがあるとは思います。よく日本の場合じゃなくて、外国映画にちっちゃい低学年から中学、高校ぐらいの子供たちがバス１台に揺られて、仲よく下の者を上が面倒見たりして、外国とは違うにせよ、もしも１時間という時間が小学生１年、そういった子たちに適応できるならば、南郷地区の片貝まで、舘岩地区ある程度何か所かに集まってスクールバスに乗って、みんな一緒に通学というのは可能なような気もするんですけど、いかがですか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

舘岩地区、大変長い地域になっておりまして、一番遠いほうの例えば岩下地区辺りから片貝までですと、その間に何度も乗り降りを、特に朝ですと乗ってくる子供たちを一人一人乗せて

くるということで何度も止まることになると思います。そうすると、実際、私もちょっと考えてみたんですけども、１時間を超えてしまうのではないかというふうに考えております。そうしますと、特に小学校１、２年生の低学年については、おしっこの問題とかそういったこともありますので、なかなか通うのは難しいのではないかというふうに考えております。

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　やはりその辺が問題になると思います。でも何かしら方策を考えないと、もう今年生まれた子供たちから、去年、おととし、子供の数を表にしていただいております。後々結局あちこちでそういう問題が出てくる、人数が少なくなる。舘岩地区は本当にあの表を見る限り、３年間連続１人入学というような先々見えています。

よそからの移住の方でも増えない限り根本的に、出ていく人があっても、なかなか小さい子供を連れて、舘岩地区に限らず西部地区に移住されるような環境、恐らく起きてこないと思うんですけど、あまり先のことを心配するのも何ですが、本当に各学年１人、１人、１人みたいな感じになってきたときに、そのときになってみないと分からないというようなことでは問題は解決しないと思うんですが、何かそういうふうになっていくのが見え見えなので、そのときはどんなふうに考えられているか教えてください。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　酒井議員に申し上げます。

今回は南会津高校の統廃合のところから西部地域全体の中高一貫教育という提案でございます。それについては、執行部として、通学時間帯を考えると非常に厳しいと考えているというふうにお答え申し上げました。もし今後の西部地域の統廃合をテーマにするんであれば、次回以降、その辺整理されて一般質問で出していただきたいと思います。我々についても検討の時間をいただきたいと思います。

〔「分かりました」と言う者あり〕

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　２点目のスキー場閉鎖の問題なんですが、お答えの中に、委託方式ではなく貸与方式などで施設を継続することはあり得ると、ここに一つの光といいますか、希望がちょっと見えているんですけど、10月に閉鎖という素案の中の高畑、それからだいくら、その２スキー場に関しても、これから相当な覚悟で住民の方やスキー場存続に向けて頑張るぞという方々は相当増えてくると思うんですが、ここに継続することはあり得るって望みを持たせる一言は大変ありがたいんですけど、先ほどの中にも、ある程度単発的な黒字になっても、そ

れは関係なく廃止というニュアンスで受けています。

この２つは、どちらを目指すというか、どちらを、我々存続を願う者に関しては最終的には結局廃止になってしまったというのか。いや、あれからみんなで奮闘して残せる状態をつくったとそういった、まだやはりこれも何年か先の話なんですけど、何年か先の話なだけに、今期のスキーシーズンからみんな頑張ると思うんですね。そういった中で、本当に最後の一行を、こちらとしては心に留めてみんなで盛り上げていこうと思っています。そこで、これに関して一言お願いします。

○山内　政議長　１番議員に申し上げますが、質問の内容は、継続をさせろという質問ですか。

○１番　酒井幸司議員　はい。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私から答弁を申し上げます。

今回、16施設に関する外部評価の結果としては、たかつえスキー場だけ存続ということで、その費用負担については別なところに振り向けて、町の振興を図るべきだという提案でございました。

執行部でつくった案の中で、考慮した中で、南郷スキー場のところは本当になくしていいのかというところが我々の疑問としてあって、そこについては南郷トマトというブランド野菜の生産に大きく寄与している。さらに、南郷トマトがあることで移住・定住の人口が増えている。そういった地域としての振興という役割で、非常にスキー場自体も大きく貢献しているという評価をいたしました。

つまり農家の方がグリーンシーズンは農作業にいそしんで生産をして、ウインターシーズンはスキー場でボードを楽しんだり、またはインストラクターで指導したり、雇用したりというような季節のローテーションとしての貢献度は非常に高いであろうというような考察を踏まえて、町としては、たかつえスキー場と南郷スキー場は継続すべきではないかというような執行部の案をつくったところでございます。

一方、だいくらスキー場とそれから高畑スキー場、この２つについて、提言では８年３月末でということでございましたが、３月で閉めたときの地域における影響、これはそこに勤めている人たちの雇用の問題、さらにはもろもろの物を納めている方の影響、さらに借地であるというようなその辺の整理が必要だろうというようなこともあって、５年延ばして合計６年間の間に、それらの影響を緩和するような手だてを考えたいということで、閉鎖の時期を令和13年８月というふうに延ばしたところでございます。

この延ばしたことについても、先延ばししただけじゃないかという議論があるかもしれません。これまでも手をつけられてこなかったスキー場の今後の方針に対して、我々としては町からの公費支出を抑えなくてはならない。スキー場をなくすことが目的ではなくて、公費支出を抑えるという視点からすると、だいくらと高畑については、本当に心苦しいですが、13年３月をもって閉鎖という方針を町として掲げざるを得ないと、このように考えたところです。

一方、その間に、町からの公費支出が伴わない形で、民間の事業者の方がやってみたいというような人が現れたとすれば、それは町としても集客の効果にもつながるし、地域への消費の効果にもつながるし、ありがたい話だと思っております。ただし、町としてやっぱり公費を出し続けるというところは、一定の歯止めをかけなくてはならないという思いから、終わりの年度を、閉鎖の年度を示したということでございますので、そこについてはご理解を賜りたいと思います。

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　よく分かりました。なので、やはりやる気とそれからまだまだ２つのスキー場もしっかりその辺を踏まえて、存続がかかっているんだと、恐らく就業されている方たちも目の色変えて、平たく言えば黒字に向けて、皆さん頑張ってくれることを祈りまして、私の質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　スキー場の話については、もう少しお話をさせていただきたいと思います。

これは町としての考え方を今申し上げております。しかし、指定管理という制度である以上、そこを運営する人たちがもうできませんというような答えを出すこともあり得るわけです。そのためにも、地域でしっかり残された年度において、我々も頑張りますが、スキー場の運営に向けて力を合わせてやっていく必要があるのかなと、このように思っております。

〔「もう終わります」と言う者あり〕

○山内　政議長　以上で、１番、酒井幸司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後１時とします。

休憩　午前１１時３１分

再開　午後　１時００分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎発言の訂正

○山内　政議長　ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長　１番、酒井幸司議員の一般質問の私の答弁において、訂正を要する箇所がありました。

だいくらスキー場と高畑スキー場の閉鎖の時期を令和13年８月とお答えした箇所がありましたので、これを令和13年３月と訂正をさせていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

○山内　政議長　ただいまの町長からの説明のとおり、１番、酒井幸司君への答弁の一部を訂正しますので、ご了承願います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　川　島　　進　議員

○山内　政議長　８番、川島進君の登壇を許します。

８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　議席番号８番、川島進です。

これより一般質問を行います。

質問事項は２点です。

まず、１点目、令和７年のたていわ夏まつり、南郷豊年まつりにおける花火の打ち上げは今年、花火の原材料が高騰し、全国十数か所で花火大会が中止になったというニュース報道がありました。幸い我が町では中止にならず、２つの祭りで打ち上げが行われましたが、来年、価格高騰で祭りのメインである花火が上がるか危惧されます。

そこで、次のとおり伺います。

①今年のたていわ夏まつりの花火の打ち上げ個数が例年より少なく感じたが、結果は。

②原材料高騰の折、例年どおり打ち上げた場合、費用が増加すると思われるが、町補助金を

増やす考えは。

③来年、令和７年も祭りにおいて花火の打ち上げを継続されるか、お聞きします。

それから、２つ目、たかつえカントリークラブの存続はということです。

町が福島県中小企業診断協会に南会津町観光施設評価を委託し、その報告書の中で、たかつえカントリークラブ（以下、ゴルフ場）は、令和８年３月までの残りの協定期間中、事業を継続しながら売却先を模索、売却先が見つからなければ廃止とのことでありました。町は、６月24日から27日にかけて評価結果住民説明会を開催したが、ゴルフ場に関しては、ゴルフ愛好者から来年、令和７年で本当に廃止になるのかという話が多く寄せられています。また、まだ決定事項でないにもかかわらず、うわさが独り歩きしているのが現状です。

ゴルフ場は郡内で１つ、会津管内でも２つしかありません。町外、郡外、県外のゴルファーの利用も多いと聞いております。廃止になれば、ホテル、ペンション、民宿の宿泊客の減少にもつながるでしょう。

また、多くのゴルファーの方が高齢者です。健康増進の場でもあるゴルフ場の存続を望み、町の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　８番、川島進議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、令和７年のたていわ夏まつり、南郷豊年まつりにおける花火の打ち上げはに関する１点目、今年のたていわ夏まつりの花火の打ち上げ個数が例年より少なく感じたが結果はと、２点目の原材料高騰の折、例年どおり打ち上げた場合、費用が増加すると思われるが、町の補助金を増やす考えは。さらに３点目、来年、令和７年も祭りにおいて花火の打ち上げを継続されるかとのおただしにつきましては、関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

まず、たていわ夏まつりの花火の打ち上げについてでありますが、昭和56年に舘岩村の木賊地区に大宮市立舘岩少年自然の家が建設された際、大宮市の花火師が木賊地区で打ち上げたのを始まりとして、翌昭和57年には舘岩村と大宮市が友好都市を締結し、関係各位の多大なるご協力をいただきながら、両自治体の友好の証としてこれまで引き継がれてきた経過があります。今年は７月27日に開催されましたが、打ち上げは約1,200発で例年より４割程度少なくなっており、火薬等の原材料の高騰などが要因であったと認識しているところであります。

今年で29回を迎えたたていわ夏まつり及び30回を数える南郷豊年まつりは、地元住民のみならず、多くの方が訪れる夏の風物詩でもあり、本町を代表する一大イベントであることから、

令和７年度以降も花火の打ち上げが例年どおり継続できるよう、原材料費の調査や新たな財源の確保なども含めて、町として検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、たかつえカントリークラブの存続についてのおただしでございますが、さきの議会全員協議会でも町有観光施設の今後の方針、素案として、この中でご説明申し上げましたとおり、たかつえカントリークラブにつきましては、指定管理料を減額した上で継続という方針案になっております。町有観光施設につきましては、各施設の収益性の確保を原則としておりますが、たかつえカントリークラブに関しては、高齢者を中心に町民の健康増進に一定の役割を果たしていることも含め、当面は継続するという方針案を提示させていただきました。

今後は、指定管理料の縮減を含めた公費負担の節減を図りつつ、最終的な着地点を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　今、40％ほど減ったという答弁でありましたが、例年ですと大体1,900、今年は60％掛けると1,200発、700個ほど減っております。大分規模としては大きな減り方だと思っておりますし、あとは夏の一大イベント、何か小さくなってしまって、私も見ていた限り打ち上げの間隔があり、最後も今までは９時過ぎに大きな10号玉、尺玉が上がってフィナーレだったんですが、今年も９時前にその尺玉も上がらず、ちょっと残念な思いをいたしましたので、質問として取り上げました。

答弁の中に新たな財源の確保とありますけど、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　まだ具体的に新たな財源というような部分というものはないんですが、これから実施に向けて探っていきたいということでございます。

○山内　政議長　８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　この２つの花火大会は、町がおのおのの実行委員会に助成をして、その中で実行委員会が予算書を組み、運営していくと。そして、結果、決算もするというような流れになっておるかと思います。

たていわの場合、令和５年度は360万の助成でしたが、令和６年、今年は10万減の350万、南郷は220万そのまま、町の助成がですね。回答はいいんですけども、南郷の祭りの収支予算書の中には寄附金という項目がありまして、予算は１人というか、１件当たり1,000円で掛ける

500ということで50万が予算化されております。これは、南郷まつりは大人、子供の仮装踊りがあって、個人の部、団体の部があって、そこに商品券として約二十七、八万ほど還元、それから50万の場合、７割ほど還元されるというような予算書になってございますが、たていわの場合は、町の助成のほかに各会社等、商店等からの協賛金、それからお店の出店料と町助成金で構成されております。

たていわには寄附という項目がなくて、南郷まつりは30年以来、そういった形を地域住民に理解をされた中で徴収されていたかと思います。新たな財源、今の答弁ですと、これから考えるということでありますが、舘岩地域の方にも南郷と同じように１戸当たり、金額はそれは寄附ですから個人様々なお考えもあると。これが受け入れられるかどうかは分かりませんけども、花火をより多く例年どおりの1,900、2,000発まではいかないにしても、今年の結果が1,200であったように、それが1,300、1,400、1,500となるには、少しでも多くの予算が組まれれば、実現ができるのではないかと。

ちなみに俗に言われる尺玉なんですが、これは10号玉という表現をするみたいですけども、例年10発上がっていたのが、今年は５発になりました。値段も５万8,000円だったものが７万7,000円に上がったと。それは花火屋さんからの見積りでありますけども、当然メインとなる15センチ、５号玉、それから30センチの10号玉の部分を縮小、大きく４割の減額となったからには、そういう部分を減らすしかなかったのであろうと思われるんですが、花火のメインであります、５号玉、10号玉というのは。

そういうところを寄附とか、あとは協賛各社の理解が得られるかどうか分からないんですけども、一番多い会社で10万円、それから少ない各商店さんで5,000円、あとは１万、２万、５万、様々100社以上ありますが、そういったところから協賛金を得て運営をされているわけですけども、そういうところに新たな財源、新たという表現が正しいかどうかは分かりませんが、実行委員会で足しげくお願いをして、少しでも予算が増えるように、これに対しての回答は結構です、私個人の思いですから。そのような取組を実行委員会のほうでされてはどうですかという提案です。

そして、今度、お聞きしたのが町の助成金を350万、今年出ましたが、これを増額されるお考えはありませんか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

今、来年度予算の編成時期に入っておりまして、今、総務課長査定をやっている時期でござ

います。全体の総枠もありますので、今、増額しますですとか、減額しますということをこの場で申し上げることはできませんので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○山内　政議長　８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　了解しました。

それでは、花火に関してはこれで終わりとさせていただきます。

続きまして、今度はたかつえカントリークラブの件ですが、さきに行われた議会初日の全員協議会において、たかつえカントリークラブの今後の方針が示されました。が、そこでは執行部の方と我々議員だけのやり取りであって、それが特別ユーチューブの配信ですとか、何らかの議会だよりですとか、そういったものには載りません。

あくまでもここの今、議場にいる人だけが知り得ることということで、多くの町民の方には何ら発信されていないわけですので、町のゴルフ場に関する方針は、その段階で存じ上げていたわけですけども、あえて一般質問として取り上げた経過は、本日ユーチューブでの配信もされておりますし、一般質問をすることによって、議会だよりにも掲載されます。そうすると、多くの気にかけていらっしゃるゴルフ愛好家、それから町民の方々にも広く知らしめることができるであろうという思いで質問をさせていただきました。

そこで、町有観光施設の今後の方針ということで、この前の全協の中で頂いた資料に６つほど企画を指定管理者へ提案しつつ、町としてアドバイス等をしていくというくだりがあるんですが、その中に指定管理料を５年間で段階的に削減し、ゼロを目指すという１項目がございます。差し当たって、あの協議会の中でも質問させていただいたんですが、取りあえずそのときの答弁は、まだ具体的な数字は決まっていないというお答えでした。あえてまたここで再度質問させていただきますが、じゃ、令和７年には、今、管理料が毎年2,160万出ておりますが、それをいかほど削減されるのか。もしお答えいただけるのであればお願いします。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

具体的な減額の計画といいますか、案はございません。あくまでも次期指定管理期間、例えば８年から12年までと５年間あるわけですが、最終年度の例えば12年までにはゼロに持っていきたいなというような望みで書いたものでございます。

一例で申し上げますと、例えば初年度は2,000万だったものを年間500万ずつ減らしていくのであれば、翌年度1,500万、1,000万、500万で最終年度がゼロになる。こういったことも一つ考

えられるのかなというようなことで、これはあくまでも私の案でございますけれど、具体的な年次計画というものは出来上がっていないという状況でございます。

○山内　政議長　８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　単純に2,160万、それを５で割ると平均として四百幾ら、それをいきなり来年500万だ、1,000万、じゃ、指定管理料を減らすぞ、残った中でやってねとお願いしても、単純に1,000万削減された場合、客単価を5,000としましょう、１人当たり。土曜、日曜のプレー料平均値、5,000から6,000なんですけど、取って1,000万といったときに、延べにして2,000人のお客様の数に値するわけです、単純に五二、十ですから。

2,000人増やすというのは、今、今年のゴルフ場の実績がどうだったか、入れ込み客数が何人だったかはちょっと把握しておりませんけど、大体例年ずっと8,500人から9,000人弱。今年は１万人を目指すという支配人とかみなみあいづの社長の言葉もあったんですが、実際それが実現されたかどうか、これは分からないですけど、その辺も今年の実績を加味されながら、あと来年の費用がどのぐらいになるのか。

カートナビというのは、ある会社の支援で整備されました。その辺の費用も見ていたのがかからなくなったとは思いますので、その辺ですね、１年目から極端な指定管理料の減額というのは、よく株式会社みなみあいづとお話をされ、みなみあいづがどのようにゴルフ場の運営に関して青写真というか、計画を持っているのか、加味されて指定管理料の削減には注意を払っていただきたいと。あまり一気にがんと落としちゃうと、もうあのゴルフ場自体がやっていけないことになると思いますので、その辺お聞きします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　株式会社みなみあいづとの関係ですが、中小企業診断協会のほうからの評価結果、これについて経営層の方と懇談する機会があって、評価的にはもう廃止ですよというようなお話を申し上げました。その中で、株式会社みなみあいづとしてどのように考えますかというふうに私のほうから問いかけをしたときに、一つは、夏場というか、グリーンシーズンの誘客の大切なアイテムであるというようなことで、会社としてこのゴルフ場をなくすということについては非常に困るというようなお話をいただきました。

一方で、先ほど議員からご紹介いただきましたように、令和５年度の予算ベースで2,160万ほどの指定管理料を入れております。町としてこれを出し続けながらゴルフ場を維持していくという、そういう状況ではありませんというお話をして、仮に指定管理料を減額という形でも会社としては受け入れますかというお話をしました。その中で、減額しながらもやっていきた

いということで、その場で幾らぐらいという話は当然まだできません。これからどういうふうにして節減をするのか、もしくはどういうふうにして誘客を図るのか。それは会社としてこれから積み上げて、我々との予算の最終的な積算、予算計上という形になってくると思います。

しかしながら、会社にはやっぱり利用者のために便宜を供与するというサービス事業者としての本当にやらなくてはいけないところ、そこにスポットを当てて、自ら努力するという意志を示していただきたいというようなことを申し上げておりますので、今後、株式会社みなみあいづのほうと打合せをしつつ、町としては、その減額幅をしっかり確保しながらやっていきたいと、このように考えているところです。

○山内　政議長　８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　了解しました。

ゴルフ場は差し当たって、当面の間、この素案の中にもあったんですが、平成17年11月30日付で東武鉄道株式会社との覚書の締結と。その中には、第三者に無償で譲渡並びに無償による貸付けは行わないというような条項もあるということから、当面は当施設は継続すべきという判断がされたわけです。

非常に私、ずっと夏場というか、何回かプレーをさせていただきましたが、多くの愛好家の方から本当に来年で令和７年のシーズンで終わっちゃうのと。タウンミーティングでは、令和８年の３月末で廃止と。それは方針であって決定ではないから、今後様々な流れ、動きがあると思うからというようなお返事しかその場ではできませんでした。結果として、当面当施設は継続するという判断が出されたわけで、そういう愛好家の方も取りあえずはほっとされているかと思います。

収益を例えば2,000人、3,000人いきなり増やせといっても、そう簡単ではございません。高齢者ばかりだし、主な収入は年金だということから、若い人たちのプレーヤーが入ってきて底辺が広がればいいと思うんですが、なかなかそういうこともままならない。それには収益が鳴かず飛ばず、そんなに増えないのであれば、費用の削減というようなことも視野に入れなければならない。

これから申し上げることは一つの事例としてお聞きいただきたいんですが、これは答弁もされなくて結構ですが、栃木県のあるゴルフ場では２年前に、これは民間経営なんですけど、やはりお客様が減って、コロナもあったでしょうし、経営が立ち行かなくなったと。プレーヤー、それから地域住民にいつ幾日をもって閉鎖しますよというふうにアプローチしたところ、いや、絶対残してくれというようなことで、じゃ、どうするのということで出した答えが、レストラ

ンなし、風呂なし、ロッカーなし。それから、行った順序に精算をして、ゴルフバッグの積み下ろしはお客さんがやると。

フロントはいますよ、それは何人かは働いていますけど、フロントに１人いて、朝、そこでお金を払って、もうそれで精算は終わりです。それで自分たちでカートに詰め込んで、あとバッグを積んでずっと行ってプレーをして、あと帰ってくると。それだけです。

日曜日にプレーしたんですけど、結構高かったですね、あのとき、9,500円という。それがたかつえカントリークラブに当てはまるかどうか分からないんだけども、取りあえずお風呂だけでも、あそこには500メーターかそのぐらいの距離の中に、アストリアホテルの脇に白樺の湯というのがありますので、そこにフロントで、お風呂は営業していないから無料入浴券を配って、利用するしないは、それはお客様自身ですから。

その入浴券がたまったら、しかるべきところに請求をするというようなことも一つの費用の、あそこは重油とボイラーとかある、水道料とか、結構それは分からないですけど、200日ぐらい営業するわけですから、そこを毎日たいたりなんかする。風呂なし日というのがあるんですが、そういうのを抜いても、どのぐらいの費用の削減になるか分からないんだけども、そういうのも数字的には。一挙にレストランをなくしたり、ロッカーもなくしたり、使えるのはトイレだけだよというのでは、ちょっといきなりあれかなとは思うんですが、そういったこともありではないかというふうに思います。

今、回答は結構ですと言ったけども、ちょっとお話を。

○山内　政議長　提案ということで、町長。

○渡部正義町長　ありがとうございます。

一つの経費節減の方法だというふうに私も思います。同様の話を株式会社の経営陣のほうにもお話ししてあります。とにかくやっぱり詰められるところを詰めて、そしてお客さんをどう獲得するのか。特に近隣自治体からの利用者も多いし、近隣自治体からは、あのたかつえのゴルフ場がなくなっちゃうと、うちも困るというようなお話をいただいていますので、やっぱりエリアとしてスポーツ施設を守っていく、健康づくりに資する施設を守っていくというような大きな役割も担っているというふうに思いますので、私からも近隣の首長さんのほうには、そういう利用促進の話を申し上げ、株式会社の経営陣の皆さんにもセールスに歩いていただいて、利用者の確保を続けていただきたい、このように思います。

また、たかつえカントリークラブのいいところは、夏場の涼しさだと思うんですね。栃木の本当に熱中症になるような時期でも、比較的安心してプレーができるというような、そういう

売りもあると思うんですね。その辺をしっかり企画の中で出して、来場者の確保に努めるというようなことも当然考えなくてはいけないと思うし、今後、株式会社みなみあいづとの打合せがまだまだありますので、今、川島議員から提案いただいたことも含めて、私のほうから投げかけをしてみたいと思います。

○山内　政議長　８番、川島進君。

○８番　川島　進議員　再度一般質問の繰り返しになりますが、郡内では１つしかないし、あと会津管内でも磐梯カントリークラブと２つしかありません。結構多くの高齢者が隣接町村、檜枝岐、三島、金山、昭和、それから遠くは私の知人でありますが、喜多方、若松等からも舘岩は安くていいと。栃木のほうに１時間半とか２時間かけて行くんなら、磐梯さんもちょっと高いとか、その人の言うことはですよ。ここに来るにも１時間半ぐらいで来られるから、利用しているんだと。20回程度お越しになった方もいらっしゃいます。

様々な地域からの利用者も数多くいらっしゃいますので、ぜひ今、町長のお話の中にありました株式会社みなみあいづとの今後のゴルフ場の運営をよくお話をしていただいて、いい形でゴルフ場が存続することを願いつつ、これで質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、８番、川島進君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　丸　山　陽　子　議員

○山内　政議長　次に、11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　議席番号11番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問をいたします。

はじめに、びわのかげ多目的競技場の整備について伺います。

びわのかげ多目的競技場の整備については、本年３月に全天候型競技場に整備するよう質問いたしました。全天候型競技場は、様々な気象条件下での使用に対応できるように、耐震性、耐熱性、耐衝撃性などに優れており、スポーツ競技に打ち込む人たちのためのグラウンド環境に適していると言われています。スポーツ競技に打ち込む皆さんにとって、グラウンドの整備はとても重要です。グラウンドの環境整備について、以下２点について伺います。

①３月議会の答弁では、財源の確保について調整しながら、びわのかげ公園内の施設整備計

画について検討していきたいとありました。全天候型競技場整備についての検討は進んでいますか。

②びわのかげ多目的競技場には、女性が着替えるための更衣室がありません。運動の前後に着替えができるよう女性用の更衣室の配備が必要と考えます。配備の考えについて伺います。

次に、子ども「ひろば」の開催について伺います。

議会では、11月25日に舘岩中学校の２年生、３年生による子ども議会を開催いたしました。子ども議会での皆さんの質問は、自分の住んでいる地域や町をよくしたいとの思いが伝わってまいりました。子どもたちの意見や要望を聞くための町長との対話の「ひろば」を定期的に開催してはと考えます。町の考えを伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　11番、丸山陽子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、びわのかげ多目的競技場の整備はに関する１点目、全天候型競技場整備についての検討は進んでいますかとのおただしでございますが、令和６年第１回定例会において、全天候型競技場への整備についてご質問をいただき、競技場改修にかかる経費が多額であるため、国の補助金や起債の活用、事業の平準化などによる財源確保について調整しながら、びわのかげ運動公園内の施設整備計画を検討していくと答弁をしたところであります。

その後、具体的な検討には至っておりませんが、現在、改修が必要な施設や設備などの再確認作業を進めているところであります。びわのかげ公園内施設の全体整備計画を進める上で、社会情勢の変化や利用者のニーズなどを踏まえた施設全体の最適化を図ることが重要と考えていることから、慎重に検討を進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、２点目の運動の前後に着替えができるよう女性用の更衣室の配備が必要と考えます。配備の考えはとのおただしでございますが、現在、競技場に女性用の更衣室は設置されておりませんが、多くは運動着のまま来場し、そのまま帰宅されるケースが大半を占めているのが現状であります。

これまで更衣室の設置に関する現場からの具体的な要望は受けておりませんが、女性利用者のニーズを踏まえた施設整備の必要性については理解をしております。具体的な整備につきましては、びわのかげ運動公園内の全体の整備計画の中で対応することも含め、整備の在り方を検討していきたいと、このように考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、子ども「ひろば」の開催について、子どもたちの意見や要望を聞くための町長との懇

談の「ひろば」を定期的に開催してはとのおただしをいただきました。

私は、町長就任以来、より幅広い層の住民の意見を町政に反映する必要があると考えており、新たな広聴事業として、動く町長室の名称で自ら現地に出向き、住民の皆様と懇談する機会を設けてまいりました。子どもたちの意見、要望は、町として新たな視点を得る貴重な声であると認識しており、これまで中学生の子どもたちを対象として、令和４年度に田島中学校、令和５年度に南会津中学校、そして今年度、荒海中学校でこの事業を実施しております。

議員おただしの「ひろば」につきましては、引き続きこの動く町長室の一環として、子どもたちの声を拾い上げていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　では、ただいま町長より答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

はじめに、びわのかげ多目的競技場の整備についての①全天候型競技場の整備について伺います。

全天候型競技場の整備については、具体的な検討に至っていないとのことですけれども、現在改修が必要な施設や設備などの再確認の作業を進めているということですけれども、その再確認の中に、全天候型競技場の整備については入っていますでしょうか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

もちろん新規に関わる施設でございますので、その部分も含めて検討しております。今現在ですと、指定管理をしております南会津町振興公社、こちらのほうからの改善の要望であったり、あとは利用者の声など、拾い上げたものは我々生涯学習課のほうに上がってきておりまして、それについて、また現場のほうの確認も含めて作業を進めていくところであります。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　ぜひ進めていっていただきたいと思います。全天候型競技場にするということは、公認記録を持つことができるというふうに聞いております。様々な大会にも出場できるというふうになっているそうです。公認記録を持つことで、陸上を志す子どもたちが走る意欲が生まれるというふうにも感じます。特に記録の向上だったり、走ることへの楽しさ

を形にするということも町としての大切な役目と考えますけれども、その点についてはいかがですか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

　今ほどの公認記録ということでございますが、やはり正式に指定を受けて公認を取った競技場というところでの競技になります。また、公認記録となりますと、審判の資格を持った役員がおって、風速であったり様々な測定をしたものを記録として認めるわけでございますので、全天候型競技場になったときには、それぞれ１種から５種とか種類がございますので、この町で必要な種別といいますか、そういった競技場にしていければなというふうに考えております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　11月に行われたふくしま駅伝に応援に行かせていただきました。そのときに沿道から頑張れと声をかけたときに、手を挙げて応えてくださったんですね、その生徒さんが。走った南会津の選手の方が手を挙げて応えてくれました。本当に疲れているはずなのに、手を挙げて応えてくれたことに私たち応援していたメンバーもすごく感動しました。

　本当にそういう走ることを、南会津を思って走っているんだと思いますけれども、でも子どもたちにとっては、きっと走ることが大好きなのではないかなというふうに、その子を見て感じたところであります。そういう選手の皆さんがやっぱり思う存分、練習とか競技ができるような体制を町としてつくっていくこと。また、未来の選手を育てる手助けをすることが、私たちの重要な役目ではないかなというふうに改めて感じますけれども、もう一度この点についていかがでしょうか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

　まず、ふくしま駅伝の応援につきましては、大変ありがとうございました。お忙しいところおいでいただきまして、選手もそれぞれ各区間に応援に入っていただいて、応援していただいたことを本当に感謝しております。結果として、昨年度の成績を上回りまして、敢闘賞ということで頂きました。これも皆様方の応援の成果があったものだと思っております。そういった子どもたちに、競技力向上だけではなくて、社会教育的な部分も含めて、これからも指導してまいりたいなというふうに思っております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　ぜひ一流の環境の中で、夢を持ってスポーツができるよう競技場の

整備を期待しています。

次に、びわのかげ多目的競技場に女性用の更衣室の設置についてを伺います。

現状から具体的な要望は受けていないということですけれども、以前、びわのかげ多目的競技場を利用した方からは、着替える場所があればいいなという声を伺ったことがあります。現在、着替えをするとき、高跳びの棒とか砲丸とか、あとスターティングブロックが入っている倉庫の中で着替えているということを聞きましたけれども、このような話は伺っていますか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えをいたします。

確かに女子選手が汗をかいて、特に秋口ですとか、こういった冷えるときはすぐに着替えが必要なところがございます。こういったときにつきましては、びわのかげ競技場の今、議員おっしゃられました用具倉庫があるんですが、そこに少しスペースがございます。そこに入っていただいてシャッターを閉めて、中で着替えをしてもいいというような対応も今のところしております。

あと競技大会なども開催されておりますが、小学校の大会や中学校の大会がございます。こういったときにつきましては、各学校でテントを準備をしたりしながら、その着替えの対応をしております。それとあと町で補助金を出して開催しておりますびわのかげの陸上大会、こちらにおきましては、野球場の更衣室、ロッカーを開放いたしまして、ウオーミングアップ場も野球場のグラウンドを使っておりますので、その流れで着替えができるというふうなことで、そういった取組も進めております。

また、指定管理を受けております南会津町振興公社、こちらのほうでも高齢者センターのほうの管理もしておりますので、お声がけいただければ、その中の空いているお部屋も用意できるということもおっしゃっておりましたので、そういったところを活用しながら、競技場の整備と合わせて整備できればなというふうな考え方を持っております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　今回、日中であれば何とか大丈夫なのかなというふうには思いますけれども、11月17日に行われたふくしま駅伝では、女子中学生が多く見受けられました。練習は９月から始まって、寒い時期を夕方７時過ぎまで練習していたと聞いています。９月から11月の夕方となると、本当に寒い時期でもあります。練習して汗をかいたまま帰宅では、風邪を引いてしまう心配などもあると思います。

着替えをする場所をしっかり整えることで、送り出す家族とか、また競技を指導する先輩の

方々も安心して見守れるのではないかなというふうに思っています。その点についてはいかがでしたか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えをいたします。

確かにその時期の練習後は、非常に体調管理も気になるところで、毎回のように着替えを持ってきていただいて、汗をかいたらすぐ着替えをして冷えないようにということで注意を促しながら練習をしておりました。そういったところもお声がけしながら、今ある施設を有効に活用しながら、そういう対応をしてまいりたいなと思っております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　本当に今回もびわのかげ公園内の施設の全体整備計画の中で対応することも含めて、整備の在り方を検討するということですので、女性用更衣室の整備についても、配備できる場所などの検討を含めて進めていっていただきたいと思います。

また、女性用だけでなく、きっと男性用も必要ではないかなというふうに思いますので、共に進めてはと思っています。競技場を利用する方々がやっぱり楽しく安心・安全で競技できるように整備を進められることを期待しております。

次に、子ども「ひろば」の開催について伺います。

現在、動く町長室の名称で住民の皆さんと懇談を実施しているとのことですけれども、これまで中学生の子どもたちと令和４年から毎年懇談を実施しているとありました。子どもたちからの声を聞いて、子どもの意見を取り入れたものというのは何かありますでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答えを申し上げます。

令和４年度に田島中学校にお邪魔した際、中学生との意見交換をしていろいろな提案をいただきました。特に都市的な機能、ファストフード店とかＴＳＵＴＡＹＡが欲しいとか、子どもならではの願いというものでお話をいただいたところです。

この動く町長室が終わって私が玄関を出ようとしたときに、女子生徒の方が私のところに来て、永田に住んでいるんですけど、スクールバスで通うのに冬期間は12月にならないと乗れないんです。暗くて怖いので、11月から動かしていただけませんかという話を私の元に駆け寄って、そういうふうな実情の訴えがございました。それまで私としては、そういう実態があるということを認識しておりませんでした。これが11月10日の時点の話です。

その後、田部集落のほうからも同様に地域の子どもたちが自転車で通学しているんだけども、

やっぱり11月になると暗くなるので、スクールバスの乗車の期間を１か月早めてもらえないかというような集落からの要望が出ました。

そんなことを踏まえて、翌年の９月補正予算だったと思うんですが、予算立てをして、令和５年度からのスクールバスの運行を１か月早めて対応したということでございます。これは永田、それから田部集落だけでなくて南会津町全域にということで、学校教育課のほうに指示をして対応したというのが、この動く町長室を通して一つ前進した内容でございます。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　きっとその生徒さんは本当にうれしかったかなというふうに感じます。子どもたちの意見というのは、本当に大人の考えを超えるものがたくさんあると思いますので、子どもの「ひろば」というか、これからも続けていかれると思いますけれども、ぜひ子どもたちの声も聞きながら実施して続けてもらいたいというふうに考えております。

また、今回議会でも開催した子ども議会の中で、様々な質問が出されましたので、少しここで紹介させていただきたいと思います。

学校の老朽化が進んでいるので改築をしてほしい。栃木県から舘岩、南会津を通り、山形まで横断できる道路を造ってほしい。南会津の人々がさらに安心・安全に生活するために、街灯の設置や防犯システムの強化をしてほしい。また、最先端技術を取り入れて、舘岩の発展、スマートシティ化をしてはどうかなど、生徒の本町を本当に思う思いが伝わってまいる意見でございました。このような声を聞く場所を定期的に開催することが大切と感じています。

中学生との懇談会を毎年１校ずつ実施しているようですけれども、これを毎年全中学校、１校ずつではなくて、その年は全区の中学校で実施してはというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

先ほど、子ども議会の中の取組をご紹介いただきました。私も新聞等で見ました。この日は、私は郡山市のほうに出張だったものですから、拝聴することはできなかったんですが、本当に子どもたち目線での町の課題なり、振興策についての提案があったのかなというふうに大変意義深い取組だったというふうに議会の皆さんにも敬意を表したいと思います。

それから、私が令和４年からやった中での出された意見を少し紹介をしたいと思います。

田島中学校からは、やっぱり高齢者の交通の便が悪いんじゃないですかとか、檜沢、荒海にもちゃんとしたお店が欲しいと。それから、ＴＳＵＴＡＹＡとかスタバが欲しい。通学路の街

路灯がちょっと暗くて怖いとか、あとは体育施設、こういったものの充実。こんなような意見が田島中学校からは出ております。

その後、翌年、南会津中学校に行ったときには、南郷トマト、地酒などのそういう特産品をもっとＰＲして、ユーチューブ、ショート動画で、んだべぇと一緒に情報発信をして、町を元気づけてくださいというような話。それから、屋内の競技施設の整備、自然を活用した遊べる場、川をテーマにしたテーマパークですね、川とかジップライン。あと星の郷ホテルの近くのスキー場での星空観察。こんなような地域にある魅力、そういったものを町としてもっともっと活用すべきでしょうという話がありました。

さらに荒海中学校に行ったときには、ここは学年ごとにテーマを持って町長に質問するというコーナーだったんですが、１学年については、ＳＮＳによる情報発信、こういったものを施設やイベントとコラボレーションさせて町をＰＲしてください。さらに２学年については、観光客を呼び込むため、または移住してもらうための取組を進めてください。南郷トマトを使ったイタリア料理店を誘致してはどうですかと、こういうふうな話がありました。

３学年は、災害についての質問でございまして、町としてどういう対策をしているのか。水害を防ぐ方法はどうなっているのか。子ども用のハザードマップをつくったらどうでしょうか。水位が分かる、場所の高さが分かるハザードマップ、自分たちが住んでいるところが標高何メートルとか、よくありますよね、都市部に行くと。そういったものをつくってはどうですかということで、やっぱり南会津町のことを子どもたちの目線で質問をして、我々としても今まで気がつかなかったことが多々あったのかなと、こういうふうに思います。

今ほど、各中学校全てやったらどうだというような提案をいただきましたが、これについてはちょっと持ち帰って検討することにしたいと思います。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　今まで学校単位でやってこられたということなんですけれども、学校単位でなくて、子どもたちが集まれる場所、やっぱり子ども「ひろば」をつくって、その場で懇談され、子どもたちが本当にいろんなところの子どもたちが集まって、子ども同士の交流もできるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　今現在、具体的な計画まで持っておりませんので、今日のところは丸山議員からの提案ということで受け止めさせていただきたいと思います。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　子どもたちは、いつか必ずこの町を巣立っていくときが来ます。また、地元に残る子どもたちもいます。どこにいても、子どもたちが自分の生まれ育った本町を思って、本町のよさを発信してもらえるような、たくさんの思い出をつくっていくことができたらなというふうに感じています。町長との対話は、子どもたちにとっていい思い出になると思います。さらに、自分の意見が町政に形として残ったとなったら、最高の思い出になると思います。

引き続き動く町長室の一環で実施していくということですので、ぜひその機会を子どもたちと懇談を通して、たくさんの思い出がつくられていくことを望んで終わります。

○山内　政議長　以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

10番、室井英雄議員にお諮りをします。

午後３時まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○１０番　室井英雄議員　はい。続けてください。

○山内　政議長　了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　室　井　英　雄　議員

○山内　政議長　次に、10番、室井英雄君の登壇を許します。

10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　議席番号10番、室井英雄でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

今回、皆様が日々口にする水道水に関しての質問になります。

「ＰＦＡＳ汚染」本町の水道水等は安全か

有害性が指摘されている化学物質ＰＦＡＳが各地の河川や水道水から検出されています。ＰＦＡＳとは、人工的に作られた有機フッ素化合物で１万種類以上あるとされています。水や油をはじきやすく熱に強い性質などから、食品の包装や衣類のはっ水加工、油火災などで使用する泡消火剤などに広く使用されてきました。

しかし、2000年頃からＰＦＡＳの一部に発がん性やコレステロールの値の上昇、免疫低下、

さらに生まれてくる子供の低出生体重など、様々な健康への悪影響が指摘されるようになりました。そのため、ＰＦＡＳの中でも、泡消火剤などに使われてきたＰＦＯＳやフッ素樹脂加工に使われてきたＰＦＯＡなどは国際的に規制され、日本でも既に製造や輸入などが原則禁止されていますが、近年、これが各地の河川や水道水から検出され問題になっています。

以下、質問いたします。

①ＰＦＡＳに対する町の認識は。

②環境省と国土交通省が共同で実施した水質検査の調査結果が先月末公開されましたが、本町は調査対象地域ではないのですか。

③対象外の場合、町独自で検査する考えはありますか。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　10番、室井英雄議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「ＰＦＡＳ汚染」本町の水道水等は安全かに関する１点目、ＰＦＡＳに対する町の認識はとのおただしでございますが、水道水については、ＰＦＡＳの中でも特に幅広い用途で使用されてきたＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが、水質管理上留意すべき事項として、水質管理目標設定項目に位置づけられております。健康被害に関する科学的知見が不足していることから、町といたしましては、国の動向を注視しながら情報収集していくべきものであると認識をしております。

現在、水道の水質基準には認定されておらず、検査の義務化はされておりませんが、本町では、本年７月に水道事業で使用している全ての水源の原水を検査いたしました。検査の結果、いずれの原水からもＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは検出されておりません。

次に、２点目、環境省と国土交通省が共同で実施した水質検査の調査結果が公表されましたが、本町は調査対象地域ではないのかというおただし、さらに３点目の対象外の場合、町独自で検査する考えはとのおただしをいただきました。関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

本町もこの調査対象となっており、本町で実施したＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する水質検査結果については、国に報告しており、公表されているところであります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　まず、１点だけ再質問いたします。

検査の結果、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは検出されませんでしたという答弁でありましたが、これは安全だと言い切ってよろしいのでしょうか。その点、お伺いいたします。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

原水から全て検出されませんでしたので、現時点では安全だと言い切っていいと思います。ただ一方で、テレビ等々報道でありますように、発生原因は分からないところが結構ありますので、発生原因とかのＰＦＡＳ。ですので、将来的にずっと安全かというのは、そこまでは言い切れないと思いますので、定期的に何年か置きですとか検査したりして、安全は確認していきたいというふうに考えております。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　今の課長の答弁を聞きまして、本来ここでこの質問は完結されてもいいのかなと考える次第でございますが、それではあまりにも皆様に対して失礼かなと思いまして、少しだけ再質問させていただきます。

今回この質問をした背景には、ほとんどの町民の方が、このＰＦＡＳに関して認識されていなかった、私が接した町民の方は、ほとんどの方が認識されていなかったということで、少数ではありましたが、やっぱり報道番組などを見て、町の水道水は安全なのかと尋ねられたこともありました。

今回の検査結果は、どのように町民に周知されたのかお伺いいたします。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　町のホームページで周知を行ったところでございます。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　ホームページで周知したということで、これはやっぱり一方的な周知方法だとは感じます。今回この質問をする理由の一つに、町民へ周知するという側面もあります。今回の定例会の一般質問を通じて、またこの後、発行される議会だよりを通じて、重ねて周知の一助になればと思い、今回この件に関して質問をしました。

一つ、2020年に国が定めたＰＦＯＳ、ＰＦＡＳの暫定目標値があります。この2020年に定められた年から、今回の調査に至るまでの間、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関しての検査は実施されたのかお伺いいたします。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

今回、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関しては、議員の質問にありましたとおり消火剤ですとか、そういったものの製品に使われるものだということで、我が町、河川の最上流部、水源の上流部にそういった工場がないということもあって、リスク自体はかなり低いだろうということで、今まで調査はしておりませんでした。ただ、近年の報道の状況を見ますと確証が持てなかったので、今回改めて検査をして、安全だということは確認したということでございます。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　今回の調査については、国の通達があったからということなんでしょうけども、まずさっき課長も言いましたが、今後も何年かに一度のペースで検査するというご発言がありましたが、今回12月３日の参議院で、石破首相がこのＰＦＡＳに関する内容の質問でこう答弁しております。「飲み水を経由して健康リスク低減を図ることが重要だと。今後、水道事業などに測定義務のある水質基準に引き上げることを含め、来年春をめどに方向性を取りまとめる。」という発言をされております。この発言に対してどのように思われるか、お聞きいたします。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

まず、今回本町でこの検査をしたというのは、今ほど申し上げたとおり、確証が持てなかったということで、国から調査があったのは、調査していますか、していませんか。していたら結果を教えてくださいね。していなかったら、何でしていないんですかという調査があったということで、国から調査してくださいねという何か依頼があってやったものではないということでございます。

今ほど、石破首相の発言があったと思うんですが、恐らく全国的なこの水道水の状況を考えると、水質検査の基準の中にこの項目が入ってくるというふうに予想しております。そうなれば、法定のもので毎年検査するようになりますので、より安全性は確認できるようになるのかなというふうに考えております。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　すみませんでした。課長との意思疎通がちょっとうまくいっていなかったものですから、今回通達による検査ではないと。疑わしいから検査したということだったとは思うんですが、関連する省庁のホームページを検索したときに南会津が見当たらなかったので、このような質問の仕方になってしまいました。

今後、ここで安全だということが明確になったので、最後に、毎日利用する水道水、安全であることが私たちの暮らしや社会の基盤だと考えております。今後も、安全な水道水の提供に努めていただくようお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、10番、室井英雄君の一般質問を終わります。

２番、芳賀正義議員にお諮りをします。

午後３時まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○２番　芳賀正義議員　はい。よろしいです。

○山内　政議長　了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◇　芳　賀　正　義　議員

○山内　政議長　次に、２番、芳賀正義君の登壇を許します。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　議席番号２番、芳賀正義。

通告書により、ただいまから一般質問を行います。

12月定例会、今年最後の質問となりますが、少しの間、時間をいただきたいと思います。

質問は３点になります。

１点目、令和７年度予算編成に当たる町長の考えは

新年度に向け、町民に関心と夢が持たれ、地域に活力となる予算編成の方針と政策を伺う中で、①３年目の第３次南会津町総合振興計画の執行状況と新年度の政策は。

②国は地方を成長の主役として地方創生を強力に掲げている、その取組は。

③地方創生、人口減少、観光施設評価など、難課題を組織改編と専門化で対処してはどうか。

２点目、町の自然と独自の文化を生かした宣伝活動は

これは本町のスキー場の存続など、厳しい状況の中でも、まだ南会津町のよさを生かした明るい話題の発信ができないかとの強い思いで質問をしています。町では、この１、２年の間で、藤生区の鋲山、高清水ひめさゆり群生地が「未来に残したい草原の里100選」に、南郷トマト生産組合加盟農家が安全性の国内認証「ＧＡＰ」取得、清酒の「ＧＩ」指定など、全国、県内規模で努力の成果が上げられています。まちおこしに非常に貢献されています。

そこで、伺います。これら一町では珍しい指定、取得の努力を総括し、より本町の特徴や魅力の高い情報を全国に発信してはどうか。

②ただいまのブランド品に加え、貴重な自然遺産、文化遺産とその保存継承を含め、総括的に発展する町の姿勢を遺産として、新たな発信の挑戦を考えてはどうか。

３点目、当町で水道水の高濃度ＰＦＡＳの危険性は。

最近、岡山県吉備中央町で発がん性が指摘される有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の高濃度を確認、福島市では同化合物の一つＰＦＯＳの検出と報道されています。本町での水道水の管理状況と安全性はどうか伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。回答は全て町長に求めます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　２番、芳賀正義議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、令和７年度予算編成の考えはに関する１点目、３年目の第３次南会津町総合振興計画の執行状況と新年度の政策はとのおただしでありますが、令和７年度で３年目となる第３次南会津総合振興計画については、中間年度、令和８年度と最終年度の令和12年度の目標値を設定し、その目標値の達成に向け様々な事業を実施しており、おおむね順調に執行できていると思います。

新年度の政策につきましては、令和６年４月に人口戦略会議から出された「地方自治体『持続可能性』分析レポート」の中で、2020年から2050年までの30年間で若年女性が50％以上減少する自治体が「消滅可能性自治体」とされ、本町もこれに位置づけられたことなどを踏まえ、消滅可能性自治体からの脱却を目指し、次世代に継承できるまちづくり、これを当初予算編成の基本方針とし、実現に向けた８つの重点施策を掲げ、現在、予算編成作業を進めているところであります。

８つの重点施策でありますが、１つ目は、結婚、子育て、就労機会の創出。

２つ目が、まちの魅力を高める地域活力の創出と郷土愛の醸成。

３つ目が、会津田島駅周辺を軸とした中心市街地の活性化。

４つ目が、強みを生かした次世代につなぐ農林業の推進。

５つ目が、町民の生活を守る安全・安心なまちづくり。

６つ目が、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進。

７つ目が、地球温暖化対策と循環型社会づくりに向けた取組の強化。

そして、８つ目が、公共施設の効率的な管理運営と将来を見据えた行財政改革であります。

最終的な予算案については、３月議会に提出することになりますが、第３次南会津町総合振興計画の５つの目標の柱の下、消滅可能性自治体から脱却し、将来にわたり、町民が安心して住み続けたいと思える町の実現に向け、職員一人一人が町の財政状況を再確認し、国・県補助金や地方債を有効に活用しながら社会経済情勢の変化や地域課題、多様化する新たな町民ニーズに対応した施策を実施できる予算を編成してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、２点目、国は地方を成長の主役として、地方創生を強力に掲げている。その取組はとのおただしでございますが、町といたしましては、まちづくりの最上位計画である南会津町総合振興計画を基本とし、その中でも人口減少対策に特化した計画として、令和元年度に第２期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生の交付金であるデジタル田園都市国家構想交付金などを活用しながら、人口減少の抑制に向けて様々な事業を実施しております。

なお、令和７年度からの計画となる第３期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、南会津町デジタル田園都市国家構想総合戦略として策定しているところであります。

一部報道によりますと、国では、地方創生の交付金を倍増させる方針を示し、新しい地方経済・生活環境創生交付金は使途の自由度が高いとの情報があります。現時点で詳しい情報は入ってきておりませんが、国の動向を注視し、国の交付金や制度を積極的に活用しながら、引き続き地方創生に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、３点目、地方創生、人口減少、観光施設評価など、難課題を組織改編と専門化で対処してはとのおただしでありますが、行政課題は常に変化しており、議員おただしのとおり、組織改編で行政課題に対応することも一つの手法であると認識しております。

一方で、常に変化する行政課題にその都度、組織改編で対応すれば、組織改編に係る事務量も増加することから、長期的な視点に立って行わなければならないものと認識をしております。

このことから、現時点では、南会津町課設置条例及び南会津町行政組織規則等の事務分掌に基づき所管課を決定し、関係課題に対応していきたいと考えております。

なお、重要な行政施策で２つ以上の課などが関係する場合には、南会津町重要施策プロジェクトチーム設置要綱により、現在の所属のまま職員によるプロジェクトチームを設置し、調査研究及び企画立案などを行う体制を整備していることから、必要に応じてプロジェクトチームの設置により、課題解決の方策を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町の自然と独自の文化を生かした宣伝活動はの１点目、一町では珍しく多くの指定、

取得の努力を総括し、より高い情報を発信してはとのおただしをいただきました。

本町では、近年、名誉ある認定、選定をいただいており、これらの情報は広報みなみあいづへの掲載をはじめ、インターネットを活用したホームページやＳＮＳでの掲載などで広く情報を発信しているところであります。現在の情報化社会では、ホームページとＳＮＳの両方を活用していくことが主流となっていると認識しておりますが、町といたしましては、内容を見極め、様々な広報媒体を活用しながら情報の発信に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、２点目の貴重な自然遺産、文化遺産とその保存継承を含め、総括的に発展する町の姿を遺産として新たな発信の挑戦を考えてはどうかとのおただしをいただきました。

議員おただしの遺産については、先人から引き継がれている伝統などが国や組織、団体等からの認証、認定を受けることで広く認められ、地域の誇りや魅力になるものと認識をしております。

一方で、認定などを受ける条件によっては、一定の制限や維持負担が求められることもあると想定されることから、内容を見極め、判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

３点目、本町での水道水の高濃度ＰＦＡＳの危険性はに関して、本町での水道水の管理状況と安全性はどうかとのおただしをいただきました。

さきの10番議員の一般質問でも答弁いたしましたが、本町では、本年７月に実施したＰＦＡＳの中でも、特に幅広い用途で使用されてきたＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて検査した結果、いずれの原水からも化合物は検出されず、現時点では、水道水の安全性が確保されているものと考えておりますので、ご理解をたまわりたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それでは、１点目について再質問をしたいと思います。

１点目の中で、おおむね順調であるという執行状況の報告がありました。中間としては令和８年度を中間、終わりには12年度というような目標値を進めてまいっているわけですが、ここ３年目に入るわけですけども、特に問題としている人口問題とか、若者の定着とか、職場の確保とか、その辺の観点から数多くありますので、この内容についての順調な中でもどのように進んでいるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

現在、令和６年度予算の途中でありまして、本年度の分については、まだ検証はされておりませんが、令和５年度までについては、目標値に向けて達成できる見込みであるというふうに評価をしているところでございます。

今後、令和７年度に向けて、今、予算を組み立てているところだとは考えておりますが、事業を進める上で様々な課題があって、それを改善しながら毎年毎年、各課において事業を進められているものだというふうに認識しておりますので、現在進めている中で、その振り返りに基づいて来年度の予算が組み立てられているというふうに考えております。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　非常に長期的な計画でもありますので、すぐ３年目だからどうこうというようなことでの説明はできないかもしれませんが、それこそ順調にいくようにひとつご努力をお願いしたいと思います。

あと、先ほど町長から答弁ありましたが、新年度に向けての８つの重点事項の政策を示していただきましたが、詳しく説明をしていただいて、ありがたく思っております。

それでは、②について再質問をしたいと思います。

②については、先ほど町長からも詳しく情報は入っていないということでの中でも、国の交付金や制度を積極的に活用して、引き続き地方創生に取り組むというような答弁があったわけですが、これから国では基本的な考えを年内に作成して、来年には今後10年間の基本構想をまとめる方向ということと、国では地方の様々なアイデアを施策とするというようなことで、地方からのというような考えが強い意向であるようであります。町としては、今から考えていなければならないということに、そこになってまいります。

そこで、私が思う町の課題としてなんですが、本町の町民の声は何かということで質問したいと思いますけれども、若者定着を根底として、子育ての支援目標にあるわけですが、それを含めて一つの案ではありますけども、一つは、町民の給料を上げるための捻出ということで、兼業支援を含めてひとつやっていただくということと、福利厚生の充実の支援、あと町民の負担を減らす方法、私も都会に前にいたことがあるんですが、田島地域の住居については非常にアパート代が高いんだというふうな話もありますが、それらに対すること。

それと当地方としては、生活の必需品としての車と、また車の燃料代というようなことがあります。それと冬期間の除雪代、それに暖房費ということで、また都会と違う、雪の降らない

地域とは違う非常に大きな問題を抱えていて、それらの大きな出費が多いわけです。

その辺を重点的に考えていただいて、この今回これから示される地方創生の事業に必ずここに盛り込んで、より生活がよくなるように、また若者も助かるような支援の地方創生の活動の仕方を一つ考えていけば、南会津もよくなるのかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

現在、まだこの新しい交付金については、詳しい内容が示されていないところでございますが、今までの例を申し上げますと、現在やっている事業の単なる財源の振替はなしだということはありました。そこは同じなんだろうなというふうには考えております。

先ほど私が答弁いたしましたが、事業を進める中で様々な課題があって、その課題解決のためにこれから示されるこの交付金の条件に合うようであれば、それはこの交付金を使うことは有効かなというふうに考えておりますので、それは再度申し上げますが、この新たな交付金の詳細が分かり次第、精査していきたいというふうに考えております。各課のほうに情報共有しながら、こういった有利な財源を活用できるよう進めていけたらなというふうに思いますので、ご理解願います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私からもお答え申し上げます。

議員が今回ご質問されている国の新たな動き、これについては我々も非常に注視をしております。手元に石破首相が誕生したときの基本的な考え方というようなニュースも手元に置いておりますけども、日々、政権の中の調整があって、なかなか難しいんだろうというふうに考えております。我々としてもアンテナを高く張って、そういったものをいち早くキャッチするとともに、財政の面から各課に該当する事業のアイデア出し、候補の選択というものを随時やっておりますので、国が示す今回の地方創生の新たな取組については、町の活性化に向けて有効に使えるようにしっかり情報を取り入れながら検討を進めていきたいと、このように思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　本当にほかの事業とか、それらの優先だけでなくて、やはり生活がよくなるように、どうぞ前向きな考えをしていただきたいというふうに思います。

それでは、③について伺います。

先ほど、組織再編と専門化で対処してはどうかということでありますが、それは課の設置条

例とか規則というのがありまして、あと２つにわたる課の場合はプロジェクトチームというようなことでの対応をしているということでありますが、具体的な中で、この前、山形県の西川町というようなことでは、かせぐ課というようなことで、交付税とかそういうものを積極的に活用して稼いでいくんだというような、ちょっと変わったような名前の課もありますが、それは一つの例であり、いろんな課があると思いますが、それぞれの課の所管といいますか、それぞれ課の中でも非常に重くなっている仕事の関係とか、そういうこともあると思いますので、それらの調整をしたり、また新たな、先ほどもありましたが、行政課題は常に変化しているということの、このとおりですので、それに合ったような形で改編していってはどうかというようなことと、あと移住定住の相談センターとか、観光施設の評価に係る今回の問題でありますそれらの相談センターとか、その辺の設立をして、町民が不安視したり心配をしているところの解消に努めるというふうなことで、積極的な組織の改編案によって、その取組が町民に伝わる。

すごくすばらしいことに動いているなというようなことになってくるのかなというふうに考えて、これをお話ししておりますけども、何か沈んだような町政というようなことで、皆さん受けていますので、その辺でちょっと改革してはどうかというようなことを併せて考えているものですから、そのような内容で質問いたしましたが、この件について返答をお願いしたいと思います。

○山内　政議長　副町長。

○佐藤一範副町長　お答えいたします。

組織の改編につきましては、今ほど答弁させていただきましたとおり、新たに課題が出てきたときに、それに合わせて組織改編をそのたびにするというふうになりますと、その都度、改編をしなくてはいけないということになりまして、なかなかタイムリーに対応できなくなるというような側面もあろうかと思います。

一方で、今、議員おただしのとおり、その業務に特化したような例えば相談センターであるとか、町民の方に伝わるような組織の在り方というのは大事だろうというふうに思っておりますので、当面は今ある組織の中で、当然一つの課で完結しない業務も多く出てきているようなところでございますので、そういった課をまたぐような業務については、各課での連携をさらに強化しながら、また町民の方にも伝わりやすいような組織の在り方というところの情報発信をしながら行政運営をしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　これからいろいろな情勢がまた変わってまいります。すぐとは言わないですが、１年、２年かけてでも組織をつくって、またやりやすい行政を担っていくということで、それらに努めていただきたいというふうに、それらを考えていただきたいということで終わりたいと思います。

○山内　政議長　副町長。

○佐藤一範副町長　お答えいたします。

今ある組織をずっと変えないということではないので、そこは誤解のないようにお願いをしたいと思いますけれども、その中で長期的に対応しなければいけない課題ということで、町のほうとして認識しましたらば、それにつきましては、組織の改編をいたしまして、きちんと対応できる、そういう組織をつくっていきたいというふうに思っております。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　了解しました。

それでは、２点目の①について進めようと思います。

皆さんの努力が評価されまして、いろんな分野で成果を残してまちおこしにもつながって貢献されているわけでありますが、それぞれ強力に発信しているとは思うんですが、先ほど答弁の中にインターネット、町のホームページ、ＳＮＳとかということであったんですが、その発信はしているんですけども、その効果と今後の発信の仕方を考えていくとか、そういうような考えはどうか、伺いたいと思います。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

これまでも情報発信については様々な議員の皆さんからご意見、ご提案いただいたところでございます。それらを含めまして、情報発信の在り方というものは考えていかなければならないんだろうというふうに思っております。

対象を誰にするかによって、ホームページだけではなくて、紙での広報というのも必要な場合もありますでしょうし、単にホームページだけではない、そういった情報発信の道具を使って進めることは必要だというふうに考えておりますので、現在、まだ十分とは考えておりませんので、今後も試行錯誤しながらになりますが、情報発信の在り方については、検討しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それでは、一つあと②について進めたいと思いますが、②については、

１の成果ということで、ただいまの成果、ブランド化したものがここにあるわけですが、当町に数多くある文化財、祇園祭等、あと自然、それらを含めた自然、文化の遺産というのが多く継承されております。その数は非常に合併という、前の町村それぞれいい特徴的な重要な有形、無形のものが残されているわけでありますが、その数とその内容は非常にほかに誇れるものがたくさんあると見ております。

そこで、答弁によって認定については一定の制限、一時負担を求められるということでありますが、今の日本遺産の内容も非常に多種多様といいますか、その選考内容も多様化しています。そこで、これもそうですが、即日本遺産というまでにはいかなくても、今からでも整理しながら、あくまでも整理しながら準備して進めていって、本町での明るい夢実現に向けた政策も大切かなというふうに思って質問しておりますので、その点いかがでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、いわゆる議員おっしゃられる遺産というものの制度であったりの内容を見極めた上で、判断してまいりたいと現段階では思っておりますので、ご理解願います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　私も今年、本当に福島県会津で日本遺産のフェスティバルがありまして、各地区を見て回り、聞いて回りました。いろんな遺産がありまして、町だけでなく、南会津郡とか県とか３県とか、いろんなところに行き渡って、それぞれ今は変わったような遺産の仕方があります。

ですから、南会津にはいいものがありますから、それぞれいいものを集めてもいいし、またその中で同じ類似したものの遺産をまとめるとか、そういうような方法がありますので、その辺をよく研究、調査されて、それで進めて少しでもいいですから、これ自体はもう４、５年もかかることがありますから、その辺に前向きにひとつ進めてもらえればなと思いますが、いかがですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　２番議員、ちょっと確認したいんですが、この遺産というのは、国なりそれぞれの指定機関が定める遺産ということで受け取ってよろしいんですか。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　そのとおりです。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　全体的なお話としてはよく理解できるんですが、例えば芳賀議員として、この部分はこの遺産で挑戦したらどうかというような何か提案はありますか。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　例えば酒のＧＩの関係とかということがあるんですが、なかなか南会津としての目玉は弱いということで、それぞれの分野についてはなかなか弱くて厳しいということがあるんですが、その全体像を見た中での遺産とか、自然遺産とか、そういうものを含めたものを考えていってはどうかということで質問をしているわけであります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　例えば日本遺産の登録に向けて動いたらどうかというような、そういうふうな方向性というか、我々もどの遺産を目指して、例えば議員が考えていらっしゃるのかちょっと分からないので、議員が今お持ちであればということでお伺いしました。

　特にそういうことではなくて、町としていろんな遺産を広い視点に立って見詰めて、その中で該当するものがあれば、手を挙げて町の魅力として使ったらどうかというような受け止め方でよろしいでしょうか。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　模索の状態でありますが、それで今からでも準備していただきたいということであります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　２番議員の提案の趣旨が分かりましたので、しっかりどういったものが可能性があるのか、日々、情報収集に努めたいと思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それでは、３点目に入ります。

　最後ですけども、当町で水道水の高濃度ＰＦＡＳの危険性ということでありますが、これは10番議員も質問されておりますので、また別の角度で質問したいと思います。

　それで質問しますが、水道水ということで話は先ほどあったわけですが、まず河川関係、それと浄水場が３か所あるというようなことで話を聞いておりますが、それらの検査はどうなのか、まずお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えします。

本町で調査いたしましたのは水道に関する部分でございまして、表流水、川の水を水道に使っている部分についてはその川の水、それから浄水場に関しては、浄水場に入る前の水、こちらについては、全て検査をして検出されていないということでございます。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　ほかでは汚泥の中での汚泥を利用した肥料の中に入っていたとか、使用済みの活性炭から出ていたとかということで出ているんですが、その辺の検査はどうなんでしょうか。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えします。

汚泥についてはまだ検査してございません。それから活性炭から出たというお話をいただきましたが、あれにつきましては、フッ素化合物を恐らく除去するために活性炭を使用して、その吸着した活性炭を大型土のうに入れて屋外に放置して、野積みにしてあったのが割れて、そこから地下水に漏れたものということでございまして、本町においてその活性炭でＰＦＡＳを除去したということはございませんので、そうした検査はしておりません。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それでは、浄水場の関係については今後予定とかはどうなんでしょうか。浄水場に入る入り口での水質を調査したということですか。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　そのとおりでございます。浄水場に入る原水、こちらを調査して入っていないということになれば、浄水する前に入っていなければ、浄水した後も入ってきませんし、蛇口からも出てこないということでございます。

〔「はい、了解しました。それでは、最後になりますが……」と言う者あり〕

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

指名されてから発言してください。

○２番　芳賀正義議員　はい。

それでは、最後になりますが、先ほどホームページでその結果、水質検査をしたと発表したということなんですが、ホームページの関係でよく詳しい人はいいかもしれませんが、特にご老人の方とかも心配する点がこの件に多いんです。ですから、その結果はお知らせで知らせるとか、そういうような周知の方法はないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えします。

　周知の仕方に関しては、いろんな手段があると思われますが、今回に至っては出ていなかったということもありまして、改めて出ていませんでしたというのを広く周知するのもいかがなものかとちょっと考えたのもありまして、ホームページで周知するにとどまっております。ただ本議会におきまして、２人の議員さんからご質問いただいて、これが議会だよりに掲載されるということで、私といたしましては、非常にこちらのほうで周知というのがされるということでありがたく思っております。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　分かりました。議会だよりが出てくるわけですが、それよりはお知らせ版のほうがいいのかなと思うんですけども、あくまで議会での質疑応答ということになりますので、お知らせ版には載せる予定はないんですか。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

　ちょっと今のところそういった考えは持っておりませんで、ちょっと持ち帰って考えさせていただきたいなというふうに思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　了解しました。

　以上で、全ての一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、２番、芳賀正義君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○山内　政議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

　本日はこれにて散会します。

　明20日は、午前10時から開議し、議案審議を行います。

　ご苦労さまでした。

散会　午後　２時５４分

令 和 6 年 第 4 回 南 会 津 町 議 会 定 例 会　 第 4 日

議　事　日　程　（第４号）

令和６年１２月２０日（金曜日）午前１０時開議

日程第　1	報告第　１２号	専決処分の報告について
	専決第　１５号	工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業　町道高杖原線舗装工事）
	専決第　１６号	工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業　町営住宅会下団地１号棟改修　建築主体工事）
	専決第　１７号	工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業下山橋補修工事）
日程第　2	議案第　９９号	専決処分について
	専決第　１８号	令和６年度南会津町一般会計補正予算（第４号）
日程第　3	議案第１００号	南会津町犯罪被害者等支援条例
日程第　4	議案第１０１号	南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例
日程第　5	議案第１０２号	南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　6	議案第１０３号	南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第　7	議案第１０４号	南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約
日程第　8	議案第１０５号	南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約
日程第　9	議案第１０６号	南会津地方環境衛生組合の解散について
日程第１０	議案第１０７号	南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分について
日程第１１	議案第１０８号	字の区域の変更について
日程第１２	議案第１０９号	町道路線の廃止について
日程第１３	議案第１１０号	町道路線の認定について
日程第１４	議案第１１１号	財産の取得の追認について（平成２７年度使用小学校教師用教科書、指導書及び指導資料の購入契約）
日程第１５	議案第１１２号	財産の取得の追認について（令和２年度使用小学校教師用教科書、指導書及び指導資料の購入契約）

日程第１６　議案第１１３号　財産の取得の追認について（令和６年度使用小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書の購入契約）

日程第１７　議案第１１４号　財産の取得の追認について（令和６年度使用小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書の購入契約）

日程第１８　委員会提出議案第４号　南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第１９　議案第１１５号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第５号）

日程第２０　議案第１１６号　令和６年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第２１　議案第１１７号　令和６年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第２２　議案第１１８号　令和６年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第２３　議案第１１９号　令和６年度南会津町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第２４　議案第１２０号　令和６年度南会津町下水道事業会計補正予算（第２号）

追加日程第１　議員派遣の件について

追加日程第２　閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒井幸司　議員	２番	芳賀正義　議員
３番	湯田剛正　議員	４番	星　和孝　議員
５番	古川　晃　議員	６番	渡部裕太　議員
７番	森　秀一　議員	８番	川島　進　議員
９番	湯田芳博　議員	１０番	室井英雄　議員
１１番	丸山陽子　議員	１２番	楠　正次　議員
１３番	湯田　哲　議員	１４番	高野精一　議員
１５番	渡部訓正　議員	１６番	山内　政　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡辺健二	会計室長
渡部秀介	商工観光課長	湯田賢史	健康福祉課長
鈴木秀和	住民生活課長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	室井利和	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	橘昭	農林課長
芳賀隆徳	農業委員会農地管理振興係長	渡部さつき	税務課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が３回を超えることを許し、同規則第56条第１項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、または、その範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎発言の申出

○山内　政議長　ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長　皆さん、おはようございます。

昨日の一般質問登壇順序12番、議席番号２番、芳賀正義議員の一般質問の答弁に誤りがありましたので、おわびをして訂正をいたします。

大項目の１点目、令和７年度予算編成の考えはの小項目３点目、地方創生、人口減少、観光施設評価など難課題を組織改編と専門化で対処してはとの答弁の中で、南会津町重要施策プロジェクトチーム設置規程と申し上げるところ、南会津町重要施策プロジェクトチーム設置要綱

と申し上げました。設置規程が正しい表現でございまして、これを南会津町重要施策プロジェクトチーム設置規程と、このように訂正をさせていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

○山内　政議長　ただいまの町長からの説明のとおり、昨日の２番、芳賀正義君への答弁の一部を訂正しますので、ご了承願います。

次に、総務課長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○月田　啓総務課長　おはようございます。総務課長の月田です。

既に配付をしております令和６年第４回議会定例会の配付資料の一部に誤りがありました。修正箇所につきまして、ご説明をさせていただきますので、申し訳ございませんが、修正をお願いしたいと思います。

修正を要する資料につきましては、議案書及び一般行政報告書となります。なお、正誤表を事前に配付させていただいておりますので、併せてご確認をお願いしたいと思います。

まず、議案書のほうをご準備いただきたいと思います。

議案書につきましては、２か所訂正がございます。

はじめに、議案第115号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第５号）になります。

一般補正（第５号）の17ページをお開きいただきたいと思います。

２款総務費、１項総務管理費、11目交通対策費、３節職員手当等の説明欄になります。説明欄、自家用有償旅客運送事業、会計年度任用職員勤勉手当の次ですが、（減額）となっておりますが、こちらを（追加）と訂正をお願いいたします。

次に、同じく一般補正の24ページでございます。24ページをお開きいただきたいと思います。

６款農林水産業費、２項林業費、１目林業総務費、４節共済費の説明欄になります。説明欄、会計年度任用職員共済組合納付金（減額）となっておりますが、こちら、会計年度任用職員を一般職に訂正をお願いいたします。

続きまして、別冊で配付しております一般行政報告書をご用意いただきたいと思います。

一般行政報告書の最終ページ、６ページでございます。

６ページの別表６（伊南総合支所）の表になります。この表の上から４列目、町道久川２号線外舗装工事の進捗率、この一番右の欄になりますが、こちら、90とございますのを100に訂正をお願いいたします。

以上の修正箇所でございます。お手数をおかけしますが、修正のほどよろしくお願い申し上

げます。

以上でございます。

○山内　政議長　ただいまの総務課長説明及びお手元に配付の正誤表のとおり、議案書等の一部を訂正しますので、ご了承願います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎報告第１２号の質疑

○山内　政議長　日程第１、報告第12号　専決処分の報告について。

専決第15号　工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業　町道高杖原線舗装工事）、専決第16号　工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業　町営住宅会下団地１号棟改修　建築主体工事）、専決第17号　工事請負契約の一部変更について（道路メンテナンス事業　下山橋補修工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、専決第15号と第17号について質疑をさせていただきます。

金額は28万1,600円の追加ということでありますが、工事の内容について、前に殻の発生が設計より多かったというようなことを聞いたんですけど、この殻というのは何を指すのか。そして、その設計とは今まで敷いてあったものの厚みのことを言うのか。そこのところをちょっと詳細に説明を願います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

今回の町道高杖原線の舗装工事につきましては、アスファルト舗装の打ち替えということでございまして、アスファルト舗装の厚みのところが当初５センチということで計画をしてございましたが、全体を測りましたところ5.3センチということで、0.3センチ分厚くなってございます。そちらに伴いまして、アスファルトの処分の殻のほうが分量として多くなったというところでございます。

以上でございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　とすると、その３ミリ分が予定よりも多くなったと。その運搬に係る費用がこの金額になったということなんですか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

議員おただしのとおり、産業廃棄物の処理の運搬費分と処理分ということにより併せて２つの部分で主に増加ということになってございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　専決15号については、了解いたしました。

専決17号について、これも金額的にはそれほど大きなものではありませんが、この工事内容について伺いたいと思います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

こちらにつきましては、南郷の下山橋、和泉田と下山に架かる橋の工事でございまして、そちらの橋梁の補修工事ということでございます。

こちらの橋梁補修につきましては、塗装の延長工事、塗装の塗り替えの工事と、それと伴いまして舗装の敷設替えということで、こちらの２つの部分がメインの工事となってございます。

まず、塗装につきましてはＰＣＢということで、ＰＣＢの塗料が入っているということがございまして、こちらは令和８年度までに法律上撤去しなきゃいけないということで、こちらの分の撤去の工事。さらには、舗装の部分のところが経年劣化いたしまして舗装が傷んでいるということで、こちらの舗装の部分の打ち替え工事ということになってございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　その塗装の際に下部の塗り替えとかということがあったのかなと。吊り足場というか、そういうものが必要になったとかというような話を聞いたんですが、それは関わりないんですか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

橋の高欄の部分と床版の部分に対しまして、そちらの一部強度を保つための増強工事をしてございます。そちらに係ります仮設のための吊り足場というのを設置してございます。そちらにつきまして、一部当初計画をしていなかったところが施工上どうしても必要だということで、そちらのほうについて追加をさせていただいているところもございます。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　これで質疑を終わります。

以上で報告第１２号　専決処分の報告についてを終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第９９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第２、議案第99号　専決処分について。

専決第18号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１００号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第３、議案第100号　南会津町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　犯罪被害者等給付金制度というのは、これまで国の法律で定められて運用されていたというふうに思います。

そこに新たに各市町村で条例を制定するということの意味合いというか、これまでもその支援法という法律があって、そこの運用は各自治体でしてきたのかなというふうに感じているんですけど、今回条例化することによって、その中身どのように変わってくるのか。関わりというか、そこを説明いただきたいと思います。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

まず、今回の新規条例としての制定の目的なんですけれども、まず初めに、福島県のほうで同じように犯罪被害者等支援条例がまず制定されまして、県内の各市町村に条例の制定を求められていたというのがまず一つございます。

あと、最近の犯罪の広域化、複雑化に対する町としての方向性、支援ですね。そういったものをまず定める必要があるというのがもう一つございます。

あと、もう１点につきましては、これ全国的な傾向としまして、こういった犯罪が起きた場合に加害者に対する例えば社会復帰であったり、そういった支援は公的なものとしてあるんですけれども、被害者へのサポートがちょっと不十分であるというような状況がございます。

こういったことも総合的に判断しまして、町のほうとして、まず条例を制定しようということで今回提案させていただいたところでございます。

なお、今、議員のおただしのように、国のほうでは給付金の制度というのは確かにございます。今回条例ですので、こちらにつきましては、町としてこれから目指していくもの、取り組んでいくもの。そして、被害者の方にどういった形で支援していくのかということが全体的な方向性として、まず明文化されております。

こちらの具体的な町からの給付金の中身についてですけれども、ちょっと申し上げたいと思いますが、まずはじめに、犯罪により亡くなった方の遺族の方につきましては、遺族見舞金ということで60万円支給するということでございます。

もう一つは、重傷病見舞金ということで、これは犯罪によって大きなけがを負った方につき

ましては30万円、そして見舞金に該当した方の中で、これまで住んでいたところに居住することがちょっと困難になる場合、よそにちょっと引っ越さなければならなくなったという方につきましては、転居費用の助成金ということで20万円支給するというものでございます。

支給の給付金につきましては、これは町と福島県とで支援するというもので、それぞれの負担割合については、県と町で半分ずつ負担するというものでございます。

以上です。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　分かりました。大変いいことだなというふうに思いましたけども、遺族に対して、生計の主たる人が亡くなったときに、遺族は子供であったり、孫であったり、祖父母であったりとかということがあると思うんですけども、そこには60万円ということですけど、これらの、また大きなけがをした場合は30万円だと。それらのことは、今後、要綱等で県と市町村で２分の１ずつというような大枠の話はありましたけど、中身が明文化するためには要綱等で定めると思いますけれど、ということでよろしいですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

議員おただしのように、具体的なその事務処理要領であったり、給付金の中身等につきましては要綱で定めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　第２条の（８）という一番下の欄に、関係機関ということで、「国、福島県その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。」という文がありますけど、犯罪被害者支援ネットワークという、これは南会津地区で町村会の会長さんであられる方と警察署長が顧問になって会が動いております。

なお、この関係機関というのは、これも指すんだと思うんですけど、今後のこれらとの関連性というのは、具体的にはどういうようなことが考えられるのか、伺いたいと思います。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

今、議員のほうからお話がありました被害者支援センター、こちらにつきましては福島県のほうの支援の組織ということで、現在もこちらのほう設置されているところでございます。

実際、町とこの支援センターとの具体的な関わりについてというようなおただしだと思いま

すけれども、例えばですけれども、町のほうでこういった該当する方がいた場合に、なかなか例えば役場の窓口であったり、そういったところにはなかなか相談しづらいケースもあろうかと思います。

もしかしたら例えば町のほうに、こういった支援の制度に関する相談がもしあったとした場合に、町のほうとして案内できる部分もあるでしょうし、あとは被害に遭われた方のメンタルのケアであったりそういった部分について、なかなか町とか警察でもなかなか支援が行き届かない部分もあろうかと思います。

そういった場合につきましては、今お話のありました被害者支援センターのほうにこういった相談の機関があって、同じような境遇に遭われている方がいらっしゃるのでということで、そういった形で、町のほうから案内をさせていただくなりの案内というか、支援のほうを町のほうでできるかなというふうには想定しているところでございます。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１０１号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第４、議案第101号　南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１０２号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第５、議案第102号　南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１０３号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第６、議案第103号　南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１０４号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第７、議案第104号　南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

９番、湯田芳博君。

討論は、原案に反対という意味でよろしいですか。

○９番　湯田芳博議員　はい。よろしいですか。

○山内　政議長　原案に反対の発言を許します。

○９番　湯田芳博議員　私は、本議案に反対の立場から討論をするものであります。

本議案は、南会津地方環境衛生組合の事務部局、これを南会津地方広域市町村圏組合に編入統合するものでありますが、その実情は、一元化の名の下に人件費の圧縮を図り、事業執行における組織の弱体化を目指すことがうかがい取れます。

当町及び南会津地方の各町村は水源地に位置し、国が環境政策目標と掲げる脱炭素社会の構築に最もふさわしく、またアピール効果が大きい環境条件を備えているものと確信をしているところであります。今や温暖化を原因とする気候変動は世界各国、各地域で甚大な気象災害をもたらしております。

私は、このような時代の重厚な使命として、南会津地方環境衛生組合は事務局部門、特に将来ビジョン策定に向けた企画立案担当部署を新設し、現場主導による新たな環境関連産業の創生となる取組を急ぎ進めるべき、このように考え、組織弱体化への本議案は容認できません。

これまでのごみ焼却一辺倒の業務から早く脱却し、森林林業と農業が連結する産業構造をつくり出すための組織イノベーションを図り、循環経済の確立を進め、雇用機会の拡大とともに国家的課題を解決するための方策でもあるＪ－クレジット制度等を取り入れながら、全国のモデルとなるよう新しい地方の力、これを示す大いなるチャンスのとき、このように捉えておりますので、反対の表明とするものであります。

○山内　政議長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　ただいま議題となりました南会津地方衛生組合の解散に伴う、広域市町村圏組合規約の変更に関しましては、南会津地方の人口の減少、それに伴い事務の効率化及び業務の合理化に資するものと認識をしております。

これまで衛生組合と広域市町村圏組合の現状と今後の方針などを管理者が本町議会にも赴き、丁寧に進捗状況の報告、そして説明をいただき、私は速やかに統合すべきものと考え、賛成をいたします。

いまだ迷いのある議員もあるかもしれませんが、ぜひとも賛成してくださるようお願いを申し上げさせていただき、賛成討論といたします。

終わります。

○山内　政議長　ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内　政議長　これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決します。

議案第104号　南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立多数です。

よって、議案第104号　南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第１０５号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第８、議案第105号　南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私は、本議案に反対の立場から討論するものであります。

先ほど議案第104号で反対する趣旨について申し述べましたが、その趣旨と同様に本議案にも反対を表明するものであります。

以上です。

○山内　政議長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　私も先ほど104号で申し上げた内容の理由から、本案に賛成をいたします。

○山内　政議長　ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内　政議長　これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決します。

議案第105号　南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立多数です。

よって、議案第105号　南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約は原案のとおり

可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１０６号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第９、議案第106号　南会津地方環境衛生組合の解散についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私は、本議案に反対の立場から討論するものでありますが、討論の内容については、議案第104号でしっかりと表明をさせていただいたので、そのとおりお受け止めをいただきたい。したがって、改めて反対を表明いたします。

以上です。

○山内　政議長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　私も、先ほど104号の中で賛成の趣旨は説明しております。それと同様の考えから、本案には賛成をいたします。

○山内　政議長　ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内　政議長　これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決します。

議案第106号　南会津地方環境衛生組合の解散についてを原案のとおり決定することに賛成

の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立多数です。

よって、議案第106号　南会津地方環境衛生組合の解散については原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１０７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第10、議案第107号　南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１０８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第11、議案第108号　字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第１０９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第12、議案第109号　町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１１０号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第13、議案第110号　町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１１１号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第14、議案第111号　財産の取得の追認について（平成27年度使用小学校教師用教科書、指導書及び指導資料の購入契約）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　追認という議案がこれまでで初めてということで、まず内容ではなくて、この追認という議案が地方自治法上どういった取扱いになるのか、ご説明願います。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

今回この案件を出す際に町の顧問弁護士、さらには県の町村会のほうにご相談をさせていただきました。

今回の契約につきましては、町が越権行為で行った契約というふうな判断になるそうでございます。その上で、手続上、今現在は瑕疵はあるんですけど、契約そのものは有効であるというような判断だそうです。

そういったことから、この追認がどうなるかといいますと、追認をされれば過去に遡ってこの契約が有効になるというような判断が行政判例の中でありまして、それに基づいて今回、追認という議案で出させていただいたというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　追認されれば、遡って有効ということなんですが、仮に否決された場合というのは、どのようなことが予想されるでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

万が一議決、議会で否決されたとしましても、その契約はそのまま有効性が残るというような判例でございました。この瑕疵のある契約につきまして、否決された場合には、その瑕疵の

ある契約がそのまま延々と残ってしまうというような判断になるそうでございます。

以上です。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　教科書、教員の使うものは４年に一度改訂が行われ、購入した指導書を消耗品の歳出科目で処理したということをお聞きしましたが、これまで27年以前、18年に町村合併をしましたので、そこから９年間の間に教科書も指導書も改訂、教科書改訂等々がなかったのか。あれば、このようなことが想定されるわけですけど、そこはどうなんでしょうか。なかったんでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

合併したのが平成18年でございますけれども、そこまで遡って歳出、支出内容を調査しましたところ、それまでもこういった教科書改訂のたびに指導書等は購入しておりました。ただし、それが700万円を超えるものではなかったために、議会の議決は不要ということで、そのまま契約をさせていただきました。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１１２号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第15、議案第112号　財産の取得の追認について（令和２年度使用小学校教師用教科書、指導書及び指導資料の購入契約）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１１３号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第16、議案第113号　財産の取得の追認について（令和６年度使用小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書の購入契約）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１１４号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第17、議案第114号　財産の取得の追認について（令和６年度使用小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書の購入契約）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎委員会提出議案第４号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第18、委員会提出議案第４号　南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　本議案については、町長、副町長等いわゆる特別職を対象にした期末手当の算定基礎、この額を変更する、改正するものでありますが、そういう意味ではいわゆる制度に守られたといいますか支えられた、いわゆる社会経済の変動に伴う増額ということです。

しかし、一方で、町民サイドにはこうした制度に乗れない、恩恵に浴せない、あるいはまた国民年金だけで生活をしている方々がたくさんおります。

私たち議員として、この議案を成立させるためにどういう姿勢で今後議会活動、あるいは議員活動をするのか、お考えがあればお示しいただきたい。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　開会日に説明申し上げましたが、人事院勧告の勧告は非常に重いものというふうに認識をしております。議会単独での行動ではないため、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　人事院勧告が軽いとか重いとかという私は設問をしているわけではなくて、それを受けて、しっかりと議員報酬、あるいは議員の期末手当を確立させるというこ

と自体については私は反対はしませんが、こういった制度、あるいはシステムに乗っかれない方々が町民には沢山いて、私たちにはいわゆる議員活動の一つとして託したものがあると思うんですが、これを受けながら議員としてどのように今後、いわゆるその方々に向き合っていくのか。ここのところの考え方を示していただきたい。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　本議案に対して、今の設問はちょっと答弁しにくい内容だなというふうに感じておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　いわゆるこれは議員の報酬全体の一部を占めるものなんですね。つまり議員の報酬を決定する内容の関連があるわけです。その中でいわゆる議員として、その制度に守られて支えられているから、当然の如く受け取る。

それはそれでいいのかもしれませんが、受け止めた以上、じゃ議員として議会活動、議員活動として、こういうことを姿勢として前面に出しながら寄り添いながら活動していきたいというのは、必ずこれ一人の議員に来るんじゃないですよ、議会議員は全体に来るんですね。自分たちはいいよねと。だけど見てください、私たちは期末手当なんか出ませんよとか、あるいは国民年金の今の状況では生活が苦しくて、なかなか私たちは未来に希望を持てないんですと。こういったときに、しっかりとこういう私たちは姿勢で活動で応えていきますと、こういう認識は必要だと思うんです。

ところが、それが単なるいわゆる報酬の増額の議案だから、答えにくいというのは、私はいささか議員の姿勢としては問題があると、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　弱い立場にある住民に寄り添う気持ちは、全議員がしっかり持っていると、持って活動していると思います。

私は、今回の一般質問でも、１人世帯、２人世帯、国保の被保険者、この方たちの辛さ、通告外でありましたが、年金の支払い、そして今月でいきますと13日に並んで年金を引き出しに行っていらっしゃる方、そういうところも見ております。

そういう方たちに寄り添う気持ちから、低所得者の方たち、本当にこの賞与も出ない。そういう方たち、また月々に決まったお金が入ってこない。そういう方たちが多く占める国保、そこに対して一部分になるかもしれませんけど、弱い立場に対する思い、これを持ってそこを何とかしなくてはという思いから、全ての議員が活動している。それは、私はたまたま今回そう

いう発言の場がありましたけども、それは声に出さなくても、それぞれの支持者に向き合って活動しているというふうに感じております。

以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　今、みんながそう思っているというふうにご発言されたんですが、私は私のことしか分かりません。皆さんのことは分かりません。

ただ、皆さんが同時に引上げをするわけですから、そのとき受け止め方としてそれぞれ違っていいんですが、議員として今後その方々が抱える課題にどういうふうに向き合うのか。ここのところをしっかりと受け止めて、その上で、例えば一例ですが、国民年金の受給額の底上げに対して、議員がしっかりと問題提起をしていくと。いわゆる町政の問題だけではなくて、国政の問題にも一歩踏み込んでいく考え方があるかどうか、もう一度お伺いします。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　今後、議員懇談会等々、議員間討議等々の中でこれらを議題にして、各議員の考え方等も伺いながら協議していきたいというふうに考えます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私は、今の答弁に対して少しだけ希望を持ちましたが、やはり議員が確かに一人一人議員としての価値観を持って、そしてそれぞれの領域もあるでしょう。そういうものを踏まえながら、全体的に議会としてこういう討議をし、こういう結論を得たんだと。その結論に対して、町当局にももちろん申し上げるが、いわゆる国政の問題に対してもしっかりと向き合って、地方議員としての役割を果たしていくんだと、こう言いながら、私たちも活動する以上、経費の必要性を皆さん認めてくださいと、こう言いながら信頼関係をつくっていくことをしっかりとお願いをして、質問を終わります。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　ちょっと今の湯田議員の質問とかには、直接的に答えるような形にはならないなというふうには思いますが、議運の委員長だけに全て負わせるような形ではちょっとまずいのかなというふうに思って、発言をさせていただきます。

私は、実は今日のこの人事院勧告の完全実施の問題というのは、こういうのはあまりやっぱりそういう制度して一応成り立っているものなんだから、やっぱりそこの先ほど湯田議員からあったような、やっぱり議員も一人一人がやっぱり活動に責任を持つという、それは日常の活

動の中でやっている中身ではないのかというふうに考えるものですから、それをまず一つ押さえていただいて、あともう１点は、私は最低賃金の引上げ等について、一応この議会の中で何回も紹介議員というふうな形でやってまいりました。

そのときにも、議員の間からは、もう最低賃金を上げたってそれに該当できるような人も、もうぎりぎりになっている人もいるんだと。そういう立場は理解できるのかということで、そういう意見もお伺いをしてきました。ただそれについて、こういう理由ですというのはちょっと省略はしますけど、それを言わないと何にもできないのはやっぱり制度としてなっているものを、じゃやらなかったら、全てその思い、それぞれの制度として成り立っていくかというと、それもなくなってしまうんではないかというふうに思います。

ぜひそこのところは、先ほど楠議員から話がありましたように、やっぱり日常の議員活動の中でそれぞれが自覚をしながら一応対応していこうじゃないかというようなことは、私がこんなことを言うと怒られちゃいますが、議員各位にですね、やっぱりそこのところははっきりしているんではないかというふうに思いますので、ご理解をお願いできれば。そういう私も立場で頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解お願いしたいと思っています。

以上です。ちょっとまとまらない話で、申し訳ありません。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１１５号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第19、議案第115号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それでは、一般補正、32ページで、10の教育費、２の小学校費の14工事請負費になります。約1,000万の減額ということになっておりますが、私も委員会の関係ではないので、なお質問させていただきますが、この減額の内容をまずお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

まず、こちらの工事に関しましては、当初予算が１億8,280万円でございました。実際入札を実施しましたところ、１億6,808万円で入札が行われまして、請け差が1,472万円出ました。

そうしまして、まだ今のところ１月14日を工期終了と予定して今工事が進んでいるんですが、ここから数か月あります、１か月ほどありますが、その間に変更契約が出てくることも想定しまして、一応300万円取っておきます。

そうしましたところ、差し引きしますと1,172万円ございます。さらに途中で予算流用を164万3,000円ほどいたしましたので、そこを差し引いたところの1,007万7,000円を流用したいものでございます。

〔「減額、減額」と言う者あり〕

○阿久津勝英学校教育課長　失礼しました。1,007万7,000円を減額したいものでございます。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　一般行政報告書の中では、10月１日現在でありますが、進捗率50％ということでありますが、年明けてほとんどが竣工期でありますので、現在の進捗状況というのは100％に近いわけですか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

先ほど工期を１月14日として工事がスタートしたわけなんですが、現在のところ年末までには、12月末までには工事がほぼ終了するというふうに工事関係者のほうからも報告を受けておりまして、１月の初めの３学期の始業式からは体育館のほうが使えるような状態になるというふうに聞いております。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それと、この工事の関係で主体工事、本体工事がこの金額であると思うんですが、設備とか電気関係については関係しないということで見てよろしいんですか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

この工事につきましては、３つの工事に分かれております。今ほど議員おただしの建築主体工事、そして電気設備工事、さらに機械設備工事、この３つに分かれておりまして、今回の減額につきましては、それぞれの工事を足したものということになります。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私からは、２点質問をさせていただきますが、まず一般補正のページ24ページになります。

款が農林水産業費、項が林業費、目が林業総務費、節が給料であります。ここで、いわゆる384万円の減額がなされていますが、この中身についてちょっと教えていただきたいです。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

今回の人件費の補正につきましては、令和６年度の当初で取ったものから人事異動等を整理しまして、全体を今回調整させていただきました。個別に今回384万2,000円がここで減額に、全体での整理をしておるものですから、今ちょっと手元にここの384万2,000円の資料はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　そうしますと、年度内の人事異動ということですか。そうしましたら、その人事異動の理由がもし支障ない範囲でご説明いただけるなら、お願いします。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

令和６年度の当初予算が大体２月頃に決まるんですけど、おおむね。その後に人事異動、配

置がちょっと変更になる可能性もありますので、恐らく今回につきましては、手元に資料がないのであれですが、派遣職員の関係で今回減ったんではないかというふうにちょっと記憶しているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　人事異動によって、経験の深い職員と若い職員の入替えなんかもあります。そうしますと、その方の給与の年間の額が変わってきますので、そういったものをこの12月の補正予算で計上するということで、本来ですと給与改定で増えるという形になるわけですが、農林課については、そういうふうな部分が人事の人の入替えの関係で給与の減額が発生したと、このように理解をしております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　そうしますと、ちょっとページ飛んで申し訳ないんですが、ページ35ページになりますが、ここで教育費についても給料の減額があります。これも今の説明と同様の原因と、こう考えてよろしいんでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

そのような要素を含んでおりますが、すみません、具体的な積み上げにつきましては、今すみません、手元にございませんので、お時間いただければ調査させていただきます。

以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　細かく数字を求めるものではありません。傾向として、そこに例えば内在する課題があるのかないのか。

ここを知りたいので関連して申し上げますが、同じ一般補正の37ページに、一般職のいわゆる職員数が掲げてあって、ここで比較して８名の減というふうになっているんですが、これとの相関関係はありますか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えします。

この辺との相関関係はございます。

一般補正38ページをご覧いただきたいと思うんですが、38ページが先ほどマイナス８名の内訳となってございます。38ページが会計年度任用職員以外の職員ということで、こちらがマイ

ナス２で派遣ですとか、今回途中退職、そういった方の２名分と、その下にいきまして、39ページ、こちらが会計年度任用職員でマイナス６となってございます。

この内訳でございますが、集落支援員が２、社会教育指導員１、田島保育所で１、あと、障害者雇用枠で１人予定しておりましたので、その方１人、あとは農林課の産休ということで、会計年度任用職員につきましては今ほどの削減があったものですから、マイナス６ということになってございます。

予算を取っておいたんですが、その職に当てはまる方が応募がなかった。そういったことでマイナスとなったというところもございますので、先ほどのとおり派遣の部分もありますので、相関関係はあるというふうに考えております。

以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私は、基本的にいわゆる行政職として、その役割、分野ごとに役割を持つわけですが、そこで数値はそれほど間違いが出るというふうには思っていません。しかし、数値が動くという裏には、実は野菜に虫がついたときに根っこはどうなっているかという問題が非常に大事な問題なんですね。

それと同じように、表面に出てくる問題のいわゆる地下茎に隠れているところに何か問題がないか、こういうことをちょっといつも気にして質問をしているんですが、ここの数字でいいますと、いわゆる会計年度職員にしても正職員にしても、必要だと思って予算を取ったんだけれども、必要があるから予算化したんでしょうけど、それが埋め合わせができなかったということになると、実際にそこの部門、あるいはそこの領域のほかの職員には影響しないのかどうか。ここのところをちょっとご説明お願いします。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

先ほどの職員の２名、派遣ですとか、途中退職ございました。それが影響がないかといえば、これはかなりあったというふうに思っております。それと会計年度任用職員の部分につきましても、その方がいらっしゃらないことでその他の職員への負担、これは増えているということはあると思っております。

以上です。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　なかなか私たちには知り得ない情報なんですが、何でもそうですけど、

手に触れて感じられるもの、あるいは耳に聞こえて、何ていうんでしょうかね、心が動くものありますが、目に触れられない、あるいは一見見落としてしまう。そういう深い、ある意味では原因がある。ここのところをしっかり見極めるような、そういう姿勢をぜひ持っていただきたいと思うんですね。

これまでも何回も町長が答弁を求められて訂正をしたり謝罪をしたり、これはあまりいい形ではないです。だから、これは皆さん本気で一生懸命仕事をされていると思うんですが、町長に至っては、そこの芯根部をちょっと探り寄せながら、職員がある程度余裕を持って、そして仕事ができるようなそんなことで人員配置をしていただければありがたいなと考えながら、質問を終わります。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　それでは、２点お願いします。

まずは、一般補正25ページ、款６農林水産業費、項２林業費、節が18の負担金、補助及び交付金の森林環境譲与税事業と、あとその下の積立金について。

それから、２点目が一般補正26ページの款７商工費、項１商工費、節18の負担金、補助及び交付金についてということで。

まず、25ページの農林水産業費の森林環境譲与税事業についてですが、この部分の搬出間伐促進事業補助金、それから、その下の高性能林業機械等レンタル事業補助金、この辺、減額の理由を教えていただきたいと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

まず、搬出間伐促進事業補助金についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、私有林の人工林につきまして、国・県補助に該当しないものにつきましての町での支援事業というふうな捉え方をしております。

当初770万円ほどの予算を計上しておりましたが、そのうち確定見込みとしまして５町歩程度の実績がございましたので、そちらのほうの確定見込みとしまして451万8,000円ほどと見込んでおりまして、その差額分の318万2,000円ほどを減額したものというふうになっております。

続きまして、高性能林業機械等レンタル事業につきましては、この補助事業につきましては、林業従事者の負担軽減ということとスマート林業という形で林業の施業の効率化を図るために機械を導入するということなんですが、その導入費用が高額になってしまうというところが

ありますので、現在レンタルをさせていただいたときに、そちらの一部を補助する事業というふうになっております。

そちらにつきましては、当初360万円ほど見込んでいたものですが、確定見込みとしましては222万6,000円というふうになりましたので、その差額分の137万4,000円ほどを減額とさせていただいてところでございます。

以上です。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　それで、私も最初の予算から比較をして両方とも大体40％ぐらいを減額するというようなことで、ということはその分使われなかったということでしょうから、その何ていうか、有効に使われなかったのかなというふうな、そういう見方もできるかなというふうに思うんですね。

目標というか、当初予算をちょっと過剰に見積もって、余裕を持って見積もっていたということなのか、あるいは現場として、実際には何かの理由で必要とされないというような判断があったのかという、そういった現場レベルでの状況というのはいかがでしょうか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

こちらの予算計上の積み上げにつきましては、各事業体から要望の聞き取りをした上での計上額ということではなくて、全体的なところを見越した上で想定したヘクタール、事業規模について予算計上させていただいたところでございまして、それとの今回見込みの部分が過大になったというところでございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　はい、了解しました。

その下に積立金があって、ここが811万と。年度当初の予算では55万2,000円というふうな形で上がっていたわけなんですが、そうしますとこういった形で先ほどの負担金、この事業補助金での減額分が、こういったところの積立金のほうに回ってくるということでよろしいでしょうか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

本事業につきましては、国からの森林環境譲与税の交付金をこの事業に充てているところでございます。議員おただしのとおり、そちらにつきましては、交付税の部分を満額使途を決め

た上での執行予算を取ったところでございまして、議員おただしのとおり、減額になる部分につきましては、その分を基金に積み立てて、予算については交付金と同等額を積み立てるというふうなところで処理しているところでございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ちょっと教えていただきたいんですが、それで森林環境譲与税の基金なんですけども、年度当初の予算としては9,412万8,000円ほど基金としてあると。今回積立金で増額される分を考えると１億を超えるということになるわけなんですが、まず森林環境譲与税、この制度は割と新しく始まった制度かなというふうに私は理解しているんですけども、この基金が始まったというその歴史というか、いつ頃から始まっての事業というか、基金なんでしょうか。

○山内　政議長　ゆっくりでいいですよ、調べられなかったら。

５番、古川議員に申し上げますが、今のことが分からないと次の質問はできませんか。

○５番　古川　晃議員　はい、では大丈夫です。

○山内　政議長　大丈夫。それでは、それは後にして、じゃ次の質問ありましたら。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　この基金的にもかなり蓄えがあるということになるわけなんですが、森林環境譲与税の基金、この基金というのはこの後どういった形で使用されるというか、その基金として蓄えられているものであるかという、そういった目的について教えていただければと思います。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　失礼しました。すみません、先ほど答えられなかったんですけど、今、資料ありましたのでお答えさせていただきますが、こちらの森林環境譲与税につきましては、令和元年度から事業展開させていただいたところでございます。

まず、森林の私有林につきまして森林整備が進まないという現状がございまして、そこで1,000円程度の賦課金を取らせていただいて、全国的な森林整備に充てるというところで国が制度化されたものと理解しております。

その上で、環境譲与税事業につきましては使途が決まっておりまして、１つ目としましては、森林整備に関わるもので、２番につきましては、その人材育成に関わるもの、３点目については、木材利用に関わるものと。４点目については、その普及啓発というような形で森林事業に特化した譲与税の使途が決められておりますので、そちらのほうで使わせていただくというふ

うになっております。

したがいまして、こちらの基金につきましても、そういった使途を限定をさせての使途に適用した形で予算執行を見越していきたいと考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　私も森林環境譲与税を見てみたらば本当に最近始まったもので、令和元年度あたりから積立てというか基金が始まっているのかなというふうに見たんですけども、今年令和６年なんですけども、それにしても短期間で億を超える基金がたまっているということで、ある意味もうちょっと有効な使い方というのも考えられるんではないかなというふうに思うんですね。

特にやっぱり林業に関わっては、この町のメインとなる産業とそういうことで目指しているわけですし、後継者がなかなか育たないという、そういった悩みもあるということですから、そういった部分でもう少し工夫をして基金に回す分を少なくしてというか、有効な使い方があるのかなということで、今回こう質問したわけです。そのことについては、いかがでしょうか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

まさに議員のおただしのとおり、私有林の森林整備につきまして事業化をするというところであります。それについては、要は手が入らない森林ついては地力が弱まっているということで、災害の要因になり得るというところがありますので、そちらの手当てをするというところがございます。

ただその一方で、森林所有者がどこに自分の山があるか分からないというような形の部分と、林業者につきましても、要は切りたい山があるというところなんですが、そこにどういうふうにアプローチしていいか分からないというようなことがありましたので、町としましては、これまで様々な補助事業をご用意させていただきまして、林業事業体が使い勝手のいい事業展開をさせていただいたというところでございます。

ただそれについても執行予算が余るというような形がありますので、今後につきましては、どのような形で森林整備を進められるかというものについては、関係機関と協議をさせていただきながら、現状を打破できるような手だてについて検討させていただきたいと思っております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　基金があって蓄えがあると安心できる部分はあると思うんですけど

も、ぜひ今現在の有効活用ということで、この後努力していただければと思います。

それでは、続きまして一般補正の26ページのほうの７の商工費で目が２商工振興費、節18の負担金、補助及び交付金、ここに地域活力創生事業補助金（減額）というふうにあるんですが、これも今の森林環境譲与税と同じように、年度初めの予算としては400万取ってあったと思うんですけど、ここで200万の減額ということになっているので、この減額の理由教えていただければと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

現在、これまでこの事業に申請していただいた事業所が１件ございました。支出額としては89万円ということで、補助限度額としては100万円という形にはなっているんですけども、今後その相談件数も予定されていないということから、１件のみを、１件の相談あった場合、その事業の執行に向けて予算を確保しながらも、そうしますと200万円ほどは減額できるということで、財源の調整もございましたので、１件分を残して今回減額補正ということでさせていただきました。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　１件のみであったということなんですが、ちょっと私から考えるともったいないなと。これだけの補助金が準備されているので、この補助金の目的というのは、年度の当初予算の項目を読むと、「町内企業の産業競争力を強化し、雇用の安定確保を図るため、製造業等の設備投資を支援する。」ということになるわけですよね。やはり町内の中小企業、そういったところの設備投資の支援ですから、それが１件という部分では、ちょっともったいないんではないかなというふうに思うんですよね。

そこのところは、先ほども森林環境のほうでもお尋ねしたんですけども、予算の立て方としてあらかじめのリサーチ的なものがあって立てられるものであるのか。当初の400万というのは、どういうふうにしてつくられた数字なのかということをお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　基本的には、前年度の実績の数値を見込みながら予算化をしているところです。

今ほどありました補助金の交付実績でございますが、例えば実績として令和５年度は３件の実績がございました。さらに増えるんではないかという部分では１件プラスしまして、１件だと100万ということで想定しまして400万円ほど予算化はしているところだったんですけども、

実際のところ今年度におきましては、申請の、先ほど言いましたように申請の実績が１件のみであったと。あと、そのほか相談件数もなかったということから、当然全額減額するわけにはいきませんので、１件程度の余裕を持ちながら予算をその分だけは確保しつつ、今回減額となったところでございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そうしますと、こういった事業がありますということをそれぞれの事業所に対してはどのような形で、これ周知されているものなんでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まず、毎年やっております企業訪問等でこういった事業があるので、ぜひ該当するような項目がありましたら、ぜひ申請してくださいということでの聞き取りもしながら、紹介をしているところです。

さらに令和６年度の集落・町民・企業支援ガイドブックというものが各世帯に年度当初、総合政策課のほうで配布させていただいているところだと思います。そういった中にも、きちんといろんな企業支援の補助金ですとか、そういった支援制度が網羅されておりますので、これも一緒に活用しながら、企業訪問もしながら、そういった部分での申請していただくような形で周知はしているところでございます。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　ページ、一般補正の29ページになります。

款８の土木費、住宅費の中の14工事請負費について伺います。

この請負費なんですけども、多額になっておりますが、減額、減額で２つが減額になっていますが、それぞれの内訳を教えてください。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業、松下団地建替工事の敷地内道路の改良工事でございますが、こちらにつきましては、当初事業費といたしまして2,300万程度の事業費を見込んでございました。実際そちらにつきましては延長等については大きな変更はなかったものの、工事費の中で物価上昇率等をいろいろ考慮してございましたが、実際のところは1,400万円程度ということで、900万円の減額になったというところでございます。

もう一つの松下団地既存住宅解体工事の２棟でございますが、こちらにつきましても同じように、こちらにつきましては実績に伴います請け差に伴います減額という形になってございます。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　今の説明ですと900万は全てこの内訳と、敷地内道路改良等工事請負費の減額は幾らになるんですか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　こちらの松下団地の敷地内道路につきましては、当初が2,300万で計画をしておりましたが、1,400万程度の事業費ということで、こちらが900万の減額ということになってございます。解体のほうは、先ほど金額を申し上げませんでしたが、当初270万で見込んでございましたが、221万の実績ということで、こちらが48万円の減額ということでございます。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、今、丸山議員が質疑した29ページ、５項２目14節の部分で質疑と、もう１点は、一般補正31ページ、１項２目10節の教育費について質問させていただきます。

今、900万の減額は、当初の見積りから実際に施工してみたら安くできたというふうな感じに受け取ったんですけど、諸物価が高騰、燃料費等々で上がる、それを見込んだにしても、2,300万で見込んだのが1,400万というのは、ちょっと見込みが何か甘いというだけではなくて、どこかその理由あるのではないかというふうに思うんですけど、どうですか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど答弁してございますとおり、物価の上昇率が年率10％程度上がってございます。そちらに対しまして物価の上昇を見込んだというところではございますが、そのほかの部分としては材料等々の高騰がもう少しあるんではなかろうかということで、資材等々、材料等の高騰があって、人件費の高騰ももう少しあるのではないかなということで余裕分を見たというところでございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　余裕を見過ぎだったのかなというふうに思いますが、そういうこと

はないですか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

　こちらにつきましては、現実は今回900万の減額ということで約４割程度の減額という、４割弱ぐらいの減額になってございますので、現実はちょっと積算に対して積算が甘かったのかというふうに認識してございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、一般補正31ページの需用費1,121万7,000円の内容について、教科書改訂事業なので、これもまた消耗品として上がっているんですが、さきの説明の分とは違うんだろうというふうに思いまして、内容を伺いたいと思います。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

　こちらにつきましては、説明のところに小中学校教科書等改訂事業とございます。

　まず、小学校分につきましては、改訂が令和５年にあって、今回６年度が使用開始というところがあったんですが、７年度になりますと、今年例えば１年生だった子が２年生になるということで、１学年上がってまいります。特に特別支援学級に入級しているお子さんの指導については、１学年上がるとその分１年生のときに使っていた教科書じゃなく、２年生の指導書等も必要になってきますので、その部分で小学校の教科書、指導書が必要になってきます。

　内訳といたしましては、小学校分のその不足分の教科書が２万2,956円、そして小学校の不足分の指導書、こちらが17万8,640円かかります。これがこの内訳の中に入ります。

　それ以外のところとしまして、大半の部分を占めます中学校部分になりますけれども、中学校の教科書については、合計で９万207円、そして中学校の指導書が1,092万4,320円というところで、合計しますとこの1,121万7,000円になります。

　一般質問のほうでも令和６年度使用の教科書に関してのご質問がありまして、その際もご説明はしたんですけれども、教科書改訂に伴う指導書等の購入につきましては、教職員用の教科書の値段よりも教職員が使う指導書ですね、指導書が大半を占めておりまして、今回も約1,100万円が指導書の価格になっております。

　そして、追加でご説明しますと、これは書店２社から購入する予定になっておりまして、１社が573万円ほど、そしてもう１社が527万円ほどになっておりまして、議会の議決を必要とする700万円を超えませんので、こちらについては、３月議会ではご提案しないことになってお

ります。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　はい、分かりました。

　では、小学校費と中学校費、それぞれ項の３と項の４というふうにあるにもかかわらず、ここに小中学校費と上げてあって、なおかつ財産という、この総額の金額を見るとですね、消耗品という勘定科目はどうなのかなというふうに思ってお聞きしたんですけども、この歳出科目、これは消耗品、700万未満の部分は消耗品という記載でいいんでしょうか。これは備品ではないんでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

　一般質問の中でもお答えしたんですけれども、こちらについては以前から消耗品費として購入しております。内容的に教科書１冊の値段が大体300円とか、400円という値段から一番高い指導書のセットで買った場合に大体８万円ほどというところで、１冊当たりの単価が数百円から数万円程度のものでありまして、さらに使用期間といいますか、４年に一回改訂ということで長期の使用に耐えるものでもないというところから、備品という扱いではなくて消耗品として計上しているということだと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　訂正のちょっと答弁をさせていただきたいんですが、先ほど、５番、古川議員の質問の件で、私、ガイドブック、集落・町民・企業支援ガイドブックの配布の件で答弁させていただきました。全世帯に配布されておりますという答弁でしたが、世帯には配布しておりませんでした。大変申し訳ありません。私の認識の誤りでございます。訂正して、おわび申し上げます。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　私からは１点だけ、一般補正の10ページから質問したいと思います。

　款が17財産収入、項が２財産売払収入、目が２生産物売払収入、節が１林産物売払収入、そこの間伐材売払収入の追加について、内容としては伐る量が増えたということだと思うんですが、この理由についてお伺いいたします。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

議員おただしの金額109万円につきましては、田島地域におきます町有林の間伐施業を昨年実施させていただきました。そちらのほうで出た間伐材につきまして、公売の下で売払いをさせていただいたところでございます。

当初につきましては、この数量について確定できませんでしたので、存目計上ということで１万円ほど計上させていただいたところです。こちらにつきまして公売が成立し、収入額として確定できた金額につきましては110万円というふうになりましたので、そちらの差額分の金額109万円ほどを今回計上させていただいたものです。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　理由について理解いたしました。

私、９月の定例会でＪ－クレジット制度の一般質問をさせていただいた際に、答弁として町有林、伐期に来ているものが数多くあるということなんですが、今後、間伐の計画について町としてちょっとどのような考えでいるのか。その点についてお尋ねいたします。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

町有林につきましては、やはり循環をしていきたいと考えておりまして、長伐期を迎え、既に間伐ではなくて立ち木が成長したものについては売払いをしていくというふうにしておりまして、間伐事業につきましては、国の指針に基づきまして長伐期ができる形になりますが、大体45年程度で間伐時期を迎えるという形になりますので、そちらの時期の森林について、調査させていただいた上で施業させていただくという形の部分でさせていただきまして、基本的には植えた林齢に基づきまして、間伐施業と立ち木の売払いというところを判断させていただきまして、事業展開させていただきたいと考えております。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「発言する者なし」〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　先ほどの専決第17号の件で、つり足場の関係でございますが、こちらのほう私のほうが間違った答弁をしてしまいましたので、ご訂正をさせていただきたいと思います。

つり足場につきましては、増強工事というふうに申し上げましたが、桁の塗装のための工事ということで、そちらに伴います延長の増ということでご理解をお願いしたいと思います。

大変失礼しました。おわび申し上げて、ご訂正をよろしくお願いいたします。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１１６号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第20、議案第116号　令和６年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１１７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第21、議案第117号　令和６年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１１８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第22、議案第118号　令和６年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１１９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第23、議案第119号　令和６年度南会津町水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――――

◎議案第１２０号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第24、議案第120号　令和６年度南会津町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室２で開催します。

再開の放送は５分前に行います。

休憩　午前１１時４７分

再開　午後　１時００分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎日程の追加

○山内　政議長　先ほど議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し議題とすることに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議員派遣の件について

○山内　政議長　追加日程第１、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○山内　政議長　追加日程第２、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎閉会の宣告

○山内　政議長　本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和６年第４回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　１時０３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　山　内　　政

署名議員　　星　　和　孝

署名議員　　湯　田　　哲